

十島村過疎地域持続的発展計画 (令和3年度～令和7年度)

令和3年12月

鹿児島県 十島村

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 基本的な事項..... | 1 |
| 1 十島村の概況..... | 1 |
| (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要..... | 1 |
| (2) 過疎の状況..... | 4 |
| (3) 産業構造の変化及び地域の経済的な立地特性等..... | 6 |
| 2 人口及び産業の推移と動向..... | 7 |
| (1) 人口の推移と動向..... | 7 |
| (2) 産業の推移と動向..... | 9 |
| 3 市町村行財政の状況..... | 9 |
| 4 地域の持続的発展の基本方針..... | 12 |
| 5 地域の持続的発展のための基本目標..... | 14 |
| 6 計画の達成状況の評価に関する事項..... | 14 |
| 7 計画期間..... | 15 |
| 8 公共施設等総合管理計画との整合..... | 15 |
| 第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成..... | 16 |
| 1 定住促進と産業振興の連携強化..... | 16 |
| (1) 現況と問題点..... | 16 |
| (2) その対策..... | 16 |
| 2 地域間交流の促進..... | 17 |
| (1) 現況と問題点..... | 17 |
| (2) その対策..... | 17 |
| 3 担い手となる人材育成..... | 17 |
| (1) 現況と問題点..... | 17 |
| (2) その対策..... | 17 |
| 4 働く場所の創出..... | 18 |
| (1) 現況と問題点..... | 18 |
| (2) その対策..... | 18 |
| 5 関係人口の創出..... | 18 |
| (1) 現況と問題点..... | 18 |
| (2) その対策..... | 19 |
| 6 計画..... | 19 |
| 7 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 20 |
| 第3章 産業の振興..... | 21 |
| 1 農業..... | 21 |
| (1) 現況と問題点..... | 21 |
| (2) その対策..... | 21 |
| 2 畜産業..... | 23 |
| (1) 現況と問題点..... | 23 |
| (2) その対策..... | 26 |

| | | |
|-----|-------------------------|----|
| 3 | 林業..... | 27 |
| | (1) 現況と問題点..... | 27 |
| | (2) その対策..... | 28 |
| 4 | 水産業..... | 29 |
| | (1) 現況と問題点..... | 29 |
| | (2) その対策..... | 29 |
| 5 | 商工業..... | 30 |
| | (1) 現況と問題点..... | 30 |
| | (2) その対策..... | 30 |
| 6 | 観光又はレクリエーション..... | 30 |
| | (1) 現況と問題点..... | 30 |
| | (2) その対策..... | 32 |
| 7 | 自然保護..... | 33 |
| | (1) 現況と問題点..... | 33 |
| | (2) その対策..... | 34 |
| 8 | 計画..... | 34 |
| 9 | 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 40 |
| 第4章 | 地域における情報化..... | 41 |
| 1 | 情報化の推進..... | 41 |
| | (1) 現況と問題点..... | 41 |
| | (2) その対策..... | 41 |
| 2 | 計画..... | 42 |
| 3 | 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 43 |
| 第5章 | 交通施設の整備、交通手段の確保..... | 44 |
| 1 | 交通施設の整備、交通手段の確保の方針..... | 44 |
| | (1) 現況と問題点..... | 44 |
| | (2) その対策..... | 45 |
| 2 | 国道、県道及び村道の整備..... | 46 |
| | (1) 現況と問題点..... | 46 |
| | (2) その対策..... | 46 |
| 3 | 港湾施設及び漁港施設の整備..... | 46 |
| | (1) 現況と問題点..... | 46 |
| | (2) その対策..... | 47 |
| 4 | 交通確保対策..... | 48 |
| | (1) 現況と問題点..... | 48 |
| | (2) その対策..... | 48 |
| 5 | 計画..... | 49 |
| 6 | 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 51 |
| 第6章 | 生活環境の整備..... | 52 |
| 1 | 簡易水道、生活排水処理施設等の整備..... | 52 |
| | (1) 現況と問題点..... | 52 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (2) その対策..... | 53 |
| 2 消防防災..... | 54 |
| (1) 現況と問題点..... | 54 |
| (2) その対策..... | 55 |
| 3 計画..... | 56 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 57 |
| 第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進..... | 59 |
| 1 子育て環境の確保..... | 59 |
| (1) 現況と問題点..... | 60 |
| (2) その対策..... | 60 |
| 2 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策..... | 62 |
| (1) 現況と問題点..... | 62 |
| (2) その対策..... | 62 |
| 3 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策..... | 64 |
| (1) 現況と問題点..... | 64 |
| (2) その対策..... | 65 |
| 4 保健衛生..... | 65 |
| (1) 現況と問題点..... | 65 |
| (2) その対策..... | 67 |
| 5 医療費助成..... | 68 |
| (1) 現況と問題点..... | 68 |
| (2) その対策..... | 68 |
| 6 バリアフリー..... | 68 |
| (1) 現況と問題点..... | 68 |
| (2) その対策..... | 68 |
| 7 計画..... | 69 |
| 8 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 70 |
| 第8章 医療の確保..... | 71 |
| 1 保健・医療の確保..... | 71 |
| (1) 現況と問題点..... | 71 |
| (2) その対策..... | 71 |
| 2 計画..... | 72 |
| 3 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 72 |
| 第9章 教育の振興..... | 73 |
| 1 教育の振興..... | 73 |
| (1) 現況と問題点..... | 73 |
| (2) その対策..... | 73 |
| 2 公立学校施設の整備等..... | 74 |
| (1) 現況と問題点..... | 74 |
| (2) その対策..... | 74 |
| 3 社会教育..... | 74 |

| | |
|--------------------------------------|----|
| (1) 現況と問題点..... | 74 |
| (2) その対策..... | 75 |
| 4 計画 | 75 |
| 5 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 77 |
| 第10章 集落の整備..... | 78 |
| 1 集落の整備..... | 78 |
| (1) 現況と問題点..... | 78 |
| (2) その対策..... | 78 |
| 2 計画..... | 79 |
| 3 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 80 |
| 第11章 地域文化の振興等..... | 81 |
| 1 地域文化の振興..... | 81 |
| (1) 現況と問題点..... | 81 |
| (2) その対策..... | 81 |
| 2 地域文化の振興に係る施設の整備・活用..... | 81 |
| (1) 現況と問題点..... | 81 |
| (2) その対策..... | 82 |
| 3 計画 | 82 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 83 |
| 第12章 再生可能エネルギーの利用の推進..... | 84 |
| 1 再生可能エネルギーの利用の推進..... | 84 |
| (1) 現況と問題点..... | 84 |
| (2) その対策..... | 84 |
| 第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項..... | 85 |
| 1 庁舎移転..... | 85 |
| (1) 現況と問題点..... | 85 |
| (2) その対策..... | 85 |
| 2 自治・コミュニティ..... | 85 |
| (1) 現況と問題点..... | 85 |
| (2) その対策..... | 85 |
| 3 計画..... | 85 |
| 4 公共施設等総合管理計画等との整合..... | 86 |
| 事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分..... | 87 |

第1章 基本的な事項

1 十島村の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(ア)位置

十島村（トカラ列島）は、鹿児島県本土から南南西方向へと延びる琉球列島の北部に位置しており、熊毛諸島の屋久島と奄美大島との間に挟まれている。

トカラ列島は北から南へ、口之島・臥蛇島・小臥蛇島・中之島・諏訪之瀬島・平島・悪石島・小島・小宝島・宝島・上ノ根島・横当島の順に並んでいる。このうち、臥蛇島・小臥蛇島・小島・上ノ根島・横当島の5島は無人島である。

最北部の口之島は北緯約30度線上に位置し、最南部の横当島付近は北緯29度で、南北に約160kmの長さがある。

トカラ列島の島々は、北の口之島から南の横当島まで、北北東～南南西方向へほぼ一直線状に延びているが、細かくみると西側の臥蛇島・小臥蛇島・平島・小宝島・宝島の島列と東側の口之島・中之島・諏訪之瀬島・悪石島の島列の二つの並びに区分できる。

(イ)自然

西側の列は古い時代の火山岩類と隆起石灰岩からできた島で、東側の列は新しい時代の火山岩類からできた島である。

島々の多くは、霧島火山帯に属し、地形は比較的に山が高く、中之島「御岳」(979m)及び諏訪之瀬島「御岳」(799m)は、現在でも火山活動が続いている。

小宝島・宝島は、隆起石灰岩の島であり、山が低く比較的平坦地も多い。また、黒潮の影響を強く受けていることから珊瑚礁が発達している。

口之島から悪石島までの島々は、火山特有の地形であって周囲は断崖に覆われ起伏が激しく平坦地が少ない。しかし、火山の恵みとも言える「温泉」がほとんどの島に湧出しており、それぞれ利用されている。

トカラ列島は、アジア大陸東岸の北緯30度付近に位置することから「亜熱帯気候」といわれ、夏は熱帯のような暑さとなり、冬は比較的温暖である。年平均気温は19℃であり、鹿児島市よりも2℃～3℃は高く、特に冬の気温が高く平地では無霜の地域となっている。

降水量については九州本土と違い、5～6月の梅雨時期に多く、7月になると急に少なくなる。年間降水量は約3,627mmとなっている。

また、周辺の海域は「黒潮」の影響で水温が高く、台風の通り道にもなっている。冬場は季節風も強く、温暖ながらも厳しい気象・海象条件下になる。

(ウ)歴史

トカラ列島の歴史については、列島の位置から見て、古代の南洋文化（琉球文化）が北上した「海上の道」に当たる。しかし、九州本土にも近いことから、本土の文化（大和文化）の影響を強く受けた地域でもある。考古学的にも注目される地域であり、数多くの遺跡の発

掘調査が実施され、貿易陶磁器等の出土によって南九州と南島（奄美以南）との文化交流に大きな関わりや影響があったことが解明されつつある。

中世については、資料が少ない状況ではあるが、確かに七つの島にも中世的歴史は存在している。トカラ列島を俄然歴史上に登場させたのは、平家との関係であり、平家一門の日宋貿易・南海貿易による海上交通は、南西諸島のトカラ列島の各島々を標識にして行なわれていたことから、南西諸島についての知識は十分にあったと考えられる。

壇ノ浦の合戦で源義経軍に敗北した平家一門は、西走し九州各地に上陸した。その一部がトカラ列島の各島々に上陸したと言われている。そのため、全島ほとんどに平家末裔の伝承が残り、各島に島司（郡司）の家柄が残っている。この家柄は島の中心的・指導的家柄であり、財力・権力も安定し、宗教的役割についても重要な地位にあった。

近世でトカラ列島の島々は、薩摩藩直轄領で船奉行の支配下にあった。各島々には島役（郡司・横目・浦役・名頭）を配置し、口之島・中之島・宝島には在番を置いて島政が行われた。

幕末においては、口之島・中之島・宝島に異国船番所・津口番所が置かれていた。

宝島でイギリス捕鯨船との争いがあり、これを機に幕府は異国船打払令を出した。

現代では、明治4年に廃藩置県が実施されたが、十島では在番がそのまま郡司・横目と共に行政を行なった。

明治5年に明治政府は、小学校令を施行したが、十島には施行されなかった。

明治8年には在番が引き揚げ、口之島・中之島・宝島に戸長が置かれ、各島に副戸長が配置され戸長を補佐した。（十島は川辺郡に属している。）

明治18年には地租改正により地押調査が十島で実施され、十島でも税を納めるようになった。（十島は川辺郡のまま金久支庁直轄となった。）

明治22年に市町村制が施行されるが、十島は除外された。

明治41年に島嶼町村制が施行され、4月1日に十島村（じつとうそん）が発足することになり、大正9年4月1日には本土並の市町村制が施行された。（十島村は大島郡に属される。）

昭和5年には、本土に遅れること50年目にしてようやく、小学校令が施行され、各島に村立小学校が発足した。

昭和21年2月に、連合軍総司令部の宣言により、北緯30度以南の下七島（現十島村）と上三島（現三島村）に分断され、米軍政下に置かれることになった。

このことは、日本政府が政治上・行政上の権力行使を停止され、日本の範囲から除外されたことになる。

昭和27年2月1日に、ポツダム政令（日本政府令13号）により、北緯29度～北緯30度の下七島を大島郡十島村（としまむら）とし、地方自治法の適用を受けることとなった。

十島村の本土復帰と共に、島々の生活や経済・産業は、県本土へと向きを変え、県本土との関わりは、益々緊密の度合を増していったことから、昭和31年4月1日から役場庁舎を鹿児島市へ移転した。それ以来、村当局・議会は、鹿児島市にある村役場を足がかりに数々の住民サービスに努め実績をあげてきた。しかし、村民と役場が離れていることで失ったものも大きかった。その第一が役場職員と村民との間で濃密な接触が十分できず、村の危機意識や共通課題を実感として把握することが難しくなったことである。

昭和 48 年 4 月 1 日より自治省令第 298 より、大島郡から鹿児島郡に行政区域の変更がなされた。

(エ) 地域社会

鹿児島市に役場を移転して約 65 年の年月が流れ、役場を島に帰そうとする動きも起こっている。当時と比べ交通・通信体系が格段に進歩したことにより住民の生活が大きく変わり、経済や産業にも大きな変革をもたらした。そして、村民と役場が心の絆を固め一体となり、十島村の問題解決に努力し、活性化を図る手段の一つとして役場本庁舎移転の問題がクローズアップされてきた。今後については、庁舎移転によるメリット・デメリットの調査・研究を実施し、村民の意向を十分に汲みつつ庁舎移転問題への取組みを進めていくことになる。

十島村は、島々の周囲を広大な海によって隔絶され、島間の往来は週 2 便（往復）運航する定期船が唯一の交通手段であり、社会的条件は極めて厳しいものがある。

かつては、この物理的な海上の距離空間とそれに伴う様々な困難を乗り越えて、島々の人々は「トカラ人間」として強い連帯感のもとに、農漁業を基本にして島ぐるみで自給自足の生活を営み、生活的・文化的に一島共同体を形成し支え合ってきた。

しかし、第 2 次世界大戦後、米国軍による治政や日本復帰後の社会的変動などにより伝統的な連帯感が希薄になり、近年にあつては港湾・船舶等の交通体系及び通信体系等の整備により、社会経済が格段に発展したことで、より高い生活・文化水準を入手するにつれて、島々を結ぶ人間関係がますます希薄になり、「十島村」という共同体意識よりも島として独立的な意識が強くなりつつある面もある。

人口については、住民生活の生活拠点が 7 島に及ぶということもあり、人口動態は各島にとって、また村にとっても存立を脅かすだけに最大の関心事である。

特に人口問題の核をなす過疎化の進展、住民の高齢化は、第一次産業に基盤を置く本村にとって生産力を支える担い手不足を引き起こすだけではなく、島々の生活共同体を維持する面でも深刻な問題である。昭和 45 年に集団離島により無人島化した臥蛇島は、この問題を如実に現した事例といえる。

本村の人口推移は、昭和 25 年の国勢調査では、2,938 人を記録し、本土復帰の年では、3,394 人であったが、本土復帰後、日本の高度経済成長とともに向都離村が顕著に進んだことから、本土へ職を求めて若者が転出し、昭和 54 年には人口が 1,000 人を割り込んだ。平成 21 年まで人口は減り続けてきたが、平成 22 年から就業対策、空家対策など様々な人口対策を講じた結果、少しずつではあるが増加に転じてきていたが、平成 29 年度から再び減少に転じてきている。今後は、移住者をいかに定着させていくかが大きな課題である。

(オ) 地域経済

本村の産業は、過酷な立地・自然条件の中で自立できる産業は皆無に等しく、産業構造も昭和 30 年～40 年代までは、80%が農業従事者で農業と漁業を兼業とする自給的生産体制であり、零細農漁家であった。限られた土地所有、且つ基盤整備もない住民の生活においては、食糧自給体制の確立が切迫した最大の課題であった。しかし、過酷な自然条件（台風等）に

より耕種農業は衰退の一途をたどった。そのため、耕種農業に代わり、トカラの自然を生かした基幹産業として肉用牛生産を推進した。ただ、小離島であるがゆえに放牧面積に限度があり、一部農家を除き畜産を専業として生計を維持することは難しい状況にあり、畜産以外の産業の育成に努めていかなければならない。

十島の島々にとって、漁業は切っても切れない産業である。かつては自給自足の経済生活をするための漁業であったが、近年では、流通経済の中での漁業に対する取組みとして、漁港・港湾・水産施設が整備されたことにより大きく変わりつつある。また、保有漁船の大型化の傾向が進んでいる。産業としてみた場合の漁業については、専業として漁業を行っている数はまだまだ少ないのが現状であるが、Iターンの中には漁業を専業として生計を立てるものも出てきた。

地場産業については、島々の特性を生かした「島バナナ」、「島らっきょう」、「スイートスプリング」などの柑橘類や自然の海水（黒潮）を利用した「自然海塩」の生産業などが貴重な現金収入を得る産業となっているが、生産量については限界がある。

(2) 過疎の状況

(ア) 人口の動向

本村の人口は、昭和27年には、3,394人を記録したこともあったが、日本経済の高度成長とともに向都離村が顕著に進み、減少の一途をたどっていたが、平成22年から就業対策、空家対策など様々な人口対策を講じた結果、少しずつではあるが増加に転じたが、平成29年度から再び減少に転じてきており、現在は約680人である。減少要因としての高齢者や中学生卒業による自然的な減少が確実にあることを考えると予断を許さない状況にある。

(イ) これまでの対策

前回の過疎計画では、「1. 産業の振興（基盤整備、漁港施設、経営近代化施設、地場産業の振興、観光又はレクリエーション、特別事業、その他）・2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進（市町村道、農道、林道、特別事業、その他）・3. 生活環境の整備（水道施設、下水処理施設、廃棄物処理施設、消防施設、公営住宅、その他）・4. 高齢者等の保健及び福祉の向上、増進（特別事業、その他）・5. 医療の確保（その他）・6. 教育文化の振興（学校教育関連施設、特別事業、その他）・7. 地域文化の振興等（地域文化振興施設等、特別事業）・8. 集落の整備（過疎地域集落再編整備、特別事業）・9. その他地域の活性化に必要な事項（特別事業、その他）」という大きな課題の中で、諸々の施策を講じ、積極的にその推進を図った結果、おおよそ事業計画どおり計画が遂行でき、特に高齢者福祉、医療体系、子育て支援施設の整備については、介護拠点施設（高齢者見守り支援施設）を中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島に開所、特定健康健診やフレイル対策・疾病予防・重症化予防など、きめ細かなサービスの提供を行うことで健康寿命の延伸を図ることを目的とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業」の実施、悪天候による巡回診療の中止時の対応として、緊急時のみ使用していた「遠隔診療システム」を巡回診療で使用することで、診療日数の確保ができ、子育て支援施設を口之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島に子

ども子育て支援施設の開所など全島で介護及び子育てにおける拠点を整備したことで、高齢者の日常生活や子育て世代の育児不安など地域の利便性が格段に向上した。

産業振興においては、基幹産業である畜産の振興については、牧野改良や施設整備、その他、母牛の血統改良、無登記牛の淘汰事業などを実施し、生産販売額が3億円を超えるまでになり、本土との市場販売格差も着実に縮小してきている。

水産業においては、漁港及び船溜まりの整備とともに、村外の水産加工会社の中之島への進出などによる地元漁船等から鮮魚の買い付け、地元雇用の促進など、急速冷凍機等の新技術の導入と併せて活魚出荷など付加価値の高い漁業の取り組みを進めている。

農業においては、「島バナナ」、「島らっきょう」、「パッションフルーツ」などの島の気候にあった産物の出荷が増えている一方、「早出しビワ」、「サンセベリア」については、後継者不足等により大幅な生産量の減少となっており消滅の危険がある。

林業においては、これまで「大名たけのこ」の生産及び自家消費によるシイタケ及びキクラゲの生産が主であったが、「ヒサカキ」の導入を始めたところである。

加工業については、移住者の増加により、農産物及び水産物などの地域資源を活用した加工品販売も進められ、流通のハンディを無くす取組みも始まっている。

しかし、本村の産業は、経営規模が零細であることや、基盤整備がいまだ推進途上中、本土とのアクセスが定期船の週2回のみという流通の脆弱性が未だに改善されていないことから、経済的に厳しい現状は依然改善されていない。また、人口の動向についてもU・Iターン者については、「住居問題」、「就業問題」、「医療問題」等、多くの問題を抱えており、これらが定着率の向上にとって大きな課題となっている。

U・Iターン者の受け入れにより人口増を図っているが、特に村内に高等学校が無い場合、中学校の卒業と同時に村外の高等学校へ進学していくことによる影響が大きい。

(ウ)現在の課題

本村における大きな問題は、人口の減少に伴う若い労働力不足により、地域の活性化及び自立が困難なことである。近年は、交通・通信・医療体系の改善により利便性が格段に向上し、本土との往来について「生活環境・観光・産業」面での時間的格差が少なからず縮まってきたが、①村内に高等学校が無いことや卒業後の就労場所が少ないことから、中学校を卒業し高等学校に進学する生徒が村外に転出すること、②収入を得るための手段及び現地場産業等による収入が低迷していること、③安心して出産出来る環境にないこと、④安心して老後の生活を送ることができる環境が十分ではないこと、⑤依然として限られた交通体系であること、⑥流通コストが生活に大きな影響を及ぼしていること、⑦台風をはじめとする災害の影響を受けやすいことなどの要因により、人口を維持していくことは非常に困難となっている。

今後についても、住民の生活環境水準の向上、交流人口の増加、新・既存産業の振興を推進し、当該地域の自立を図り、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域間格差の是正及び美しく風格のある国土の形成を軸に、そこに住む人が安心して、またU・Iターン者が希望をもって定住できる村づくりを進めることが大きな課題である。

(エ) 今後の見通し等

令和3年9月30日現在の住民基本台帳による人口は、684人であり、令和2年国勢調査人口（速報値）と比較すると人員にして、56人（約7.6%）の減少となっており、医療、雇用、住居、通信、交通など様々な住民生活の向上のための更なる対策を講じなければ、人口の維持・増加は難しいと思われる。

今後、医療、寄宿舎整備の推進も含めた積極的な山海留学生の受入れ、U・Iターン者の受入体制や支援制度の見直し、関係人口増加の取組、高度情報通信の利活用推進、既存産業の更なる振興及び新規産業の掘起し、災害に強い村づくりの推進などを強力に推し進め、住民が安全・安心に暮らせる地域づくりが望まれる。

(3) 産業構造の変化及び地域の経済的な立地特性等

十島村の島々は、必然的に平坦地が少なく（狭小性）、本土と隔絶し（隔絶性）、四方を海に囲まれているという基本的な特性をもっている。夏から秋にかけては台風の常襲地帯であり、冬は北西の風が吹く季節風帯であること、生活航路は開設されているが不安定であり、島内に農産物市場はなく、島外市場との結合・依存の必要性も弱かった。そのため、商品生産を目的とした農業を営む販売農家がもともと存在しなかった。

本村の農業は、消費する分だけを生産する自給的農業として長い間維持されてきた。米、麦類、甘藷、豆類、粟、野菜等の作物を季節ごとに必ず収穫できるように栽培されていた。しかし、日本経済の高度成長に伴い人口の流出が各島で相次ぎ、特に基幹労働力が大量に流出したことから耕地面積の縮小や土地利用率の低下をもたらした。また、交通体系の整備により本土からの移入食料品が増え始めたことや、公共土木事業による現金収入を得る手段が生じたこと、そして大島紬の導入による副業の強化等によって「食べる分だけ生産すればよい」という考えになり、本村の自給的耕種農業は衰退し、農地も放置され始めていった。

昭和45年に策定された「十島村総合振興計画」で十島村の基幹産業として地の利を生かした肉用子牛の生産を中心とした畜産が取り上げられ、その対策として牧野改良と草地造成事業が実施され、島の原野や休耕農地は、放牧場や飼料作物の栽培に利用され、年間を通して牛が放牧されている。このように肉用子牛の生産だけが、唯一商品生産物として命脈を維持し、産業構造は畜産中心へと変化していった。

現在は、周年放牧という独特の形態による肉用子牛の生産が基幹産業となり、トカラ牛としての銘柄を確立しつつあり、経済的な発展を遂げているが、TPP交渉の大筋合意を受け、関税の引き下げによる本村の畜産経営への大打撃は避けられないことから、飼養頭数の規模拡大や経営の効率化などを加速しなければならない状況にある。

その他、亜熱帯果樹、柑橘類などの果樹類や加工品の開発による地場産業の育成に努めているが、後継者の育成、島バナナ、島らっきょうに続く十島村の風土、気象条件、流通体系に適した新規作物の導入も進めていく必要がある。

水産振興については、本村は周囲を広大な海に囲まれた好漁場を有していることから、更なる漁港や水産施設の整備を図り、保有漁船の大型化・近代化支援や技術指導、後継者育成に努めていく必要がある。また、民間の水産会社との連携による水産加工品の生産体制及び販路拡大、新技術を活用した取り組み、外来漁船との連携などの水産振興に努める必要がある。

林業においては、これまでの「大名たけのこ」の生産性の向上に加え、「ヒサカキ」などの新たな林業資源の生産体制の確立を図る必要がある。

観光振興については、都市型観光から自然体験型観光（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム）などへ移行してきており、「みるだけの観光」から各島の特長及び自然環境を生かした「みて体験する観光」への移行により、宿泊施設だけの経済効果ではない、農業分野及び漁業分野への経済効果をもたらすよう、新たな産業への可能性を探っていく必要がある。また、奄美大島や屋久島との交流促進や無人島の活用、出身者や友好島民による交流人口及び関係人口の拡大による観光振興に努める必要がある。

2 人口及び産業の推移と動向

（1）人口の推移と動向

日本経済の高度成長は、本村の生産年齢層を直撃し、その結果転出が相次ぎ、過疎化の大波に十島の島々は吸い込まれていった。特に、人口問題の核をなす過疎化の進展、住民の高齢化は、第一次産業に基盤を置く本村にとって生産力を支える担い手不足を引き起こしただけではなく、島々の生活共同体を維持する面でも深刻な問題である。

本村の人口は、昭和 25 年の国勢調査では 2,938 人を記録しており、本土復帰の年では 3,394 人であったが、本土復帰後の昭和 28 年～37 年の 10 年間では年率 2%程度（36 人）、昭和 38 年～42 年の 5 年間では年率 8%（133 人）、昭和 43 年～54 年の 12 年間では年率 3.5%程度（40 人）、昭和 55 年～平成 11 年の 20 年間では年率 1.1%程度（9.8 人）、平成 17 年～22 年の 6 年間では年率 0.5%程度（3.2 人）と減少しているが、定住対策を本格的に実施し始めた平成 23 年～27 年の 5 年間では年率 3%程度（19.8 人）と増加している。しかし、令和 2 年の国勢調査（速報値）では 740 人と平成 27 年と比べ 2.1%（16 人）、減少している。

また、国立社会保障・人口問題研究所によると今後も人口は減少傾向と推計され 2045 年では 489 人となり、村が目指す人口展望の 730 人と比べ 241 人の解離が生じている。

昭和 35 年～50 年の国勢調査では、15 年間の人口減少率を見ると 57.0%であり、生産年齢人口のうち 15 歳～29 歳では、70.0%と大量流出しており、その顕著な事例が、昭和 45 年の臥蛇島の無人島化である。昭和 50 年～平成 2 年の 15 年間でも、29.5%の減少率であり、生産年齢人口では、25.6%の減少となっており、過疎化の波に直面したことを物語っている。

過疎化の進展が、15 歳～29 歳の若年者の急激な低下を招き、総数に対する若年者比率は昭和 35 年では 14.7%であったが平成 2 年では 9.0%、平成 17 年では 5.1%と年々減少していたが、定住促進対策の効果もあり平成 27 年国勢調査では 8.3%となった。高齢者や、中学卒業後の離島など、人口の確実な減少があることを考えると、村の総合戦略に基づき山海留学生や U・I ターン者を積極的な受け入れ等、効果的な施策を実施する必要がある。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

| 区 分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|------------------------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|-------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 2,602 人 | 1,120 人 | △57.0% | 790 人 | △29.5% | 673 人 | △14.8% | 756 人 | 12.3% |
| 0 歳～14 歳 | 1,146 人 | 298 人 | △74.0% | 111 人 | △62.8% | 97 人 | △12.6% | 131 人 | 35.1% |
| 15 歳～64 歳 | 1,317 人 | 641 人 | △51.3% | 477 人 | △25.6% | 361 人 | △24.3% | 410 人 | 13.6% |
| うち 15 歳 ～29 歳(a) | 383 人 | 115 人 | △70.0% | 71 人 | △38.3% | 34 人 | △52.1% | 63 人 | 85.3% |
| 65 歳以上(b) | 139 人 | 181 人 | 30.2% | 202 人 | 11.6% | 215 人 | 6.4% | 215 人 | 0.0% |
| (a)／総数 若年者比率 | 14.7% | 10.3% | — | 9.0% | — | 5.1% | — | 8.0% | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 5.3% | 16.2% | — | 25.6% | — | 31.9% | — | 28.4% | — |

表1-1(2) 人口の見通し

(単位：人)

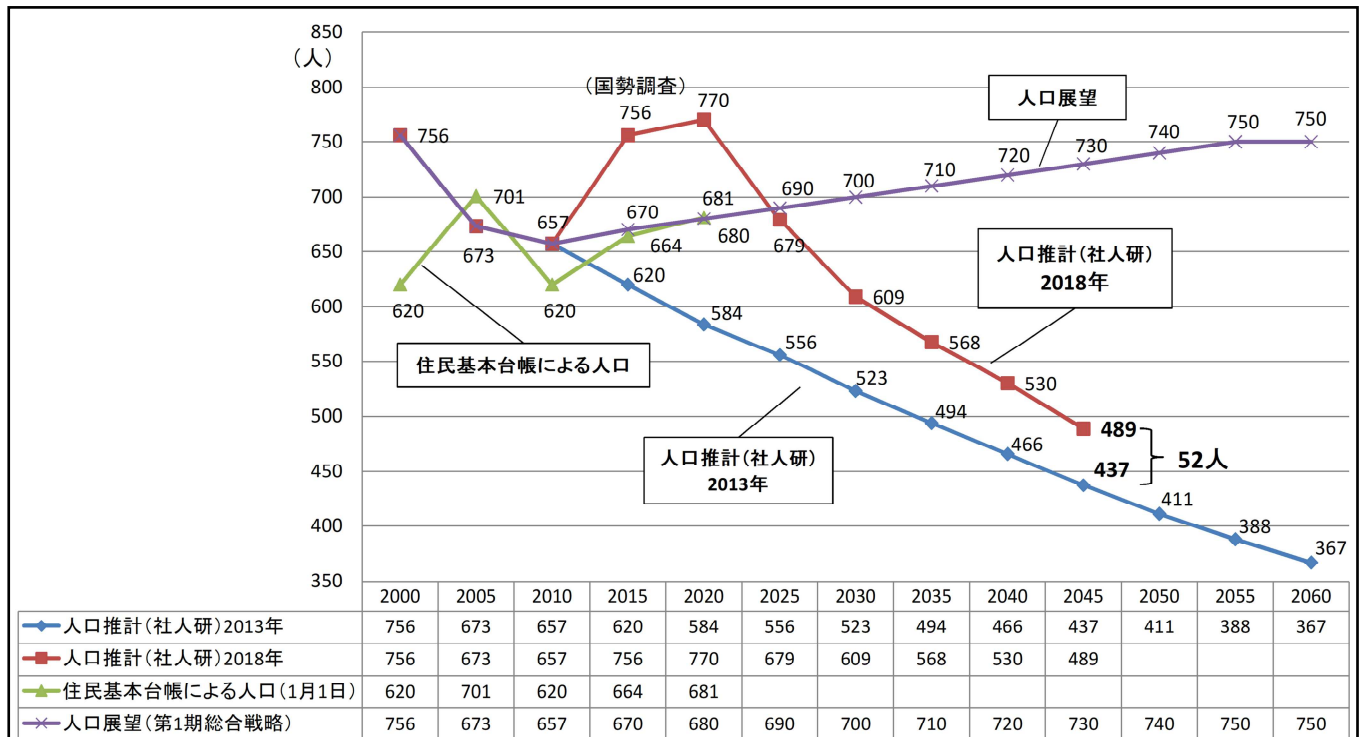


表 1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

| 区 分 | 昭和 35 年 | 昭和 50 年 | | 平成 2 年 | | 平成 17 年 | | 平成 27 年 | |
|-----------------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|-------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総 数 | 1,284 人 | 562 人 | △56.2% | 413 人 | △26.5% | 342 人 | △17.2% | 385 人 | 12.6% |
| 第一次産業 就業人口比率 | 88.8% | 33.8% | — | 34.1% | — | 29.5% | — | 29.4% | — |
| 第二次産業 就業人口比率 | 1.5% | 41.1% | — | 34.6% | — | 24.6% | — | 16.6% | — |
| 第三次産業 就業人口比率 | 9.7% | 25.1% | — | 31.0% | — | 45.9% | — | 54.0% | — |

(2) 産業の推移と動向

産業別人口の動向では、昭和 35 年では第 1 次産業が 88.8%を占めていたが、昭和 50 年では、第 2 次産業就業人口比率 (41.1%) が高くなっている。

要因については、本村の公共事業の増加による賃金労務、大島紬の導入による製造業の増加が活発になったためである。

しかし、その製造業も和装需要を取り巻く環境の変化による生産規模の縮小など不況の影響によって半減し、平成 2 年には第 2 次産業就業人口比率は、34.6%まで落ち込んだ。さらに、近年は公共事業等の減少により賃金労務も少なくなり、平成 27 年国勢調査では、16.6%とさらに落ち込んでおり、今後もこの減少傾向は続くと予想される。一方、第 3 次産業は、徐々に就業人口比率が増加しつつある。これは農業と兼業世帯であった民宿事業が営業許可制度によって専門化したことと、高齢化による就業人口の減少に伴い教員等の比率が上昇したこと、高齢者施設や子ども子育て施設整備などによるものと推測される。

3 市町村行財政の状況

本村は、昭和 27 年 2 月 10 日に本土復帰を果たし、地方自治法の適用を受け、大島郡十島村として発足した。本土復帰と共に島々の生活や経済・産業は県本土へと流れを変えたことから、行財政の効率を良くするため、昭和 31 年 4 月 1 日に役場所在地を中之島から鹿児島市へ移転し、中之島に支所を、他島には出張所を設置する組織体制で行政の運営を行っている。

しかし、昭和 30 年代の財政状況は大変厳しく赤字団体となっている。昭和 30 年 12 月、地方財政再建特別措置法が公布施行され、本村はその適用を受け財政の再建に乗り出し、昭和 39 年に再建に漕ぎつけた。

十島村の財政規模は、年々拡大し、昭和 50 年以降拡大がさらに加速してきた。この急激な伸びは、離島や過疎地域に対する法の整備が進んだことから、率の良い国の補助を確保しながら基幹的な施設整備を行ったことによる公共事業の増加によるもので、依然として基盤整備に重点を置いた行財政運営を強いられている。

歳入予算については、順調に増加してきたが、平成 9 年をピークに減少しており、今後も地方交付税の削減や村税収の落ち込み等により減少していくと思われる。また、本村の収入の大きな割合を占める地方交付税に関しては、平成 4 年度を境に年々減少傾向にある。それとは逆に主に港湾建設に係る村の借金である地方債の発行は増加しており、平成 9 年をピークに減少傾向にあ

るが、平成 12 年度末地方債残高は、約 87.8 億円にのぼっている。これに対し、公債費負担適正化計画に基づく、発行額の抑制、及び民間資金や補償金免除による政府資金の繰上償還など村財政の健全化努力、行政改革により平成 30 年度末地方債残高は約 42.9 億円まで減少した。

公債費の負担割合を示す起債制限比率については、平成 2 年度で 6.8%、平成 5 年度で 13.3% であったが、平成 8 年度に国の示す健全基準値を超え、平成 14 年度には 28.4% とさらに悪化していたが、村財政の健全化努力により、起債制限比率に変わる公債費の負担割合を示す実質公債費比率は、平成 17 年度で 26.0% であったものが、令和 2 年度には 10.1% となっており、財政健全化法の健全化団体となっている。

本村は、離島や過疎地に対する諸法令の立法措置により、飛躍的に整備されてきているが、本土と比較するとまだまだ格差は大きく、今後もナショナルミニマム達成に向けて相当な財政出動が必要である。行財政運営にあつては、予算の質の改善・透明性の確保などに取組み、将来にわたり持続可能な健全な財政運営を構築に向け、政策経営的な成果重視の行財政運営の更なる推進を図る必要がある。

表 1 - 2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和元年度 |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|
| 歳入総額 A | 3,499,121 | 3,604,670 | 5,336,696 |
| 一般財源 | 1,572,440 | 1,267,172 | 1,390,061 |
| 国庫支出金 | 477,224 | 527,534 | 1,524,844 |
| 都道府県支出金 | 404,692 | 384,246 | 409,608 |
| 地方債 | 219,200 | 267,300 | 1,174,819 |
| うち過疎対策事業債 | 77,400 | 49,951 | 34,819 |
| その他 | 825,565 | 602,660 | 74,736 |
| 歳出総額 B | 3,315,874 | 3,339,538 | 5,198,474 |
| 義務的経費 | 1,214,726 | 984,027 | 990,928 |
| 投資的経費 | 1,100,297 | 1,266,255 | 3,035,093 |
| うち普通建設事業 | 1,100,297 | 1,143,711 | 2,901,130 |
| その他 | 1,000,851 | 1,089,256 | 1,172,453 |
| 過疎対策事業費 | 80,000 | 761,634 | 2,947,654 |
| 歳入歳出差引額 C (A - B) | 183,247 | 265,132 | 138,222 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 115,434 | 160,935 | 56,040 |
| 実質収支 C - D | 67,813 | 104,197 | 82,182 |
| 財政力指数 | 0.060 | 0.054 | 0.072 |
| 公債費負担比率 | ▲4.9 | 10.2 | 11.1 |
| 実質公債費比率 | ▲3.2 | 6.9 | 11.6 |
| 起債制限比率 | ▲4.2 | 6.1 | 13.7 |
| 経常収支比率 | 66.8 | 80.4 | 86.3 |
| 将来負担比率 | — | — | — |
| 地方債現在高 | 5,163,447 | 4,476,577 | 5,105,109 |

表 1 - 2 (2) 主要公共施設等の整備状況

| 区 分 | 昭和 55 年度末 | 平成 2 年度末 | 平成 12 年度末 | 平成 22 年度末 | 令和元 年度末 |
|---------------------|--------------|-------------|--------------|--------------|------------|
| 市町村道 | 77,620m | 80,529m | 83,418m | 107,593m | 128,296m |
| 改良率 (%) | 16.2% | 54.0% | 56.0% | 67.9% | 74.2% |
| 舗装率 (%) | 42.9% | 80.1% | 90.0% | 92.3% | 93.4% |
| 農道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | — | — | 34,715m | 29,819m |
| 耕地 1 ha 当たり農道延長 (m) | 178.6m | 118.9m | 1,070.3m | — | — |
| 林道 | | | | | |
| 延長 (m) | — | — | — | 49,853m | 48,138m |
| 林野 1 ha 当たり林道延長 (m) | 9.1m | 20.0m | 7.4m | — | 7.1m |
| 水道普及率 (%) | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 水洗化率 (%) | —% | —% | 59.7% | 78.53% | 97.35% |

| | | | | | |
|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 人口千人当たり病院、 診療所の病床数（床） | 0 所 0 床 | 0 所 0 床 | 0 所 0 床 | 0 所 0 床 | 0 所 0 床 |
|--------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|

4 地域の持続的発展の基本方針

現状の住民生活をとりにく環境の変化を見据え、今後の地域振興においては、これまでのネットワークとなっている離島の持つ特殊性を生かし、創意工夫の積み重ねや他地域とのネットワークの形成による連携を図り、国土としての役割と住民のみならず広範囲な人々が求める価値ある離島として、産業・交通・文化等の交流を推進し、より効果的かつ効率的に実現していくものとする。

定住人口対策については、交通体系の整備、地場産業の振興による働く場の確保、生活環境の整備、遊休農地の活用、子育て支援体制の整備、留学生受入体制の整備、U・Iターン者の受入体制及び定着に向けた取組みの整備など、島ごとに地域社会の現状に応じた将来の人口規模・就業体系等の目標を定めながら、地域住民の意識改革、ならびに行政と住民が協働しながら生活できる地域社会の形成を進めるとともに、本村への人の流れをつくるため、「交流人口」や「関係人口」の拡大に向けた取り組みをおこない人口増加を図る。

交通については、新村営定期船の建造に併せて本土及び奄美との週3便化の実現を図るとともに、定期船の安全かつ安定した航海を確保するため、港の整備を進めていく。各島の道路については、狭隘部分の解消と安全確保のための未舗装道路の改良整備を推進する。

情報通信の整備については、平成20年度から平成21年度にかけ、公共施設間を結ぶ地域イントラネットが整備され、平成22年度には、一般の家庭から利用できるFWA（無線）が整備され情報通信整備により格段に住民生活の利便性は向上したが、雷害や風水害で無線設備が頻繁に故障する事やスマートフォンやタブレット機器の普及により、無線でのインターネット回線帯域が不足する事から、平成30年度から令和3年度にかけて光ファイバーケーブルを各家庭まで接続する工事をおこない令和3年度中に本土と同等の光インターネットサービスが開始予定である。また、情報通信分野の発展は目覚ましく、その利活用分野は多種多様に広がっており、この設備を多様な分野で地域振興に十分活かせるような施策の展開を図る。

産業については、離島の地理・気候的な特性を生かした産業の振興を図ることとし、新たな資源の確保、地域資源の活用、開発、生産、技術習得、流通経路等を見直し、新たな産地としての確立並びに一次製品の付加価値を高めた6次産業化も目指す。

農業では、遊休農地の活用、特産物の生産や農地、農道、草地改良（野草地・採草地）、施設・機械化等の生産基盤を整備するとともに、離島の温暖で有機土壌の有利な農地環境を生かした農産物の早期出荷、広大な放牧場を最大限に活かした低コスト肉用牛生産及び優良繁殖雌牛の導入・預託の促進並びに人工授精技術の習得による肉質改善に努めながら、新規就農者及び高齢農家の後継者の育成を積極的に行い、農家戸数の拡大・農家所得の向上を目指す。

漁業については、周辺海域の好漁場の優位性を生かした生産性の高い水産業の振興を図り、特に、鮮魚出荷に不利益となる交通体系の格差を解消するための手段である急速凍結事業及び活魚出荷の積極的な推進を図ることで、第二の基幹産業としての確立を目指す。また、新規漁業者の確保・後継者育成のための施策を進める。

林業においては、他の産業と共有する林道整備を早期に完成させ、地域によっては、大名たけのこ・ヒサカキなどの地域に存在する貴重な林産資源の活用・改良・開発による生産の拡大を図り、新たな産業の創出及び雇用の場の確保を促進するとともに、U・Iターン者の生活基盤を安定させる補完的産業として推進する。

農林水産業における1次産物の加工技術の習得・向上及び機械導入等の施設整備並びに新商品（特産品）開発についても自然豊かな環境を大いに生かし、大都市圏への流通と販路の拡大を図るとともに、新規就業者の確保・育成も併せて推進する。また、農林水産業では、生産だけではなく、本村の大きな特徴である手付かずの大自然や大和文化と琉球文化の融合した風習・民俗等を最大限に活かした「ブルー・ツーリズムやグリーン・ツーリズム」などによる都市との交流事業の展開により、交流人口及び関係人口の増加、消費拡大、体験型観光による島の魅力の発信を図る。

土地利用については、耕作放棄農地等の地権者調査及び再開発等による活用が大きな課題となっている。本村において、第1次産業における就労は、住民の生活基盤の確保・安定させるうえで、大きな手段であることから、耕作放棄地の再開発による土地の確保が急務である。また、定住対策の促進のためにも定住者の就業機会を創出するためにも土地の確保は必要である。

どの島も、全体的に平坦地が少ないが、民有地の買い上げ土地の集約や取付道路の整備を行い、狭い・少ない土地を有効に活用し、産業の振興や定住促進に結びつける必要がある。

ごみ・し尿処理については、村の自然環境にも影響する重要な問題であり、施設の老朽化対策をはじめ、持続可能な収集体制と処理方法を構築していく。

保健医療については、平成14年4月から中之島診療所に医師1名が常駐し、上4島の巡回診療を行い、他の下3島はそれぞれ月1回から2回の割合で鹿児島赤十字病院から医師が派遣され住民の診療に従事している。最近では、研修医の専門医制度が施行されたことにより、中之島診療所への常駐が困難となり、上4島も鹿児島赤十字病院からの巡回診療となり、月にそれぞれ2回の診療となっている。平成27年4月からは、県立大島病院の医師による下3島の巡回診療が始まっている。今後は、上4島及び下3島へ常駐医の確保を図り、老朽化した診療所等の医療施設の改築、医療と介護の連携を目指した看護師2人体制の確保、在宅・訪問診療を可能とした遠隔診療システムの導入・更新などデジタル化に向けて最先端の医療技術の導入、遠隔診療を円滑に行うための電子カルテや医事会計システムの導入も併せて行う。また、緊急医療については、へき地医療拠点病院等の関係医療機関と緊密な連絡体制の充実強化を図るため、奄美ドクターズと県立大島病院、常駐医、各島診療所を結ぶ通信体系を構築し、救急患者搬送の円滑化を図る。その他、生活習慣のあり方など、高血圧症、糖尿病など生活習慣病に対する意識改革の徹底を図るため、保健師、看護師による保健指導等の関わりを強化する。

子育て支援については、全島に子育て支援施設が整備され、未就学児童の保育体制が整い、子育て世代の幼児教育の不安解消に繋がり、安心して出産、子育てができる環境が整い、これまで以上に支援対策を講じることとする。

高齢者福祉については、平成24年度に宝島の小規模多機能事業所の開設を皮切りに全島で介護拠点施設（高齢者見守り支援施設）が整備され、高齢者見守り支援員を育成するとともに、介護予防日常生活支援総合事業を実施し、高齢者支援を行っている。また、令和2年度から特定健康診やフレイル対策・疾病予防・重症化予防など、きめ細かなサービスの提供を行うことで健康寿命の延伸を図ることを目的とした「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業」を実施し、高齢者の多様なニーズに配慮し、高齢者が元気に安心した生活を送れるよう支援体制を強化している。

学校教育については、全校はいずれも複式学級であり、平成27年度までは諏訪之瀬島及び小宝島の学校については、分校であったが、平成28年度から本校に昇格された。

校舎や設備などの老朽化対策とともに小規模校の特性を生かし、個性ある学習内容や体験学習、

ブロードバンドの積極的な活用による村内外交流のさらなる推進を図る。また、高齢化による里親減少の影響を防ぐため、各島に留学生用の寄宿舎を整備し、児童生徒の確保に努める。

観光の振興については、トカラ列島県立自然公園に指定されており、近隣の世界自然遺産の屋久島や奄美群島、また三島村・喜界カルデラジオパークにも匹敵するほどの魅力あふれる本村の自然環境及び大和文化と琉球文化が融合した特異な民俗・風習並びに歴史を最大限に活用しなければならない。

交通、情報、宿泊、観光施設など行政と民間が協同し、宿泊情報や各島の見所・交通等の各種情報をスムーズに提供できるシステムの構築など、本村に訪れる観光客が安心して旅をできる環境整備を図る。また、本村の貴重な自然環境を最大限に活かした「ブルー・ツーリズムやグリーン・ツーリズム」などによる都市との交流事業の展開による体験型観光、長期滞在型観光、友好島民制度の拡充による観光を積極的に促進し、将来的には観光協会等の設立も検討する。

国土保全については、治山事業、海岸保全事業を進め、台風、津波、豪雨等の災害から人家、地の保護を図り、地域防災による緊急避難所、緊急防災備蓄等の施設整備を促進し、安全で住みよい村づくりを進める。また、国境に面する広大な海域を抱える地域としての自覚を持ち、必要な連絡体系の整備に努める。

本村は隔絶された地域であるがゆえに、特異な文化、芸能、自然が多く存在している。地域住民が住んでいる地域に誇りが持て、心豊かな生活ができるよう生涯学習を推進し、文化芸能などに触れる機会の創出とともに地域芸能の披露の機会の創出を図る。また、高齢化や人口減少に伴い忘れ去られようとしている地域の歴史文化の再発見と伝統文化の継承について対策を講じる。

島の地域活動を支える人材の育成は、本庁舎が行政区域内に無い特殊環境の本村においては必要不可欠である。様々な施策提案、団体活動、イベント、住民福祉事業、地域ボランティア等、地域の経済活動、住民生活の自立的発展を目指し、地域づくり委員会等による活動の支援を積極的に行い、地域リーダーの育成を図る。

市町村合併や定住自立圏など行政の広域化や過疎化が進行する中、村の存続をかけ、行政と地域が密接に連携し、地域等が主体となった共生協働の地域づくりを支援する。また、出身者やふるさと会、及び友好島民等との連携や情報共有を積極的に推進し、交流人口の増加をはじめ、定住促進、及び地域の活性化を図る。

以上の基本方針を基に本村の持続的発展を図る。

5 地域の持続的発展のための基本目標

「4 地域の持続的発展の基本方針」に基づき、計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を、次のとおり設定する。

| 項目 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 | 備考 |
|----------|-------|-------|------|------|--------|
| 住民基本台帳人口 | 620人 | 664人 | 681人 | 700人 | 各年1月1日 |

6 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、毎年度、実施した事業のうち、過疎対策事業債を充てた事業について、所管課において評価し、議会に報告する。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」では、施設の維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を目指すため、現有施設の保全・活用を徹底し、整備拡張から現有施設活用へ転換を図ることを基本目標としている。

本計画において整備するすべての公共施設等について、「十島村公共施設等総合管理計画」の主旨を踏まえ、適正に実施する。

第2章 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 定住促進と産業振興の連携強化

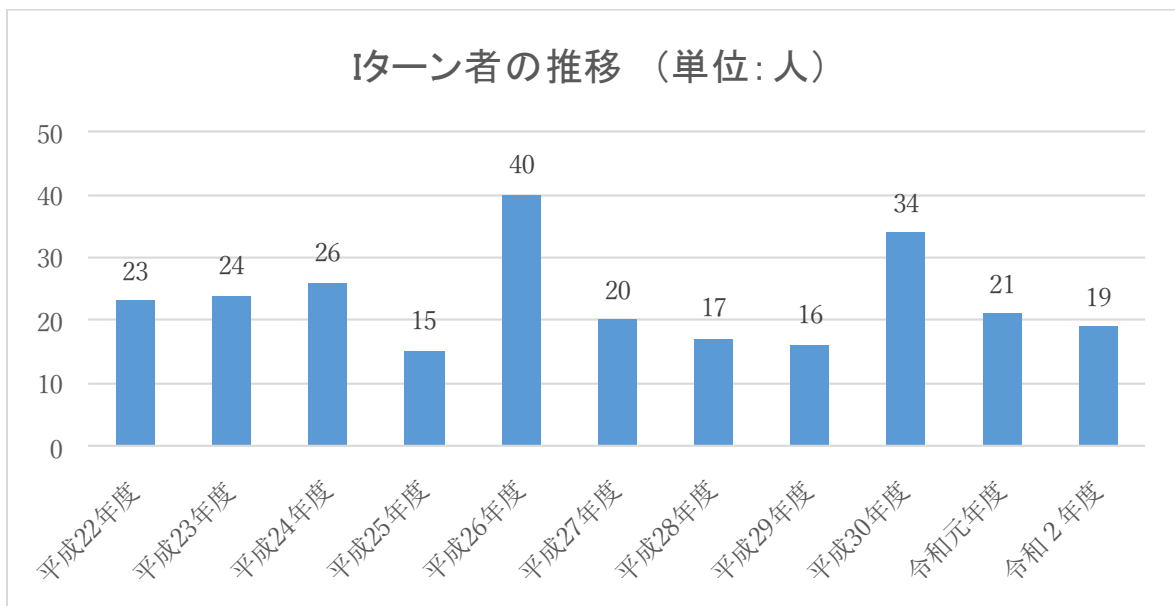
(1) 現況と問題点

本村の人口は少子高齢化と過疎化により減少が進んでいたが、様々な人口対策の取り組みにより一時増加傾向に転じたこともあったが、高校や病院が無いことからライフサイクルの中で転出に繋がっていることが多く、現在はほぼ横ばい状態が続いている。

これは、村内に高等学校等がないために、島で育った子どもたちが高校入学と同時に村外に出て行ってしまうことに加え、村内の産業が第一次産業に偏っており、若者が希望する仕事がないために戻りたくても戻ってこれないことが原因である。

一方で、都心から地方へと回帰する志向が高まっている中で発生したコロナ禍では、テレワークの普及を促し、働く場所に捕らわれない暮らし方という新しい価値観を生み出した。

人口減少が続いている地方の自治体では、地方へと回帰する人の流れを獲得しようと必死であり、少ない移住者を自治体間で奪い合う「移住者の獲得競争」がますます過熱している事もあり、近年（令和元年度及び令和2年度）のIターン者数は約20人と過去最多となった平成26年度の40人と比べ半減している。



(2) その対策

本村でも目標とする人口700人の実現に向けて取り組んでいくためには、村外から一定数のIターン者を獲得していくことが非常に重要であり、地方へのIターンを検討している人たちが集まる定住関係のイベントやWebサイトは積極的に活用していくことが基本となる。

それに加えて、2020年に発生した新型コロナウイルス感染症を契機に、定住イベントのオンライン開催や「Zoom」などのオンラインミーティングツールを利用した移住相談が急激に普及した。東京や大阪などの大都市で開催されることが多かったために移住イベントに参加することが難しかった地方都市に住んでいる移住希望者とも容易にコンタクトをとることができるようになり、こうしたツールの活用は、今後より一層重要となってくるものと考えられる。

それと同時に、総務省の「地域おこし協力隊」の制度を積極的に活用し、Iターン者の受け皿を用意していくことも重要である。

本村は交通手段が非常に限られたへき地であるがために、地域おこし協力隊として村内に赴任した後に、移住前に抱いていた生活のイメージと実際の生活との間に生じたギャップが引き金となって島を離れていく事例も多くみられる。

短期間に限定した「おためし地域おこし協力隊」や「地域おこし協力隊インターン」といった制度は、本格的に移住する前に島での生活や仕事を体験することができるという意味で、そうしたミスマッチを予防する効果が期待できるため、受け入れ体制を整備していく。

その他、村内では慢性的な住宅不足問題があることから、計画的な村営住宅の整備も行っていかなければならない。

2 地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

隔絶された自然環境の中、交通体系が極端に脆弱であったことから、昔から島外との交流が極端に少なく、島同士で親戚のようなつきあいをする「おやこ」の関係が形成されていた。しかし、近年、交通手段が格段に発達したことに伴い、村からの情報発信を目的に各種のイベントが行われ、積極的に外部との交流を模索し推進してきた結果、逆に村内の島間の交流が少なくなっている。

また、人口増を目指す中で島外からの移住者の獲得を進めた結果、以前から村内に暮らしていた住民たちとの間で摩擦が生じ、移住者が島を出て行くケースもある。

全国的な認知度の向上を図る一方、古くからの住民と新しい移住者とがともに安心して暮らせる村づくりを目指していくためにも村民の一体感を育成する施策が必要である。

(2) その対策

地域が主体となった地域社会の形成を図り、島同士が一体となった地域主導による村づくりを推進するため、社会教育と連携し、島同士のスポーツ及び文化等の交流機会を設け、新旧住民がともに意見交換を行う場の提供や親睦を深めることにより、村の活性化を図る。

その他、友好島民及び出身者の島への呼び込みや奄美及び屋久島等との交流を推進する。また、インターネットを最大限に活用した交流や関係人口の創出を図る。

3 担い手となる人材育成

(1) 現況と問題点

平成22年度から各島に地域づくり委員会を立ち上げ、様々な地域づくり活動及び人材育成に努めている。しかし、20歳代から50歳代の世代は、子育てや仕事が忙しい事から10年・20年後に地域を先導するリーダーの育成が喫緊の課題となっている。

また、外部からの移住者の獲得に力を入れた結果、人口減少に歯止めが掛かり一時的に人口増に転じた時期もあったが、移住者が定住に至らずに村内を去って行く事例も増えている。移住者の獲得と定着するための施策を同時に進めていかなければ人口増には結びつかないため、その対策が急務となっている。

(2) その対策

十島村においては、本庁舎が行政区域内の島内に無いことから、地域住民主体の活動の発展が重要である。地域が主体となった取り組みを支援するため、地域担当職員の配置、地域づくり組

織及び人材の育成の支援により、地域との共生協働社会を推進し、地域の活性化並びに住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

また、生活面でも経済面でも不安定な立場にいる新たな移住者を島全体で支えていく体制を構築することを目指し「定住者サポート推進委員会」を立ち上げ、自治会だけではなく、島内の産業分野や健康・福祉部門などの代表者が連携し、島民たち自らが移住前の段階から移住者に関する情報共有や受け入れ体制の構築を図り、移住後の仕事や生活に関する相談相手となることで、移住者の定住につなげる。

4 働く場所の創出

(1) 現況と問題点

Iターン者の受け入れのために活用している地域おこし協力隊は、任期が3年間となっている。任期後も村内に定住する意向がある者を対象としているにも関わらず、任期満了とともに島を去ってしまい定住に結びつかない事例が多い。

地域おこし協力隊として従事している間は村の会計年度任用職員として毎月一定額の収入が保証されているが、任期満了後はそれがなくなってしまうことが大きいと考えられる。

また、村内の産業が第一次産業に限られているために、すべての移住希望者を受け止めることができず、島で育った子供たちがUターン者として戻ってこれないことにも繋がっている。

(2) その対策

新規就農の移住者や任期終了後の地域おこし協力隊など、経済的に不安定な状態にある移住者に対する支援制度として「就業者育成事業」を実施している。この事業は、村内ですでに実績のある農家や漁師のもとで指導を受けながら働き、一定の収入を得ながら経営に関するノウハウを学ぶことできるというもので、移住者の自立と村への定住を支援するための制度である。第一次産業の担い手が減少しているなかで、後継者の育成という点でも重要な制度であり、積極的に推進していく。

一方で、村内にある民間企業の支援や誘致によって、第一次産業以外の雇用の場を創出するための仕組みづくりを進めていくことも重要である。

またコロナ禍を契機にテレワークという新しい働き方が急速に普及した。本村でも光ファイバー網の整備によるブロードバンド化が実現し、テレワークで働く人たちを受け入れる体制が整うことから、テレワーク移住に対する助成制度を設けるなど、受け入れについて積極的に取り組んでいく。

5 関係人口の創出

(1) 現況と問題点

関係人口とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々をさす言葉である。村内には住んでいないが村に興味を持ちふるさと納税をした者など、何かしらの関係性を持っている者のことであり、人口減少による担い手不足を補う人材として期待されるものである。

本村には村外に住んでいる人を対象とした「十島村友好島民の会」に、関係人口に該当する人たちが集まっているが、会の活動は村の広報紙を通じた情報提供や特産品の頒布などが主になっており、定住に結びつくような事例はほとんどないというのが現状である。

また、コロナ禍を契機としたテレワークの普及により、観光地などに滞在しながらテレワークで仕事をして、空いた時間で観光やアクティビティを楽しむ「ワーケーション」という新たなライフスタイルも登場した。ワーケーションの利用者は、移住について具体的には考えていないものの、その地域に対して興味や関心を持っている層であり、ニーズは急速に拡大している一方で現在の本村において受け入れ可能な施設がないことが課題となっている。

(2) その対策

関係人口の拡大を目指し、友好島民制度の見直しを行い、新たに「友好島民モニター制度」および「友好島民人財バンク制度」を整備した。

友好島民モニター制度とは、開発中の特産品を友好島民の会員を対象に送付して、集まった意見を開発者にフィードバックし改良に活かすものである。友好島民は全国に幅広い年齢層で存在するため、ターゲットを絞った抽出することで、効率的なモニタリングが可能となる。

一方の友好島民人財バンク制度とは、会員の中でも専門的な知識を持っていたり、より主体的に村おこしに関わってみたいと考えている会員を対象としたものである。従来は村の住民や役場職員を中心に考えていた島おこし活動に、外部人材の視点を入れることで、これまでになかった事業が生まれることを期待するものである。

これらふたつの新たな制度により、現在は受動的な立場の友好島民の会員が、より村の中に入って能動的に動けるようになり、真の意味での「関係人口」へと引き上げ、村の活性化につなげたいと考えている。

ワーケーションの受け入れについては、移住体験施設の活用を検討する。移住体験施設は、悪石島で令和2年度から運営を開始する予定だったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で移住希望者の受け入れができない状況が続いている。しかしその間に光ファイバー網の整備が進み、村内の通信環境は大きく向上したため、デスクやモニターなどパソコンで仕事をするのに必要な資機材を購入することでインフラ面の環境は整う。

その一方で、飲食店のない村内では食事の提供体制についても整備が必要であり、ワーケーション利用者が滞在中に体験する島の仕事や生活の体験プログラムの実施などにも地元の理解と協力が不可欠である。受け入れ態勢の構築に向けて協議を進め、可能となった地域から実施する。

6 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|--------------|--------------------------------------|----------|----|
| 1 移住・定住・地 域間交流の促進、人 材育成 | (1) 移住・定住 | | | |
| | 定住促進対策事業 | 定住者サポート推進委員会、定住イベント参加・開催、U・Iターン者募集活動 | 村 | |
| | 地域おこし協力隊事業 | 農業・水産・商工観光支援 | 村 | |

| | | | |
|----------------------|---------------------------------|---|--|
| テレワーク移住促進及びワーケーション促進 | テレワーク移住促進補助制度及びワーケーション体験プログラム整備 | 村 | |
| (2) 地域間交流 | | | |
| 村民交流イベント | 村民交流イベントの開催(花火等) | 村 | |
| 体験型施設整備 | 農業ボランティア、移住希望者等の滞在施設 | 村 | |
| 友好島民推進事業 | ツアーの実施、パンフレット作成 | 村 | |
| 友好島民制度事業 | 十島村全域 十島村サポーター制度 | 村 | |
| 婚活支援補助事業 | お見合い相談所登録費助成、お見合いに係る船運賃助成 | 村 | |
| 花嫁対策事業 | 婚活イベント開催 | 村 | |
| (4) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 就業者育成事業 | 新規就業者に対する奨励金交付 | 村 | |
| PR 相談事業 | 定住促進制度の紹介、相談活動、アイランダー等 | 村 | |

7 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

本章に係る「十島村公共施設等総合管理計画」の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(7) 行政施設

- ・施設の診断や、日常的な点検により建物の劣化状況や設備機器類の更新時期を把握し予防修繕等に努めることで長寿命化を図ります。

第3章 産業の振興

1 農業

(1) 現況と問題点

本村農業は、温暖な気候と広大な原野を利用した周年放牧による肉用牛生産を営んでいる。その他、本村の温暖な気候にあった果樹生産等を推進しており、U・Iターン者等による「島らっきょう・島バナナ」の生産が盛んに行われ、市場評価も高く、需要に対して供給が追いつかない状況となっている。また、新たな農産物の創出を図るため、本村の地域性や土壌・気候等に適した経済作物の実証栽培（パッションフルーツ・早出しスイカ）に取り組んでいるとともに、田芋の実証圃場を整備し、伝統農産物の復活を目指している。

しかし、絶対的な耕作可能農地の不足や灌水施設、施設・機械化等の未整備が大きく影響し、自給的な農業から経営的な農業への転換が課題である。

本村の農業の課題は、以下のようなことが考えられる。

- (ア) 高度成長期をピークとした人口の流出による過疎化と後継者（労働力）不足、高齢化に伴う離農家の増加で農地の遊休（荒廃）化が進んでいる。
- (イ) 生産したものを週2回しか輸送できない輸送手段の制限及びあらゆるもの（資材、堆肥、農薬、生産物）へかかる輸送コストが負担となっている。
- (ウ) 施設化されていない（気象対策、害虫対策）。
- (エ) 作物の生産技術及び管理体制が十分でない。
- (オ) 有害獣（ヤギ）による食害がある。

(2) その対策

本村の農業の課題に対する対策としては、以下のことを推進する。

(ア) 遊休（荒廃）農地の対策

① 農地台帳の整備

農地の利用状況調査を的確に行い、農地台帳の整備を図り、利用状況及び権利関係を明確にする。

② 農地の積極的活用

農地台帳の整備を図りつつ、村が遊休（荒廃）農地を積極的に借り上げ（購入）し、バックホーやトラクター等を利用し、耕作可能な状態にした上で、新規就農者等への農地貸し出しや肥沃な農地へ転換させるための土壌改良を行う。これらの事業を推進するため、国や県の補助事業も積極的に活用し、農地の整備に必要な機械器具についても積極的に導入する。

(イ) 後継者の育成

耕作農地を増やし、新規就業者に貸し出せる農地の確保を図り、収益性の高い換金作物の奨励や栽培技術・経営等の指導を積極的に行うとともに、十島村就業者育成奨励金交付事業や地域おこし協力隊等の積極的な活用を図り、将来的な自立農家を増やす。

(ウ) 労働力等の支援体制の対策

ビワなど高齢化による離農農家の増加、生産量の減少が深刻となっていることから、地域おこし協力隊等の活用はもとより、各島に地域農業支援員を配置し、労働力の確保や地域の

農業再生に取り組む。

(エ) スマート農業の推進

光ファイバーケーブル整備により通信環境も安定化が図られることから、情報通信技術を活用したスマート農業についても導入を検討し、生産効率化、労働力不足等の補完として考える。

(オ) 季節を通じた複合農業の確立及び小規模畜産農家との有畜複合農業の推進

特定の生産物のみで生計を立てることが難しいことから、季節ごとに複合的な農業の仕組みを確立するとともに、小規模畜産農家との有畜複合農業を推進し、生活基盤の安定化を図る。

(カ) 柑橘類の維持・生産拡大

スイートスプリングなどの柑橘類は十島村の気象条件にあった作物であり、他の地域との競争をさけられる作物である。柑橘類についても労働力の軽減・確保対策が急務である。

(キ) 新規作物の調査・導入

「島バナナ」、「島らっきょう」、「パッションフルーツ」、「スイカ」などの推奨作物及びその他柑橘類の生産販売拡大を進めるとともに、十島村の気象条件等にあった新規作物の調査、導入を図る。また、ふるさと納税の返礼品と連携した取り組みを推進する。

(ク) 自給野菜の生産

十島村においては、夏場を中心に、野菜類を村外から購入している家庭が多い。市場に出す換金作物の生産とともに、自給野菜の生産力を高め、村（島）からお金を出さない仕組みづくりを進める必要がある。そのため、将来的に各島の共同売店やフェリーとしま2などを利用した野菜等の販売体制も考える。

(ケ) 作物の生産技術及び管理体制

ビニールハウスなどの施設化とともに、農薬散布など管理体制について見直す。また、就業者育成奨励金交付事業等を利用し、生産技術向上のための研修を行う。個々の生産技術及び管理体制のバラつきを無くし、均一化を図ることにより全体のレベルアップを図る。

(コ) 企業誘致

遊休農地整備を進めるとともに、十島村への農業参入企業について支援し、地元雇用を確保する。

(サ) 有害動物対策

島によっては、ヤギの食害の被害があるため、捕獲し、島外に搬出しヤギの頭数を減少させる。また、捕獲網、柵などの補助制度を確立するとともに、有害獣被害防止計画の策定を進める。

(シ) 加工品の開発・販路の拡大

十島村については、流通体制が脆弱（輸送手段が週2回のフェリーのみ、輸送時間が最大約13時間）なため、産物を新鮮な状態で輸送し、品質を保つことが難しい。このため、農産物の加工のための、技術研修や新規の加工品の開発をNPOとの連携のもと積極的に進めるとともに販路の拡大を図る。

(ス) 輸送コスト対策

十島村については、村外から購入するあらゆる物に輸送コストがかかる。農業においても、

この輸送コストは大きなハンディとなっている。市場出荷農産物に対する出荷運賃の村助成を継続するとともに、補助率の嵩上げ等についても国へ要望していく。

2 畜産業

(1) 現況と問題点

(ア) 共同出荷販売組織

十島村では古くから畜産が行われていたが、昭和45年頃から草地造成事業を開始している。当時は市場に出荷するのではなく島を訪れた家畜商への庭先販売であり、安値での取引を余儀なくされていた。子弟の高校進学等に伴い現金を必要とすることが多くなり、安値とは言え、農家にとっては貴重な現金収入を得る手段であった。このような状況から農家からは、もっと公正、あるいは正当な評価での取引をしたいという希望が強まり、関係機関の協力を得てようやく昭和62年11月、鹿児島中央家畜市場（日置市伊集院町）に諏訪之瀬島からの3頭を初出荷するに至った。セリ結果は平均価格380,333円という高値であった。通常、農家は農協に加入し、農協を通して市場出荷の各種手続きを行うが、十島村にはその農協がなかったことから十島村役場経済課がその代行を行った。翌昭和63年から本格的な市場出荷を開始したが、役場経済課としてではなく農協の代行をする組織の必要性に迫られ、同年、共同出荷体制による子牛生産を行うことを目的に「十島村畜産組合（任意団体）」が組織され、その事務局を十島村経済課に置いてスタートした。事務局が経済課に置かれた理由は、畜産振興には組織としての畜産組合は不可欠であるが島が7つに分散しており取りまとめの事務、組織としての運営を組合員である農家が行うことが困難であったため、役場主導で進められたことによる。

その後、子牛の市場出荷頭数等は順調に推移、それに伴って畜産組合の事務は増大、職員は経済課本来の業務よりもむしろ畜産組合の事務処理に多くの時間を割かざるを得ない状況となったことから、平成24年2月に農事法人組合「トカラ畜産組合」を設立するに至り、今日に至っている。

(イ) 家畜共済制度

十島村は、鹿児島本土と十島村を結ぶ船は週2便で、しかも一番近い口之島まで6時間、一番遠い宝島までは13時間かかり、往復3日間を要する位置関係にあり、病気、事故があっても共済担当者あるいは獣医師が即座に確認できる状況ではないこと、また、飼養形態として、温暖で採草放牧地も確保しやすいことから、低コストでの子牛出荷を目指して周年放牧という飼養形態をとっているが、事故率が高いことなどの理由から家畜共済制度に加入できていない状況が続いていたが、令和3年度から共済制度に加入し一部の共済制度の活用が可能となっている。

(ウ) 導入事業

これまで特別導入事業、優良繁殖雌牛導入事業、特定離島ふるさとおこし推進事業、黒毛和種優良繁殖雌牛導入事業などで優良雌牛の導入を図ってきたが、村の目標である母牛1千

頭を達成できない状況であるため、今後も各種導入事業を活用しながら、新規農家の増加や規模拡大を図っていく。

(エ) 自給粗飼料の確保

低コストでの畜産経営を目指し、周年放牧の飼養形態をとっているものの、採草放牧地の管理が不十分なことから、粗飼料を十分に確保できない状況にあるため、不足する粗飼料を県本土から購入している。また、その際、海上輸送費の一部を国の補助金等を活用し支援している。

(オ) 放牧地の改良と管理道路整備

地域によっては、昭和45年から草地造成・改良を行っているが、年数の経過に伴い、竹の浸食を受けているため、採草放牧地の再生が必要な状況にある。また、島が小さいことから急峻な地形も多く、そのことが事故率を高くしている一因ともなっている。

(カ) 品質の向上

価格の底上げには、品質の向上が不可欠である。そのため、特定離島ふるさとおこし推進事業、特別導入型基金事業、優良繁殖雌牛導入基金事業（村単）の3導入事業で繁殖雌牛の導入・更新を行っている。

また、家畜人工授精師の育成にも取組み、免許取得のための旅費の助成あるいは免許取得後の授精器具の無償貸与などを行い、現在19名の人工授精師が活動している。

島別人工授精師等の状況（単位：人） 令和3年10月末現在

| 区分 | 口之島 | 中之島 | 諏訪之瀬島 | 平島 | 悪石島 | 小宝島 | 宝島 | 合計 |
|---------|-----|-----|-------|----|-----|-----|----|----|
| 人工授精師 | 6 | 3 | 3 | 1 | 2 | 1 | 3 | 19 |
| 受精卵移植師 | 1 | | | 1 | | | | 2 |
| 支部登録検査員 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 12 |

(キ) 家畜衛生

現在の獣医療については、非常勤の獣医師2名とそれに各地区に1～2名の家畜衛生補助員を配して行っている。

また、BSE、鳥インフルエンザ、口蹄疫などの伝染病等に備えて、薬剤・器具機材の備蓄など、十分とはいえない状況にある。

島別家畜衛生補助員の配置状況（単位：人）

令和3年10月末現在

| 区分 | 口之島 | 中之島 | 諏訪之瀬島 | 平島 | 悪石島 | 小宝島 | 宝島 | 合計 |
|-------|-----|-----|-------|----|-----|-----|----|----|
| 衛生補助員 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 13 |

(ク) 農家戸数の減少、高齢化、後継者不足、労働力不足

十島村の畜産農家数は、ここ数年で急激に減少してきている。それは、高齢化と後継者がいないことを理由とする離農によるものである。それに伴って、飼養頭数、出荷頭数も減少している。畜産への新規就業もそれほど増えていない。また、高齢化に伴い労働力不足も深刻である。

畜産農家戸数（単位：戸）

(12月末の繁殖雌牛所有農家)

| 区分 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 口之島 | 14 | 13 | 15 | 15 | 15 | 16 | 16 | 16 | 15 | 10 |
| 中之島 | 15 | 12 | 11 | 9 | 10 | 9 | 9 | 10 | 9 | 10 |
| 諏訪之瀬島 | 10 | 9 | 9 | 8 | 9 | 10 | 10 | 9 | 10 | 12 |
| 平島 | 13 | 12 | 10 | 9 | 9 | 10 | 10 | 9 | 8 | 8 |
| 悪石島 | 13 | 12 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 9 | 7 | 6 |
| 小宝島 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 5 |
| 宝島 | 10 | 12 | 11 | 1 | 11 | 10 | 10 | 8 | 6 | 6 |
| 合計 | 79 | 74 | 70 | 66 | 68 | 69 | 69 | 65 | 60 | 57 |

繁殖雌牛頭数（単位：頭）

(12月末の繁殖雌牛台帳)

| 区分 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 口之島 | 203 | 199 | 208 | 198 | 198 | 220 | 225 | 237 | 224 | 197 |
| 中之島 | 56 | 61 | 55 | 52 | 56 | 57 | 66 | 66 | 69 | 75 |
| 諏訪之瀬島 | 73 | 67 | 60 | 65 | 58 | 67 | 73 | 88 | 80 | 94 |
| 平島 | 51 | 52 | 51 | 43 | 42 | 47 | 44 | 79 | 40 | 42 |
| 悪石島 | 132 | 131 | 118 | 118 | 103 | 110 | 126 | 109 | 131 | 99 |
| 小宝島 | 29 | 23 | 24 | 25 | 28 | 30 | 34 | 42 | 38 | 35 |
| 宝島 | 99 | 106 | 108 | 110 | 110 | 122 | 136 | 90 | 114 | 129 |
| 合計 | 652 | 639 | 624 | 611 | 595 | 653 | 704 | 711 | 696 | 671 |

子牛出荷頭数（単位：頭）

| 区分 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 口之島 | 160 | 162 | 159 | 150 | 116 | 135 | 155 | 174 | 160 | 165 |
| 中之島 | 35 | 33 | 33 | 36 | 20 | 36 | 36 | 40 | 46 | 38 |

| | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 諏訪之瀬島 | 60 | 50 | 49 | 45 | 32 | 44 | 48 | 50 | 49 | 50 |
| 平島 | 36 | 36 | 39 | 32 | 21 | 23 | 23 | 25 | 25 | 23 |
| 悪石島 | 69 | 62 | 88 | 85 | 126 | 58 | 51 | 72 | 73 | 69 |
| 小宝島 | 21 | 14 | 21 | 23 | 19 | 18 | 22 | 26 | 25 | 21 |
| 宝島 | 75 | 66 | 81 | 78 | 49 | 75 | 80 | 72 | 73 | 71 |
| 合計 | 456 | 423 | 470 | 449 | 397 | 389 | 415 | 459 | 451 | 437 |

(2) その対策

(ア) 共同出荷販売組織

農家の高齢化、担い手不足、事務局員の高齢化等により農事組合の維持が難しくなることから令和4年3月31日をもって農事組合を解散し、事務局を村地域振興課に置き体制の安定化を図る。

(イ) 家畜共済制度

令和3年4月1日に、鹿児島県の農業共済組合が統一され、本村も5月1日より家畜共済制度の実施区域となったため加入に向けて実質的な事務作業が進められ、令和3年6月1日畜産農家54の加入が完了し、7月15日より家畜共済保険が適用となった

家畜共済の開始に伴い、農家が安心して畜産経営ができるようになったものの、放牧体系など事故のリスクの高い地域であるため、掛金の増加を防ぐためにも飼養管理の指導をしっかりと行い、死亡牛を減らす努力が必要である。

(ウ) 導入事業

導入事業については、これまでの導入事業の推進はもとより、新規での導入事業を推進し、新規就農者の確保及び小規模農家を20頭～30頭規模の中規模農家へ引き上げるための支援を進める。

(エ) 自給粗飼料の確保

ほとんどの島で、採草地と放牧地の区別がなされていない。本格的に採草だけを目的とした土地利用を行っていくことが必要である。国庫補助事業等を活用し、中之島、諏訪之瀬島等を中心として飼料畑の整備を推進し、粗飼料の確保に努め、経営経費の削減に努める。また、飼料畑整備のため、機械器具の導入と併せて、整備のための役割分担、共同作業など組織として取り組むための仕組みを作る。管理運営については、外部の組織の活用を視野に検討する。

(オ) 放牧地の改良と管理道路整備

周年放牧の飼養形態にとって放牧地の造成・改良は必要不可欠な事業であり、放牧地においては、完全に竹に覆われる前に計画的に改良を進めていくことが必要であることはこれまでどおり変わりはないが、国庫補助事業等を活用し、放牧地の整備、改良、管理道路

等の整備を行い、死亡事故の軽減及び管理のしやすい放牧場に改良していく。

(カ) 品質の向上

導入事業については、今後も継続して取り組み、血統改良、品質改善に取り組んでいく。また、血統の良い母牛の保留についても、農家への指導など行い取り組んでいく。また、人工授精師、受精卵移植師の技術向上を図るために、定期的に講習会を開催するとともに、1農家1受精師を目指していく。

(キ) 家畜衛生

獣医師の2名体制を十分に活用し、家畜衛生指導をしっかりと進める。また、獣医師の指示による家畜衛生補助員の活動は重要であることから、その技術・知識を向上させるための講習会を定期的実施する。

また、各種伝染病等に備えて、薬剤・器具機材の備蓄に加え、それらに対応するマニュアルの作成に取り組む。

(ク) 農家戸数の減少、高齢化、後継者不足、労働力不足

各島に畜産組合を組織してセリ業務・飼料共同購入などの事務の取りまとめを行っている。今後は、各種作業を集団で行う又は、子牛預託制度を島内で実施するなどの集落営農へ繋がる組織・体制づくりが急務である。また、新規の就業者のための預託事業の推進や、就業者育成奨励金交付制度や地域おこし協力隊制度を活用した担い手確保を積極的に進める。

その他、ブロードバンド、衛星等を活用した放牧場や畜舎などでのスマート農業を推進し、牛の管理などの効率化及び労働負担軽減を図る。

3 林業

(1) 現況と問題点

(ア) 森林

森林面積 6,741ha は全て民有林である。このうち人工林面積は 401ha で人工林率は約 6%と低い。森林面積の約 64%が天然林である。

しかし、山林は経済林としては価値が低いものの、未利用のまま原生林が残る数少ない地域であり、野鳥の休息地として貴重な地域である。

(イ) 特用林産物

中之島では、豊富な椎の木を原木としたシイタケ栽培で最盛期には約 2 トンの生産があったが、現在では自家消費的生産となっている。

本村では竹林が多いため、大名たけのこが生産されており、諏訪之瀬島では県内で一番早く出荷されている。また、悪石島では、大きくて質の良いたけのこが出荷されている。

しかし、竹林はほとんど手入れされていない状態であり、伐採、施肥、作業道路の整備などを行うことで収量を高めることが課題である。また、悪石島、口之島を中心にヒサカキが栽培されているものの、管理体制が十分ではなく、生産活動がうまく進んでいない。

特用林産物（大名たけのこ）市場出荷状況

単位：(kg、円)

| 年度 | 中之島 | | 諏訪之瀬島 | | 悪石島 | | 合計 | |
|-------|-----|--------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| | 出荷量 | 販売額 | 出荷量 | 販売額 | 出荷量 | 販売額 | 出荷量 | 販売額 |
| 平成 23 | — | — | 3,192 | 2,470,755 | 3,034 | 1,329,195 | 6,226 | 3,799,950 |
| 平成 24 | — | — | 3,430 | 2,182,855 | 2,008 | 903,630 | 5,438 | 3,086,485 |
| 平成 25 | — | — | 2,840 | 2,182,740 | 3,944 | 1,963,710 | 6,784 | 4,146,450 |
| 平成 26 | — | — | 2,660 | 2,202,768 | 2,630 | 1,188,810 | 5,290 | 3,391,578 |
| 平成 27 | — | — | 3,240 | 2,257,852 | 2,160 | 1,401,196 | 5,400 | 3,659,048 |
| 平成 28 | 20 | 19,790 | 3,878 | 2,317,380 | 3,064 | 1,988,080 | 6,962 | 4,325,250 |
| 平成 29 | 10 | 4,320 | 4,212 | 2,505,276 | 3,934 | 1,774,656 | 8,156 | 4,284,252 |
| 平成 30 | — | — | 2,320 | 1,766,048 | 3,424 | 1,788,620 | 5,744 | 3,554,668 |
| 令和 1 | — | — | 1,425 | 1,717,372 | 2,760 | 1,828,868 | 4,185 | 3,546,240 |
| 令和 2 | — | — | 2,880 | 1,252,244 | 1,222 | 468,600 | 4,102 | 1,720,844 |

(2) その対策

(ア) 森林

森林は、木材供給の場であるとともに、水資源の確保、環境の保全、保健休養などの多面的な機能を有しており、森林の公益的機能は大きい。十島村森林整備計画と南薩地域森林計画に基づき、県及び関係機関と協議し、森林整備を推進し、森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林整備を図る。

(イ) 特用林産物

大名たけのこについては、市場性も十分あることから、ほとんど手つかずの竹林を改良・造成するとともに、施肥、伐採などの管理体制をしっかりと構築し、規模拡大を図っていく。

「ヒサカキ」については、除草、防除、剪定などの管理をしっかりと行うとともに、栽培技術、くくり等の出荷技術についても、研修等を実施し質の高い製品の生産を行う。また、組織体制の再構築及びマンパワーの確保のため、地域おこし協力隊等の活用も考える。

シイタケについては、市場性が期待できないことから地元加工グループのめんつゆ製造の材料や民宿での消費につながる取組みを行っていききたい。

4 水産業

(1) 現況と問題点

本村は、四方を海に囲まれ漁場としては好条件が整っているが、周辺海域は波が荒いことで有名なトカラ海峡で、出漁の期間が制約される部分があるとともに、日帰り漁業であるため帰港の状況まで予測しなければ出漁できない。このことから、他の仕事との兼業漁家が多く、専業の漁家が育っておらずなかなか漁獲高が上昇しない状況である。

本村の漁業は、5月～7月にかけて行われているトビウオの流し刺し網漁業（トビウオは鮮魚として出荷する分と、一夜干しなどがある。）と昔から受け継がれてきたホロ引き漁が行われており、カツオ、シビ、サワラ、シイラなどの中、大型魚が対象となっている。そのほかに、素潜りによるイセエビ漁やイカ漁、高級魚を対象とした底もの漁などがある。また、新たな流通体制として、令和元年度より活魚出荷など付加価値の高い漁業の取り組みを行っている。

平成23年10月には、株式会社山口水産、十島村漁業協同組合、十島村の3者間において、本村魚介類の買上げに係る協定を締結し、地元漁業者及び島外船等から買上げた魚介類を、急速凍結機等を活用した一次加工処理（フィレ）を行い、県内の大手ホテル及び京都・東京の高級料亭やホテルなどにトカラ産の鮮魚として出荷を行い、今後においても積極的な販路拡充を行う必要がある。

漁業を取り巻く環境は、国際的な漁業規制、漁業就労者の減少、魚価の低迷、資源の減少、燃料の高騰など厳しい状況にある。

本村の漁業が良好な漁場を有しているにもかかわらず低迷している原因は以下のようなものが考えられる。

- (ア) 流通が脆弱であるとともに輸送コストがかかる。
- (イ) 漁船の大型化、近代化がなされていない。
- (ウ) 漁業技術の未熟さ。
- (エ) 後継者不足。
- (オ) 有害水産動物（サメ）による被害が大きい。
- (カ) 広報・宣伝不足。

(2) その対策

(ア) 流通・輸送コスト対策

- ① 市場出荷物に対する村助成の継続と燃料輸送用移動タンクの更新整備等を図る。
- ② 急速冷凍機の活用による販路を拡大及びトカラ魚介類のブランド化を図る。
- ③ 活魚出荷を全島的に展開し、付加価値をつけて販売促進を図るとともに活魚出荷のための施設、機械整備を図る。

(イ) 漁船の大型化・近代化及び後継者育成

- ① 生産施設整備事業とともに産業振興資金、その他漁船リース事業等を活用し、漁船の大型化、近代化を進める。
- ② 十島村就業者育成奨励金交付事業を積極的に活用し、後継者育成に努める。また、U・Iターン者向けに県や県漁連の研修事業の活用も積極的に進める。

(ウ) 技術研修等

浮き魚礁の整備検討、その他新しい漁法も含め、他地域の漁業者との交流を積極的に図り、技術等の向上を図る。

(エ)加工品の開発・販売の促進

水産加工施設の機器整備を図るとともに、急速冷凍機等を活用し、新しい水産加工品の開発、また販売拡大を図る。それらについて、イベント等で積極的に宣伝する。

加工品の開発・販売の促進については、地域おこし協力隊などの外部人材もうまく活用する。

(オ)有害水産動物対策

漁業再生支援事業等によりサメ駆除を行う。また、村のサメ駆除補助事業における補助対象額の増額も検討する。

5 商工業

(1) 現況と問題点

商業では、商店は口之島2軒・中之島1軒・平島1軒・悪石島2軒・宝島1軒であり、いずれも日用品・雑貨が主体で終日開店している商店は無い超小規模店である。観光振興を推進する上では、各島において、口之島・悪石島・宝島のように共同売店を整備していく必要がある。また、農業・水産業等の特産品の販売を積極的に行い、地域振興の活力源として促進する必要がある。

石油燃料小売事業では、給油所は口之島1施設・悪石島1施設・宝島1施設であり、ガソリン・軽油・灯油の油種を取り扱っている。石油製品は、週2便の「フェリーとしま2」による海上輸送が唯一の搬送手段であり、台風等で欠航すると石油製品の供給が滞ってしまう。各島への給油所整備を進め、島民及び観光客等への石油製品の安定的供給を促進する必要がある。

商店・給油所数の設置箇所状況

(単位：件)

| 区分 | 口之島 | 中之島 | 諏訪之瀬島 | 平島 | 悪石島 | 小宝島 | 宝島 | 合計 |
|------|-----|-----|-------|----|-----|-----|----|----|
| 商店数 | 2 | 1 | — | 1 | 2 | — | 1 | 7 |
| 給油所数 | 1 | — | — | — | 1 | — | 1 | 3 |

工業については、過去は紬産業が存在したが、今は存在しない。海洋資源を活用した自然海塩の製造が数箇所あるが、小規模経営であり、生産者の高齢化も進んでいることから後継者育成などの支援が必要である。又、これらの海洋資源を利用した企業との連携等強化による産業振興を検討する必要がある。

(2) その対策

地域の合意を得られ、運営体制が確立した島から順に共同売店を立ち上げ、特産品等の販売を促進し、地元民及びU・Iターン者の雇用の場を生み出す。特産品販売所の整備による特産品の販売促進や海洋資源を活用した企業との連携等を進め、地域の活性化に繋げる。

6 観光又はレクリエーション

(1) 現況と問題点

本村の観光資源は、海・山・森林等の無垢な自然が豊富にあることであり、この豊富な自然環境を基盤として観光客誘致を図っている。

近年の観光客は、伝統文化（ボゼ祭り等）・自然・温泉等に加えてキャンプ活動、ダイビング、

釣り、バードウォッチングなどの体験型観光を目的に来島する方が多い。

本村は移動手段がフェリーしかなく島間の移動が容易くできるわけではないので、陸地のようなピストン型観光ができない状況であり、多くは滞在型観光になる。滞在型観光になると旅行代金が多くかかってしまい、余暇時間も比較的多くある人しか来島できない。加えて7つの有人島に分かれており、島それぞれの個性がある点はよいが、全ての島を回るためにはフェリーを使用した場合2週間ほどかかってしまう。観光客からも「一度に島を回りたい」という問い合わせを受けることも多い。

また、本村は令和3年度中に全島FTTH化になる予定であり、より通信環境が高速化、安定化することから、今後はYouTubeやSNS等を活用した島からの情報発信を積極的に行っていく必要がある。併せて各島に配置された観光ガイドが、ドローンを活用した動画の撮影、情報発信を行うなど、村の観光資源を広くPRできるような人材を育てる必要がある。

毎年実施している集客イベントにより本村への観光入込客数は増加傾向であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、令和2年度からは観光客数が大幅に減少している状況である。様々な面で本村の観光客の受入れ態勢が不十分であることは否めず、アフターコロナを見据えて観光客が安心・安全に観光できるようにするための対策をとる必要がある。観光ガイドの質の向上、民宿経営者の高齢化を見越した後継者の育成、民宿を新しく始める方への支援制度の拡充や創設、及び、自然と融合した観光施設の整備等を積極的に行っていかなければならない。

高速観光船ななしま2については、島間を結ぶ重要な交通手段であるが、船体は老朽化していることから、メンテナンス状況、造船所等の意見を踏まえ新船建造等についても検討していく。

観光産業は総合産業であり、地域経済に広範な波及効果をもたらすとともに、人と人との交流により地域に活気を与え、様々な情報交換の場となるため、住民と行政が一体となった観光振興を模索していく必要がある。

観光客の推移

(単位：人)

| | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 |
|-------|---------|---------|---------|------|--------|
| 口之島 | 592 | 645 | 555 | 592 | 47 |
| 中之島 | 197 | 322 | 257 | 312 | 36 |
| 諏訪之瀬島 | 316 | 268 | 262 | 313 | 22 |
| 平島 | 253 | 374 | 304 | 329 | 29 |
| 悪石島 | 190 | 189 | 177 | 146 | 24 |
| 小宝島 | 107 | 125 | 104 | 151 | 23 |
| 宝島 | 470 | 557 | 559 | 561 | 74 |
| 合計 | 2125 | 2480 | 2218 | 2404 | 255 |

※令和2年については、新型コロナウイルス感染症の流行により、観光客減

令和2年月別観光客数

(単位：人)

| 令和2年 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 年間計 |
|-------|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 口之島 | 16 | 9 | 27 | 8 | 2 | 3 | 7 | 8 | 12 | 12 | 3 | 5 | 112 |
| 中之島 | 11 | 22 | 29 | 5 | 10 | 8 | 10 | 15 | 5 | 9 | 9 | 11 | 144 |
| 諏訪之瀬島 | 5 | 7 | 17 | 6 | 3 | 6 | 10 | 7 | 2 | 1 | - | 3 | 67 |
| 平島 | 5 | 17 | 19 | 1 | 2 | 1 | 1 | 5 | - | 1 | 2 | 2 | 56 |
| 悪石島 | 3 | 10 | 15 | 1 | - | - | 5 | 6 | 3 | 6 | - | 5 | 54 |
| 小宝島 | 3 | 10 | 10 | - | - | 1 | 3 | 4 | - | 3 | - | - | 34 |
| 宝島 | 3 | 31 | 43 | 8 | 1 | 3 | 6 | 24 | 5 | 2 | 1 | 7 | 134 |
| 合計 | 46 | 106 | 160 | 29 | 18 | 22 | 42 | 69 | 27 | 34 | 15 | 33 | 601 |

民宿の状況

| 区分 | 口之島 | 中之島 | 諏訪之瀬島 | 平島 | 悪石島 | 小宝島 | 宝島 | 合計 |
|---------|-----|-----|-------|----|-----|-----|----|-----|
| 民宿数(件) | 4 | 4 | 4 | 4 | 5 | 3 | 4 | 28 |
| 収容人員(人) | 71 | 31 | 45 | 47 | 46 | 17 | 52 | 309 |

温泉施設

| 施設名称 | 源泉名 | 泉質 | 源泉泉温 | pH |
|---------|-------|--|-------|-----|
| さとの湯温泉 | 口之島3号 | 単純温泉(低張性、中性、低温泉) | 29.7℃ | 7.1 |
| セランマ温泉 | 口之島2号 | カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・炭酸水素塩泉 (低張性、中性、高温泉) | 66.2℃ | 6.5 |
| 中之島西温泉 | 中之島3号 | 含硫黄-ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉(硫化水素型) (低張性、弱酸性、高温泉) | 73.1℃ | 5.9 |
| 中之島東温泉 | 中之島4号 | 含硫黄-ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉(硫化水素型) (低張性、弱酸性、高温泉) | 66.1℃ | 5.9 |
| あかひげ温泉 | 平島1号 | 単純温泉(低張性、中性、低温泉) | 27.8℃ | 7.0 |
| 悪石島湯泊温泉 | 悪石島1号 | ナトリウム・カルシウム・マグネシウム-炭酸水素塩・塩化物泉 (低張性、中性、高温泉) | 51.1℃ | 7.2 |
| 宝島友の花温泉 | 宝島1号 | ナトリウム-塩化物強温泉(高張性、中性、低温泉) | 26.2℃ | 7.2 |

(2) その対策

(ア) 情報発信

各島へ観光用の案内板を設置する。YouTube や SNS 等を活用した島からの情報発信が行える人材の育成を行う。

(イ) 受入れ態勢の整備

新たに民宿を始める方を対象に企業支援制度の拡充や、新たな支援制度の創設を行う。民宿研修を各島で実施することによって観光客へのサービス向上を図るとともに、十島村島興し人材育成事業において島内ガイドを育成することによって、初めて十島村に来た観光客でも存分に島を楽しめるようにする。さらに、地元住民の観光に対する考え方を一新し意識改革を進めていくことにより、将来は観光業に携わる住民による観光協会の設立を目指していく。

また、海洋資源を活かすため、船釣りや瀬渡し等の遊漁船業やダイビング事業等の企業支援制度の検討も進める。

(ウ)集客・人口交流対策

十島村友好島民の会については関係人口の拡大を目指し、新たに「友好島民モニター制度」および「友好島民人財バンク制度」を整備する。

また、マラソン大会及びボゼ祭りツアーにおいて新規、又はリピーターの観光客増加を図る。七つの有人島を1度に回れる「7島めぐりツアー」を開催し、これまで興味がありつつも時間的な制約等から来島していない「潜在的な来島希望者」の掘り起こしを行う。

7 自然保護

(1) 現況と問題点

本村は、厳しい自然条件のもと、今も豊かな自然が残されている。地球規模でみると、自然破壊など地球環境の危機が叫ばれ、絶滅を防止し、生物の多様性を守ることが重要とされている現在では、独特の生態系や数多くの固有種、特徴的な地域個体群を有する南西諸島は、極めて重要な地域となっている。

本村は、森林が全体の約7割を占めており、全域鳥獣保護区に指定されており、野鳥の休息地として貴重な地域であるので、この自然環境を保護し、国土保全に寄与していくことが必要である。

また、平成4年4月1日には十島村の一部地域4,619ヘクタールがトカラ列島県立自然公園に指定された。トカラ列島県立自然公園は、トカラ列島の代表的景観である火山、海食崖、サンゴ礁及び野生生物の生息地であるすぐれた天然林などが指定されている。トカラ列島は、占める位置的な条件から九州本土とは自然的にも異なった様相を示しており、気候は温帯気候から亜熱帯気候への漸移地帯となっており、それが動植物相などに反映されている。また、各島間の自然景観上の相違も著しく、火山の島、温泉の島、サンゴ礁の島といった特徴がみられる。

トカラ列島県立自然公園（平成4年4月1日指定）

（単位：ha）

| 区分 | | 特別地域 | | | 普通地域 | 合計 |
|-----|-------|------|-------|-----|------|-------|
| | | 第1種 | 第2種 | 第3種 | | |
| 有人島 | 口之島 | | 184 | 282 | | 466 |
| | 中之島 | 46 | 321 | 852 | 107 | 1,326 |
| | 諏訪之瀬島 | 88 | 1,302 | 306 | | 1,696 |
| | 平島 | | | 26 | 4 | 30 |

| | | | | | | |
|-----|------|-----|-------|-------|-----|-------|
| | 悪石島 | | 79 | 140 | | 219 |
| | 小宝島 | | | 31 | 5 | 36 |
| | 宝島 | | 5 | 46 | | 51 |
| 無人島 | 臥蛇島 | | 408 | | | 408 |
| | 小臥蛇島 | | 38 | | | 38 |
| | 小島 | | 30 | | | 30 |
| | 上ノ根島 | | 45 | | | 45 |
| | 横当島 | | 274 | | | 274 |
| 合計 | | 134 | 2,686 | 1,683 | 116 | 4,619 |

自然保護推進員の配置

(単位:人)

| 区分 | 口之島 | 中之島 | 諏訪之瀬島 | 平島 | 悪石島 | 小宝島 | 宝島 | 合計 |
|---------|-----|-----|-------|----|-----|-----|----|----|
| 自然保護推進員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 |

鳥獣保護区

| 名称 | 区域 | 存続期間 |
|---------|-----------|------------------------------|
| 十島鳥獣保護区 | 鹿児島郡十島村一円 | 平成27年11月1日から 令和7年10月31日まで |

(2) その対策

自然環境の保護に努めながら、この公園利用者のための施設の整備が必要である。又、自然環境推進員の監視及び指導を強化していく。また、奄美及び屋久島の世界自然遺産地域との連携も視野に環境保護、交流人口の確保につなげていく。

8 計画

事業計画 (令和3年度～7年度)

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|---|----------|----|
| 2 産業の振興 | (1) 基盤整備 | | | |
| | 農業 | | | |
| | 単独 牧野改良 | 口之島 牧野改良 10ha 2ha×5年 隔障物 600m 120m×5年 | 村 | |

| | | | | |
|--|----------------------|---|---|--|
| | 単独 牧野改良 | 中之島 牧野改良 5ha 1ha×5年 隔障物 300m 60m×5年 | 村 | |
| | 単独 牧野改良 | 諏訪之瀬島 牧野改良 5ha 1ha×5年 隔障物 300m 60m×5年 | 村 | |
| | 単独 牧野改良 | 平島 牧野改良 5ha 1ha×5年 隔障物 300m 60m×5年 | 村 | |
| | 単独 牧野改良 | 悪石島 牧野改良 10ha 2ha×5年 隔障物 600m 120m×5年 | 村 | |
| | 単独 牧野改良 | 小宝島 牧野改良 5ha 1ha×5年 隔障物 300m 60m×5 | 村 | |
| | 単独 牧野改良 | 宝島 牧野改良 5ha 1ha×5年 隔障物 300m 60m×5年 | 村 | |
| | 草地畜産基盤整備事業 (国庫補助) | 口之島地区 草地造成 16.1ha 施設用地造成 0.33ha 隔障物整備 3,272m 家畜保護施設整備 475 m ² 雑用水整備 | 村 | |
| | 草地畜産基盤整備事業 (国庫補助) | 中之島地区 飼料畑整備 1.51ha 施設用地造成 0.11ha 家畜保護施設整備 234 m ² | 村 | |

| | | | |
|----------------------|--|---|--|
| 草地畜産基盤整備事業 (国庫補助) | 諏訪之瀬島地区 草地整備改良 30ha 隔障物整備 2,000m 家畜保護施設整備 395 m ² 雑用水整備 | 村 | |
| 草地畜産基盤整備事業 (国庫補助) | 平島地区 草地造成 1ha 家畜保護施設整備 210 m ² | 村 | |
| 草地畜産基盤整備事業 (国庫補助) | 悪石島地区 草地整備改良 8ha 家畜保護施設整備 351 m ² 雑用水整備 | 村 | |
| 草地畜産基盤整備事業 (国庫補助) | 小宝島 飼料畑整備改良 2ha | 村 | |
| 草地畜産基盤整備事業 (国庫補助) | 宝島地区 草地整備改良 13ha 隔障物整備 2,000m 家畜保護施設整備 252 m ² 雑用水整備 | 村 | |
| 農地台帳整備 | 農地台帳整備(現況調査) | 村 | |
| 農地整備 | 遊休農地整備 | 村 | |
| 農地貸付 | 農地借上げ・貸付け | 村 | |
| 農地調査 | 農地流動化推進員による農地調査 | 村 | |
| 地区営農支援員費 | 各島の営農支援員の配置 | 村 | |
| 新規作物導入 | 試験・導入 | 村 | |
| 農業施設整備 | 単棟ハウス等 | 村 | |
| 運賃助成及び生産物助成 | 出荷経費助成、出荷運賃助成、燃料運賃助成、漁協取扱手数料助成 | 村 | |
| 農業用ため池ハザードマップ作成 | 平島中山池ハザードマップ作成 | 村 | |
| スマート農業推進事業 | スマート農業の調査、試験導入等 | 村 | |
| 宝島ため池整備 | 負担金、維持修繕 | 村 | |
| 農村交流促進事業 | 農業体験ボランティア受け入れ及び連絡調整等 | 村 | |
| かんがい・排水施設整備 | ため池・給水タンク等整備 | 村 | |
| 農産物災害対策 | 災害等による農産物等の経費等助成 | 村 | |
| 農産物集出荷施設整備 | 集出荷施設 1棟 | 村 | |

| | | | |
|---------------------|--------------------------------|---|--|
| 土壌改良促進事業 | 土壌改良資材の購入にかかる補助 | 村 | |
| 機構集積支援事業 | 農業委員会等研修 | 村 | |
| 産品販売促進支援 | パッケージ等製作等 | 村 | |
| 産業振興支援事業 | ミニ油圧ショベル等修繕・導入補助 | 村 | |
| 地域振興（トナリ産品販売促進） | 産品販売促進、高付加価値化 | 村 | |
| 特定離島（物産宣伝対策） | 6次産業化、人材育成、販路拡大等 | 村 | |
| 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 | 農産物出荷運賃補助 | 村 | |
| 有害虫対策 | ミカンコミバエ、イモゾウムシ等 | 村 | |
| 有害動物対策 | ヤギ対策（捕獲用ネット購入、島外搬出、捕獲用網及び柵等補助） | 村 | |
| 特産品開発関連費 | 備品修繕、委託、備品導入等 | 村 | |
| 地域おこし協力隊（農業支援） | 農業支援隊員の配置 | 村 | |
| 十島村就業者育成奨励金交付事業 | 農林業就業者奨励金 | 村 | |
| 林業 | | | |
| 竹林改良 | 竹林改良に伴う補助 | 村 | |
| 特用林産物生産事業 | ヒサカキ等の生産、販路拡大 | 村 | |
| 水産業 | | | |
| 燃料輸送設備整備 | 燃料輸送移動用燃料タンク整備更新 | 村 | |
| 漁業技術研修 | 後継者育成等 | 村 | |
| 有害水産動物対策 | 離島再生推進事業等によるサメ駆除 | 村 | |
| 漁業再生支援事業 | 稚貝等放流、植生調査等、流通試験海産物宣伝PR | 村 | |
| 製氷施設整備 | 製氷施設整備（機器を含む） | 村 | |
| 水産加工施設整備 | 水産加工施設機器導入、施設改修 | 村 | |
| 宝石サンゴ採取促進 | 宝石サンゴ採取に係る調査・調整等 | 村 | |
| 漁船上架施設整備 | 巻上機器整備 | 村 | |
| 就業者育成奨励金交付事業 | 水産業就業者奨励金 | 村 | |
| 地域おこし協力隊 | 水産支援隊員の配置 | 村 | |

| | | | |
|------------------------------|---|---|--|
| 企業誘致 | 水産加工品等開発・販路拡大 | 村 | |
| 運賃助成及び生産物助成 (水産業) | 出荷運賃助成、燃料運賃助成、漁協取扱い 手数料助成 | 村 | |
| 漁船安全対策事業(平島 南之浜港) | 航路(-2.0m)浚渫A=1,000 m ² | 村 | |
| 漁船安全対策事業(諏訪 之瀬島切石港) | 泊地(-2.0m)浚渫A=1,600 m ² 防波堤(北) (改良)L=40m | 村 | |
| 漁船安全対策事業(諏訪 之瀬島元浦港) | 防波堤(内)(改良)L=10m | 村 | |
| 漁船安全対策事業(小宝 島城之前漁港) | 泊地(-2.0m)浚渫A=300 m ² | 村 | |
| (2) 漁港施設 | | | |
| 口之島西之浜漁港水産基盤 整備事業 | 沖防波堤(改良)整備 | 県 | |
| 宝島前籠漁港水産基盤整 備事業 | 沖防波堤 | 県 | |
| (港整備交付金) 小宝島城之前漁港改修事 業 | -2.0m 物揚場改良 船揚場(改良) -2.0m 泊地 | 村 | |
| (3) 経営近代化施設 | | | |
| 家畜保護施設 | 小宝島 240 m ² 1棟 | 村 | |
| (家畜貸付) 特定離島 | 50頭 | 村 | |
| 畜産振興繁殖雌牛導入事 業 | 新規就農者 1年間4頭上限 既存農家 18頭×5年間 | 村 | |
| 飼料畑整備(特定離島) | 飼料畑造成整備、機械整備 | 村 | |
| 畜産振興施設整備(特定 離島) | 油圧ショベル、ブッシュチョッパー整備 | 村 | |
| バックホー管理費 | バックホーに係る修繕等管理経費 | 村 | |
| 離島家畜衛生技術向上 | 獣医師による管内家畜の巡回診療 | 村 | |
| 人工授精推進 | 人工授精師資格取得支援及び研修による スキル向上 | 村 | |
| 後継者育成事業 | キャトル制度の推進 | 村 | |

| | | | |
|------------------|--|---|--|
| スマート農業推進事業 | 放牧場、牛舎におけるプロットバンド、衛星等を活用した牛の管理による効率化及び労働負担軽減 | 村 | |
| 畜産器具整備 | 人工授精器具整備 | 村 | |
| 地域おこし協力隊（農業支援） | 畜産支援員の配置 | 村 | |
| 経営分析及び飼養技術向上 | 農業簿記等の研修及び管理システムの導入、飼養管理マニュアルの作成 | 村 | |
| 畜産衛生対策 | 家畜糞尿管理の適正化及びペレット化の研究等 | 村 | |
| 畜産技術向上研修 | 家畜衛生補助員・家畜人工授精師・登録検査員等研修 | 村 | |
| 後継者育成事業 | 村有母牛の確保及び貸付、管理委託キャトル制度等 | 村 | |
| ダニ駆除事業 | ダニ駆除剤購入補助 | 村 | |
| 防疫推進事業 | 家畜防疫協議会負担金 | 村 | |
| 製氷施設整備 | プレハブ冷凍・冷蔵設備 製氷施設整備 | 村 | |
| （４）地場産業の振興 | | | |
| 生活改善施設整備 | 厨房機器 他 | 村 | |
| 水産加工施設整備 | 機械器具整備一式 | 村 | |
| （７）商業 | | | |
| ガソリンスタンド及び共同売店整備 | ガソリンスタンド整備共同売店整備 | 村 | |
| （９）観光又はレクリエーション | | | |
| 観光物産宣伝対策事業 | 観光情報誌製作 | 村 | |
| 宝島小女神山地区展望台等整備事業 | 展望台等整備 | 村 | |
| 観光パンフレット製作事業 | 観光パンフレット製作 | 村 | |
| 観光物産宣伝対策事業 | 観光カレンダー製作 | 村 | |
| 民宿研修 | 十島村全島の民宿対象 | 村 | |
| トカラ列島島めぐりマラソン大会 | マラソン大会 | 村 | |
| 七島めぐりツアー | 七島めぐりツアー実施 | 村 | |
| 観光ガイド研修 | 観光ガイドの研修、島あるきマップの作成 | 村 | |

| | | | |
|--------------------|-------------------------|---|--|
| 宝島壁画制作 | 宝島前籠漁港の壁画制作（新規絵の作成） | 村 | |
| 観光看板作成 | 各島へ観光用看板を設置 | 村 | |
| 移住交流施設整備 | ボランティア、移住希望者等の滞在施設整備 | 村 | |
| 高速観光船ななしま2 | 管理運営、維持補修、 代替船建造 | 村 | |
| 企業支援 | 民宿備品等支援ダイビング、遊漁等支援 | 村 | |
| 十島村就業者育成奨励金交付事業 | 農業就業者奨励金(民宿、観光等) | 村 | |
| 友好島民制度事業 | 友好島民モニター制度及び友好島民人材バンク制度 | 村 | |
| (10) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| 生産施設整備補助 | 飼料生産用機械、牛舎等整備等 | 村 | |
| 生産施設整備補助 | ビニールハウス、農業用機械等 | 村 | |
| 生産施設整備補助 | 漁業用機械器具等整備補助 | 村 | |
| (11) その他 | | | |
| 輸送コスト支援 | 敷料等の輸送コスト支援 | 村 | |
| 子牛出荷運賃補助 | 450頭×2,100円×5年 | 村 | |

9 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|-------------------------------------|------------------------|----|
| 十島村全域 | 製造業 情報サービス業等 農林水産物等販売業 旅館業 | 令和3年4月1日～ 令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記第3章1～8のとおり

10 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

| |
|---|
| 本章に係る「十島村公共施設等総合管理計画」の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 |
| (4) 産業施設 |
| ・一般的な施設に比べて使用環境が厳しく劣化が激しいため、指定管理施設管理者と共に適時適切な補修・更新を行うことで、長寿命化に努めます。 |

第4章 地域における情報化

1 情報化の推進

(1) 現況と問題点

(ア)ブロードバンド施設

現在の情報通信技術は飛躍的に進化を遂げ、ICTの利活用へと軸足を移し、”いつでも、どこでも、何でも誰でも快適な情報サービスが利用できるユビキタス社会の展開やIoTの普及が図られている。インターネット環境下でのスマートフォン等の急速な普及は、住民を取り巻く環境をより一層、多様化・高度化するなど、生活や経済・産業活動に大きな変化をもたらしつつある。

今般の新型コロナウイルス感染症等の感染拡大のリスクに対応して、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったデジタル技術を活用した人と人とのつながりが、経済、医療、教育をはじめ、様々な分野において社会経済活動の継続に大きな効果を発揮する可能性を秘めている。

回線については、海底光ケーブルの整備が令和2年度に完了し、島内光ケーブルの整備が令和3年度中に完了予定で完全光化が実現となる。以前は無線設備のため落雷の影響を多く受けていたが、光ケーブルを地下に埋設することでその影響を受けにくく、たびたびインターネット不通となる状態が改善された。しかし、依然として村には修理する業者が滞在していないため、故障した際の復旧に時間がかかることが懸念されている。

また、今後新たな住宅等への光ケーブル（地下埋設）を整備した場合、光ケーブル敷設延長10mで約250万円の工事費がかかり、大きな財政負担となる事が懸念される。

完全光化に併せて、村内小・中学校での一人一台パソコンを配布するGIGAスクールや電子申請の利活用、サテライトオフィス整備による移住者や企業の誘致が検討されている。

(イ)テレビ共同受信施設

テレビ共同受信施設については、平成21年度までに地上デジタル化への切替えがなされたが、施設の老朽化による同軸ケーブルの断線や機器故障等が度々起こり、テレビ放送が満足に視聴できない状況である。更に、全国的に光ファイバーへ移行する流れの中、現在使用している同軸ケーブルや機器類を生産する企業が減少しており、今後調達が非常に厳しくなる。

(ウ)携帯電話

携帯電話が生活に必要不可欠となる中で、不感地域や一部のキャリアはつながる又はつながりにくい地域が存在するので電波利用に関する不均衡を緩和する必要がある。

(2) その対策

(ア)ブロードバンド施設

住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、インターネットで気象情報や行政情報ばかりでなく、生活に関連する情報をいつでも住民が直接得ることができるように施設を運営する必要がある。

現在の情報通信体系に満足することなく、常に効率的な運営をすることを考え、発展し続

ける情報通信技術を積極的に取り入れる。

村の情報通信基盤を最大限に活かし、将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域をつくるため、地理的に特異条件下におかれた地域情報格差を超え、医療、教育、産業など多様な分野において地域の特色を活かしたICTの利活用を積極的に進めることで、行政の効率化と住民サービスの向上を図る。

村のインターネット人口の増加を図り、誰一人取り残すことのないよう、光ケーブル（地下埋設）の整備をおこなうとともに、パソコン・スマートフォン教室や利活用講座、情報通信機器の普及活動をおこないデジタル人材の育成を推進する。

(イ)テレビ共同受信施設

住民にとってテレビは貴重な情報源であり、台風や大雨等の気象情報は防災上も重要な情報であり、娯楽施設のない本村にとっては、テレビは貴重な娯楽の一つであることから、受信不良を改善し、本土との情報格差の是正を図る。

(ウ)携帯電話

電波利用に関する不均衡を緩和するために、各キャリアへのエリア化等の要望をおこなうとともに、インターネット回線を利用した電波状況改善対策等を住民に周知するなどの対策を図る。

2 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------|----------------------|-------------------------------|----------|----|
| 3 地域における 情報化 | (1) 電気通信施設等情報化のための施設 | | | |
| | 光ファイバーケーブル維持管理 | 島内光ファイバーケーブル保守等 | 村 | |
| | 新行政ネットワーク構築 | 光ファイバーケーブルを利用した公共施設間のネットワーク構築 | 村 | |
| | 光ファイバーケーブル整備 | 住宅や施設等に光ファイバーケーブルの接続 | 村 | |
| | 電子申請推進事業 | 電子申請の利活用促進 | 村 | |
| | デジタル化事業 | RPA・ペーパーレス等デジタル化の推進に係る事業 | 村 | |
| | デジタル人材育成事業 | デジタル人材の育成及び確保 | 村 | |
| | テレビ共同受信施設改修 | テレビ共同受信施設の光化 | 村 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 光サービス負担金 | フルツ光サービス開始に伴う施設改修に係る負担 | 村 | |

| | | | | |
|--|----------------|------------------|---|--|
| | | 金 | | |
| | 光ファイバーケーブル維持管理 | 光ファイバーケーブルの維持管理等 | 村 | |

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

本章に係る「十島村公共施設等総合管理計画」の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(7) 行政施設

- ・施設の診断や、日常的な点検により建物の劣化状況や設備機器類の更新時期を把握し予防修繕等に努めることで長寿命化を図ります。

第5章 交通施設の整備、交通手段の確保

1 交通施設の整備、交通手段の確保の方針

(1) 現況と問題点

鹿児島県本土と本村各島及び奄美大島を結ぶ交通機関は、本村が運営している定期船だけが唯一の交通機関であり、住民の郵便物、生活物資等を輸送している。

(ア) 航路体系

定期船の航路体系は、鹿児島を起点として本村各島を經由し、終点名瀬までの航路を週2便の定曜日出港を基本に運航し、また、臨時便運航として年間15便を増便し運航している。

本村から本土等へ移動することができるのは、定期船の上り便により鹿児島へ移動する方法と下り便により奄美大島から空路等を利用する方法以外になく、週4回に限られる。

航路は、本土の国道にも匹敵するもので、生活の基盤であり、いまだに医療・福祉面のナショナルミニマムが達成されていない本村にとって、住民が安心して島で生活するために公共交通の利便性の向上を図ることは喫緊の課題となっている。

(イ) 定期船の接岸

本村の各港は、外海小離島であるため、波浪の影響を受け易く天候状況によっては、重量物、又はランプウェイの使用制限、あるいは定期船の接岸そのものが制限される港もあるため、定期船が安全に接岸できる港の整備が急がれる。

(ウ) 荷役要員等の確保

各島の荷役体制は地元住民で構成されているが、住民の高齢化に伴い、定期船の接岸作業、荷役作業の人員確保が急務となっている。

(エ) 航路付属施設等の改修整備

現在、定期船で使用しているコンテナ類については、特に畜産飼料の輸送に使用するドライコンテナが、臨時便運航時に不足することがあり、整備が必要となっている。また、冷凍冷蔵コンテナについても、老朽化が進んでおり、整備が必要となっている。フォークリフトについても今後徐々に老朽化が進むと予想される為、計画的な更新が必要となっている。

また、各島でランプウェイ敷設鉄板の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要となっている。「フェリーとしま2」の船体構造、潮汐の干満により、使用舷門によって乗船用タラップが急傾斜になる場合があり、高齢者等の身体弱者にとって利用しにくい状況にある。

(オ) 航路運営

毎年多額の欠損が生じており国及び県から補助金を交付されている。しかし、国及び県

財政の逼迫した状況は継続しており、離島航路補助金を取巻く現状は依然として厳しいものとなっている。

(2) その対策

本村と本土を結ぶ移動手段は定期船だけであり、また、この定期船によって、住民の郵便物、生活必需品等を輸送しており、定期船の運航は単なる住民の移動用手段に留まらず、住民が生活をする上で必要不可欠なものとなっている。このため、安定した定期船の運航をしなければならない。

(ア) 航路体系

本村では、十島村の行政運営の総合的指針である「第5次十島村総合振興計画（計画年度期間：H26～H35）」において「本土との1日交通圏の確立」を交通体系の基本的方向として示している。

これまでに平成25年7月に全便名瀬便化、平成27年4月に諏訪之瀬島と平島の寄港順路変更、平成27年8月に臨時便の増便（年間：12便→15便）が実現してきたが、住民等の利用者からは、基本的な運航体系の根幹である週2便を週3便に増便することを強く望んでいるため、各分野における増収対策を進めつつ、その実現に向けて取り組む。

(イ) 定期船の接岸

安定した定期船の離接岸できる港湾を整備していく。

(ウ) 荷役要員の確保

各島の綱取・放し作業・定期船の荷役作業等については、雇用形態の見直しを検討するほか、定住対策を推進することにより、荷役要員の確保を図る。

(エ) 航路付属施設等の改修整備

各航路付属施設等の改修等については、国・県との協議・承認が必要なことから、計画的に推進していく。「フォークリフト」については、今後、老朽化の進み具合に応じ順次計画的に更新する。

一般貨物コンテナについては、畜産飼料の輸送量の増加等により、臨時便を運航する週においては、不足を生じることもあることから、国・県との協議を進め、順次計画的な整備を行う。また、コンテナの不足や多大な改修については、適正な更新及び管理に努める。

各島のランプウェイ敷設鉄板についても、順次計画的に更新する。

乗船用タラップの急傾斜時については、原則、車両甲板に設置している「リフト・エレベーター」を活用するものとするが、ランプウェイが使用できないときは、人的介助を要する。今後のタラップの更新については、バリアフリー基準に適合するものを整備する。

(オ) 航路運営

国や県の動向や方向性を見極めつつ、必要な対策を図るほか、平成26年度に策定した航路改善計画に沿った航路運営の改善を図りつつ、利用者の利便性・航海の安全性の向上

に配慮したうえ、合理的で効率的な航路運営に努める。

2 国道、県道及び村道の整備

(1) 現況と問題点

村道については、133 路線 114km で形成されている。その多くが、生活路線としての道路であり、引き続き整備に努める必要がある。特に舗装路面と法面工については、整備してから長期間経過していることと、自動車交通量の増加・大型化に伴い傷みが激しい状況である。道路改修計画については年次的に整備を進めて行く必要がある。本村の村道については、急カーブ、狭小区間が多く、車両同士の離合や歩行者通行に危険が生じているので、側溝整備を円滑に進める。

農道整備については、51 路線 31km で形成されている。牧場の維持管理に必要な牧道、畑等の耕作地に必要な農道については、未舗装・未改良部分が多く残存していることから、1次産業の活性化を図る上でもますますの整備促進が必要である。

林道整備については、昭和 30 年度から開設事業が開始され、9 路線 49km が整備され、舗装事業を昭和 47 年より開始している。舗装率については 65%である。林道口之島線と林道椎崎線の舗装事業を実施しているが、他の未舗装路線についても整備を促進する必要がある。また、大名だけのこの出荷量を増産させる上でも、特用林道の整備促進が求められている。

(2) その対策

村道整備は、地域の発展に大きな影響を与えることから一層の事業促進を図る。生活の利便性を高めるため、安全通行を確保するために特に主要幹線道路並びに集落内道路の計画を促進する。さらに、歩行者の視点に立った、交通安全施設整備である側溝整備計画についても、より一層の充実を図る。

農道整備は、村の基幹産業である第 1 次産業に大きく寄与することから、利便性や重要性を見極め、整備を促進する。

林道整備は災害防止と森林の維持管理のため、これまで口之島線・椎崎線の舗装整備を促進してきた。口之島線・椎崎線については舗装整備が完了したことから、現在は、補助事業を活用して、林道前岳線の整備を進めている。

特用林道については、諏訪之瀬島地区・悪石島地区を中心に整備促進する。

3 港湾施設及び漁港施設の整備

(1) 現況と問題点

外部との交流の手段としては、各島共に海上輸送手段に依存する以外に手立てはない。十島村には、県管理港湾の中之島港・県管理漁港の西之浜漁港（口之島・第 4 種）・前籠漁港（宝島・第 4 種）と村管理港湾の切石港・元浦港（諏訪之瀬島）南之浜港・東之浜港（平島）、切石港・元浦港（諏訪之瀬島）、やすら浜港（悪石島）、小宝島港、宝島港と、村管理漁港城之前漁港（小宝島・1 種）があり、中之島港、西之浜漁港と前籠漁港の係留施設は整備済みである。

| 港名 | 現況 | 問題点 |
|----------|-----|--|
| 西之浜漁港（県） | 整備中 | 沖防波堤の延伸により定期船対策は概ね整備完了となったが、係留施設や老朽化した施設整備が必要である。小型船対策の整備も必要である。 |

| | | |
|---------|-------|---|
| 中之島港（県） | 整備中 | 岸壁整備が完了し沖防波堤整備に着手し港内静穏度の向上と、係留施設の整備が必要である。 海岸保全施設の高潮対策も必要である。 小型船対策の整備も必要である。 |
| 南之浜港 | 整備休止中 | 防波堤を兼用岸壁として利用しているため、岸壁整備が必要である。 小型船対策の整備も必要である。 |
| 東之浜港 | 整備中 | 南之浜港の補完港として整備中である。防波堤延伸による静穏度の向上が必要である。 |
| 切石港 | 整備中 | 防波堤を兼用岸壁として利用しているため、岸壁整備が必要である。 港内堆積土砂の抜本的解決が必要である。 小型船対策の整備も必要である。 |
| 元浦港 | 整備中 | 火山対策として整備されたが、切石港の補完港としても利用しているが、狭い。 小型船対策の整備も必要である。 |
| やすら浜港 | 整備休止中 | 防波堤を兼用岸壁として利用しているが、狭い。 岸壁・補完港がないため、岸壁整備を促進する。 小型船対策の整備も必要である。 |
| 小宝島港 | 整備中 | 荒天時の波浪を受けやすく、港内静穏度の確保困難。 防波堤を兼用岸壁として利用しているが、狭い。 岸壁・補完港がないため、岸壁整備を促進する。 |
| 城之前漁港 | 整備中 | 小型船対策の整備も必要である。 |
| 前籠漁港（県） | 整備中 | 沖防波堤の延伸により定期船対策は概ね整備完了となったが、係留施設や老朽化した施設整備が必要である。 小型船対策の整備も必要である。 |
| 宝島港 | 整備完了 | 前籠漁港の補完港であるが、港周辺の整備がなされていない。 |

係留施設を有しない諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島に定期船の係留岸壁整備が必要である。
南之浜港と小宝島港は特に波浪の影響を受け易いので、南之浜港は、補完港の東之浜港の防波堤整備を、小宝島港については岸壁整備を促進する必要がある。

小宝島港については岸壁計画にて整備を進めるが、やすら浜港についても1島1港であり、防波堤兼用岸壁として供用している関係上エプロン幅が狭く、旅客と荷役作業車の通行に支障をきたしているため、係留施設の整備も計画する必要がある。近年、漁船の大型化に伴い船揚げ施設並びに船置き場等の小型船施設の整備が必要とされている。

（２）その対策

本村において唯一の交通手段である定期船の安定・安全接岸を図るためにも、港湾施設の整備充実を一層推進する。

| 港名 | 現状 | 対策等 |
|----------|-------|----------------------------|
| 西之浜漁港（県） | 整備中 | 小型船対策の充実 老朽化施設の整備 |
| 中之島港（県） | 整備中 | 沖防波堤の整備促進 小型船対策の充実 |
| 南之浜港 | 整備休止中 | 岸壁整備 小型船対策の充実 |
| 東之浜港 | 整備中 | 岸壁兼用防波堤の整備促進 港周辺の整備 |
| 切石港 | 整備中 | 岸壁整備 堆積土砂対策 小型船対策の充実 |
| 元浦港 | 整備中 | 小型船対策の充実 |
| やすら浜港 | 整備休止中 | 岸壁整備 小型船対策の充実 |
| 小宝島港 | 整備中 | 岸壁整備 |
| 城之前漁港 | 整備中 | 小型船対策の充実 |
| 前籠漁港（県） | 整備中 | 沖防波堤の整備促進 小型船対策の充実 |
| 宝島港 | 整備完了 | 港周辺の整備 |

4 交通確保対策

（1）現況と問題点

近年の自動車保有台数の増加や「フェリーとしま2」の就航に伴い外部からの車の持込が増加している中、道路は1車線道路で車道・歩道の分離した道路は整備されていない。急勾配、急カーブ、狭小道路がほとんどで、交通安全上問題がある。事故を未然に防止するうえでも道路整備を進める必要がある。また、道路標識等の事故を未然に防ぐための道路環境施設・設備を進める必要がある。

村内においては、自動車がほぼ各世帯1台普及し、電動式三輪車等の新たな移動手段も出ており、高齢者の移動形態が多様化している。

本村では、平成15年1月に自損による交通死亡事故が発生している。今後、さらに村外からの工事車両等の流入が進むことを考えれば事故の増加が懸念される。特に高齢者が関係した事故が懸念される。その他にシートベルトやヘルメットの未着用による事故や飲酒運転、スピード運転による事故など未然に防ぐ対策を講じる必要がある。

（2）その対策

「フェリーとしま2」の就航に伴い、村外からの車の持ち込みは増加している。交通量の増加が懸念される中、村内には道路標識等が十分整備されていないことから、これらを早急に整備する必要がある。

村民や旅行者等を交通災害から守り、安全な生活を営む事が出来るよう、全国交通安全運動等の啓発活動を積極的に実施し、交通安全思想の普及に努めるとともに交通安全対策の強化を図る。

5 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------------------|---------------------|-------------------------|----------|----|
| 4 交通施設 の整備、交通手 段の確保 | (1) 市町村道 | | | |
| | 道路 | | | |
| | 道路案内板等整備事業 | 道路案内標識板整備 一式 | 村 | |
| | 口之島中央線道路改良工事 | 道路改良 L=100m | 村 | |
| | 中之島南廻線 | 舗装新設並びに法面保護 L=5,000m | 村 | |
| | 中之島中央線 | 舗装改修並びに法面保護 L=2,000m | 村 | |
| | 中之島御岳線法面保護工事 | 道路法面保護 L=300m | 村 | |
| | 中之島中央線舗装工事 | 道路舗装 L=100m | 村 | |
| | 中之島海岸線道路改良工事 | 道路改良 L=250m | 村 | |
| | 平島東海岸線法面工事 | 道路法面保護 L=240m | 村 | |
| | 平島東海岸線舗装工事 | 道路舗装 L=2,000m | 村 | |
| | 平島南之浜線改良工事 | 道路改良 L=100m | 村 | |
| | 諏訪之瀬島榑戸原本村線改 修工事 | 道路排水・舗装 L=630m | 村 | |
| | 諏訪之瀬島切石元浦線舗装 工事 | 道路舗装 L=3,000m | 村 | |
| | 悪石島海岸線法面工事 | 道路法面保護 L=200m | 村 | |
| | 悪石島金山線舗装工事 | 道路舗装 L=50m | 村 | |
| | 悪石島湯泊線舗装工事 | 道路舗装 L=800m | 村 | |
| | 悪石島湯泊線法面工事 | 道路法面保護 L=200m | 村 | |
| | 小宝島一周線改良工事 | 道路舗装・拡幅 L=2,000m | 村 | |
| | 小宝島部落線改良工事 | 道路舗装・拡幅 L=50m | 村 | |
| 小宝島竹ノ山線(仮称)新設 工事 | 道路新設 L=600m | 村 | | |
| 宝島荒木崎線舗装工事 | 道路舗装 L=750m | 村 | | |
| 宝島星窪線舗装工事 | 道路舗装 L=700m | 村 | | |

| | | | |
|-----------------------------|---|---|--|
| 道路環境施設整備 | 村内道路環境整備 安全施設整備 | 村 | |
| 中之島集落道整備 | 道路舗装・側溝新設 L=80m | 村 | |
| 悪石島集落道整備 | 道路改良 L=40m | 村 | |
| 橋梁 | | | |
| 中之島宮川橋補修工事 | 橋りょう補修 | 村 | |
| 中之島船寄橋補修工事 | 橋りょう補修 | 村 | |
| 中之島大川橋補修工事 | 橋りょう補修 | 村 | |
| 諏訪之瀬島下村橋補修工事 | 橋りょう補修 | 村 | |
| 橋りょう修繕工事 | 橋りょう修繕 | 村 | |
| (2) 農道 | | | |
| 口之島牧内牧道整備 | 林道舗装延長 L=720.0m、W=3.0m | 村 | |
| 口之島農道舗装工事 | 林道舗装延長 L=300.0m、W=3.0m | 村 | |
| (3) 林道 | | | |
| 林道前岳線舗装事業 | 林道舗装 L=1,000m W=4.0m | 村 | |
| 林道口之島線改良工事 | 林道局部改良 L=120m | 県 | |
| (10) その他 | | | |
| 荷役車両整備 | 荷役車両 2台 | 村 | |
| 航路付属施設整備 | 定期船の荷役や乗客の設備に関連する荷役倉庫、フォークリフト車庫等の整備 | 村 | |
| 口之島荷さばき施設整備 | 口之島荷さばき施設整備 | 村 | |
| (社会資本整備交付金) 平島東之浜港改修事業 | 防波堤 L=74m | 村 | |
| (社会資本整備交付金) 悪石島やすら浜港改修事業 | 岸壁 (-5.5m) L=120m 道路 L=120m 護岸 (防波) L=60m 泊地 (-2.0m) A=9,000 m ² | 村 | |
| 小宝島小宝島港改修事業 | 防波堤 L=40m | 村 | |

| | | | |
|---|--|---|--|
| (港整備交付金) 小宝島小宝島港改修事業 | 岸壁 (-5.5m) L=120m 泊地 (-5.5) A=13,700 m ² 護岸 (防波) L=210m 道路 L=330m | 村 | |
| 港湾施設整備 (切石港・南之浜港) | 航路・泊地浚渫 | 村 | |
| 港湾附属施設整備 (切石港・元浦港・南之浜港・東之浜港・やすら浜港・小宝島港) | 防舷材 梯子 車止め | 村 | |
| 防波堤整備 (南之浜港・やすら浜港・小宝島港) | 上部工 | 村 | |
| 口之島西之浜漁港整備事業 | 漁港施設改良・修繕 | 県 | |
| 宝島前籠漁港整備事業 | 漁港施設改良・修繕 | 県 | |

6 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

| |
|---|
| 本章に係る「十島村公共施設等総合管理計画」の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 |
| <p>(10) 道路・橋梁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検を実施するとともに、5年に一回程度の頻度で近接目視による点検を基本とします。 ・舗装・照明等は点検結果により更新年数を設定し、重要度等検討のうえ計画的に修繕・更新を実施します。 <p>(12) 港湾施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常点検を実施すると共に、5年に一回程度の定期点検の実施を基本とします。 ・防食工法の活用や小規模修繕による延命化の推進、新技術の積極的な活用により、長寿命化に取り組みます。 ・点検や診断結果、補修工事履歴等の施設情報一元化に取り組みます。 |

第6章 生活環境の整備

1 簡易水道、生活排水処理施設等の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 上水道

水道は、健康で文化的な生活を営むために必要不可欠なものであり、住民に安全でおいしい水を供給できるよう努めているところであるが、現状としては非常に厳しい状況にある。

本村の給水施設は7ヶ島に8施設が設置されている。諏訪之瀬島及び小宝島は淡水化施設であり、その他は湧水や表流水などを水源とした簡易水道施設である。淡水化施設は設置後約10年が経過していることから、今後も施設の老朽化によるランニングコストの増加が懸念される。また、諏訪之瀬島では原水の水質悪化もあり、新たな水源の開発もしくは施設機能の増強が望まれる。

その他給水施設に関して、口之島では施設の老朽化による断水事故が度々発生し、中之島の日之出地区はろ過施設が設置されていないため、濁度の発生が見られる。これらの諸問題に対し、平成17年度より水道施設整備を進めている。平成17年度に宝島、平成19年度に口之島の2カ島の整備を行い、残り5カ島の整備については平成20年度から全島が十島村簡易水道事業としての認可を得たことから、現在、悪石島及び平島の施設整備を進めている。「安全な水の安定供給」に資するためには、今後さらに全施設において相当な施設改良等を行う必要がある。

(イ) 下水道

本村では、公共下水道が未整備となっていたため、公共用水域の水質汚濁が問題視されていたが、平成7年度より合併処理浄化槽の整備が進められ、村内の汚水処理人口普及率は、令和2年度末時点で95.9%となった。今後においても合併浄化槽の普及促進と適正な管理指導を徹底し、公共用水域の浄化を守る対策を講じていく必要がある。

○合併浄化槽設置状況

(単位：基)

| 基数 | 平成7年度 から29年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 計 |
|----------|---------------------|--------|-------|-------|-----|
| 5人槽 | 181 | 3 | 5 | — | 189 |
| 7人槽～8人槽 | 6 | — | — | — | 6 |
| 9人槽～10人槽 | 29 | 2 | — | 1 | 32 |
| 計 | 216 | 5 | 5 | 1 | 227 |

(ウ) ごみ処理の状況

現在の生活様式は多種多様になり大量のゴミが発生しているが、本村は処理施設の建設にかかる費用や維持費用などのコストが高額となることなどにより、焼却炉や高速生ごみ処理機以外の廃棄物処理施設の整備が困難な状況である。

このようなことから、地域に残された自然環境の保全を図り、快適でうるおいのある生活環境の創造を行うために、島内廃棄していたライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していくこととし、村内の最終処分場を平成19年3月から閉鎖した上、可燃物や生ゴミ以外の廃棄物を平成20年4月より島外搬出を行い民間処理施設で再資源化を実施し、島内での廃棄物処理量は確実に減少している。

廃車両の処理については、平成17年1月1日より施行開始された使用済自動車の再資源化等に関する法律に合わせて、離島対策支援事業が開始され、海上輸送にかかる費用の一部が補助されており、概ね順調な事業執行がなされているが、一部の住民において私有地内に放置している廃車両がある。

家電リサイクルについては、平成13年4月1日より本格施行され本村においても海上輸送を行いリサイクル業者への引取りが行われている。しかし海上輸送に費用がかかることから、一部地域住民より輸送費用の軽減を求める要望があり、村単独事業により、海上輸送費の全額を補助している。

海岸への漂着ゴミの処理については、平成21年度から平成22年度にかけて実施した地域グリーンニューディール基金事業の海岸漂着物地域対策推進事業により各島の漂着ゴミの取り除きが実施され、清潔な海岸を取り戻すことができた。実施した基金事業は平成23年度末で終了したが、平成25年度からは、新たに海岸漂着物地域対策推進事業を活用することにより、各島の漂着ゴミの取り除きを実施している。しかし、当事業についても縮小傾向にあり、今後、年々増加傾向にある流木等を含む漂着ゴミについて、その処理方法を検討する必要がある。

(エ) 環境衛生（蚊・ブユ・ハブ駆除）

十島村は亜熱帯気候で、時期的に高温多湿である。その為、蚊、ブユが発生しやすい環境にあり、咬刺被害が見られる。ブユ駆除においては、定期的に河川に薬剤散布を実施し、被害を最小限度に抑えているが、平成21年度より梅雨時期前のブユの咬刺被害が多く寄せられており、毎年同時期に調査を行っている

蚊については、毎年、梅雨明けの奉仕作業終了時に薬剤の共同散布を実施し、快適な環境作りに努めている。

また、小宝島、宝島においては、ハブが生息しており、咬傷被害は近年発生していないがこれまでに数件ある。住民や観光客にとって日常的に恐怖心を生んでいるので、今後も駆除に努める。

(2) その対策

(ア) 上水道

水道施設の整備には莫大な投資が必要であり、年次的、計画的な整備が必要である。老

朽化等が著しく、緊急性の高い施設から着手するとともに、国庫補助と起債、鹿児島県補助事業を活用し、財政負担をより抑えた効率的な事業の執行が必要である。

(イ) 下水道

下水道の整備については、引き続き合併浄化槽の整備促進を図り、将来的に村内の汚水処理人口普及率 100%を目指す。

(ウ) ごみ処理の状況

発生する廃棄物については、今後は更に島内廃棄物処分量の削減を図るため、住民・事業者・観光客又は行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし広く周知活動を行い、島外において再資源化出来る廃棄物の搬出量を増やし、島内処分を行う廃棄物の減量化を推進する。

島外搬出し再資源化を行う廃棄物の処理量を増やすためには、実施しているリサイクル活動において、住民が積極的に参加できるよう収集活動に必要な器材の整備の充実を図る。

焼却炉については、平成 30 年度に宝島、平成 31 年度に口之島、令和 2 年度に中之島に小型焼却炉を整備し、これですべての島に小型焼却炉が整備されたこととなった。1 時間当たりの処理能力は 49kg であり、今後ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定による調査は対象外となる。生ごみ処理機については導入から 20 年を経過している島もあり、計画的な入替えの必要がある。

焼却灰の処分については、熔融処理施設の建築は経済性やその他のことを考慮すると総合的に困難であり、今後も島外搬出処理を行う必要があることから、本村の事情の理解を求め受入先を確保することとする。

(エ) 環境衛生（蚊・ブユ・ハブ駆除）

観光立村を目指すわが村においては、環境衛生問題は極めて重要な問題である。特にブユやハブは咬傷性があり、観光客等にとっては大きな脅威となっている。

また、ブユについては今後も効率的、定期的な駆除を目指し安心して暮らせる環境を目指すとともに咬刺被害の集中する時期の適切な駆除作業が可能となるよう原因究明を進める。

2 消防防災

(1) 現況と問題点

本村には常備消防はなく、消防体制は非常備の十島村消防団により消防活動を行っている。団員の定数は、条例改正により、平成 27 年度から 74 名（R3. 6. 1 現在定員に対し 8 名不足）で、各島 7 島にそれぞれ 1 分団ずつ、計 7 分団配置され、7 名から 13 名で構成されている。女性消防団員も各島に在籍し、計 11 名を数え、避難所での支援活動等の活躍が見込まれている。

離島であるがゆえに、他市町村はもとより、他分団の応援も時間的・物理的に困難で、応援が遅れることは明白であり、災害時等の緊急時には 1 分団で対応しなければならない。

このような特異な環境に置かれていることから、各島消防分団それぞれの消防力を高め、強化を

図ることが重要である。新規団員等に対する消防学校での研修をおこなっている他、地域全体の防災力向上のため、自主防災組織の育成に努めており、平成17年度より自主防災組織率100%、加入世帯率100%を継続している。

本村は、口之島、中之島、諏訪之瀬島に活火山を有した多島離島村である。そのため、鹿児島県離島火山防災訓練が平成16年度から隔年で実施されている。諏訪之瀬島の御岳は活発な噴火活動を続けており、噴火警戒レベルの引き上げ、引き下げを繰り返している活火山である。また、空路による島外避難に備え、場外離着陸場に住民が安全に待機できるように避難施設の整備を検討している。中之島の御岳は、火山活動は活発ではないものの現在も噴煙を上げている。この火山については、福岡管区气象台や鹿児島大学等により火山活動の観測が継続されている。

地震や火山噴火等で災害等が発生した場合の情報伝達手段として、平成30年4月からデジタル式防災行政無線の正式運用を開始している。それにより、親局設備と各地域の子局設備間で伝送の高速化、情報伝達の簡素化ができるようになったことに加え、無線放送中でも緊急電話が可能となるなど、防災の情報伝達対策の大きな役割を果たしている。また、全国瞬時警報システムと連動し、国民保護情報、緊急時地震速報等の対処にいとまがない事象にも、防災行政無線を自動起動し住民へ緊急情報を伝達することが可能となった。緊急時等の村独自のメール配信サービスも平成28年より実施している。

近年、全国的に災害の激甚化、集中化、局地化の傾向が強まっている。本村は、台風の常襲地域であることから、大規模災害発生時の応急対応の確立や自然災害の未然防止を図る治山治水・砂防対策の推進を実施し、人命・財産ならびに公共施設の安全確保に務めることが必要である。

また、甚大な被害が想定された場合の島外避難についての項目を、令和2年度より十島村地域防災計画に盛り込んでおり、災害発生を想定した訓練や施設整備を図ることは必要不可欠であり、住民が自主的に災害に対する備えを講じられるよう防災マップの見直しや地域防災員の育成等、防災意識の高揚に努め、災害対策を推進していくことが重要である。

村内には常駐医師が1名しかおらず、その医師も4島を巡回診療しているため年間を通じて医師が常駐している島はない。また、医療施設は各島に診療所が1カ所整備されているが、十分な治療ができる施設や機材は整備されていない。そのため、診療所で対応できない疾病等については、救急患者として鹿児島県ドクターヘリや鹿児島県消防・防災ヘリコプター、海上自衛隊鹿屋航空分遣隊の救難ヘリコプター、第十管区海上保安本部の巡視船等により鹿児島市内の病院へ搬送されている。また、平成28年より奄美ドクターヘリによる奄美市、鹿児島市内の病院への搬送も行われている。ただし、病院収容までに平均で約3時間を要しており、住民の安心安全に暮らせる生活には、未だ十分ではない。年間約10~20件の救急患者が発生しているが、そのほとんどが高齢者であり容体急変の危険性も高いため、病院収容までの時間短縮を図る必要がある。

(2) その対策

各島7島にそれぞれ配置されている消防分団の消防力の強化・推進を図るとともに、村民の生命、身体及び財産を守る目的から、避難施設の整備や消火栓、防火水槽等のその他消防施設整備等の防災対策事業の促進を図る。また、防災行政無線の安定した運用に努めるとともに、その他消防施設整備等の防災対策事業の促進も図る。

自主防災組織について、今後「防災の日」等にそれぞれの島の実情に応じた各島での防災訓練の計画・実施がなされるよう促し、更なる自主防災組織の育成・強化を図る。その他、地域防災力の向上のため、要配慮者等の災害弱者を各島消防分団、自主防災組織及び役場担当で把握、共有する

ことで、災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、緊急時における連絡体制の充実・強化にも努める。

また、村内には小型動力消防ポンプを積載した消防車（軽自動車）を各島1台配備している。小型動力消防ポンプについては2～3台が配備され、火災時等の消火活動に使用している。消火栓や防火水槽が各島整備されているが、一部の島で水道管と繋がれていない箇所があり、消火に使用する水が不足する懸念があることから、必要に応じて消火栓及び防火水槽の整備を図る。また、火災による被害を最小限にするため、消火器の全世帯設置、火災報知器の定期的な更新を推進し、火災予防を図る。

火山を2つ有している多島離島村である本村にとって、鹿児島県離島火山防災訓練・点検は非常に重要な訓練である。今後も継続して訓練が実施できるよう鹿児島県及び関係機関に働きかけていく必要がある。

村独自に村営フェリーでの定期的な訓練を実施しており、様々な課題も見えてきていることから、継続的な訓練とともに課題に対する対応方法についても地域と協議しながら進めていく。

防災計画の見直しについても、現状を踏まえ、定期的に見直しを行っていく。

また、土砂災害、火山災害、津波災害等の各種訓練・点検による指摘や改善点について、可能な限り即対応し各種災害対策を図る。現在、中之島の日之出地区での一次避難所が整備されていないことから避難所の整備を図る必要がある。

住民の防災意識の高揚を図りながら、関係機関との緊密な連携・協力により災害危険箇所の掌握・点検を実施し、治山治水事業および砂防事業を積極的に活用しながら、住民へ危険箇所等の周知徹底を図る。

救急患者の搬送については、搬送時間を短縮するため事務手続きの簡素化を図る等、鹿児島県及び関係機関へ働きかける。また、感染症患者発生に伴う対応を各診療所、各消防分団と協議、共有し、感染拡大を防ぐよう努力する。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--|----------|----|
| 5 生活環境の 整備 | (1) 水道施設 | | | |
| | 簡易水道再編推進事業 | 導・配水管布設替工事 導水管 L=1, 323m、配水管 L=10, 100m | 村 | |
| | 悪石島水源開発 | 水源開発 | 村 | |
| | 諏訪之瀬島水源開発 | 水源開発 | 村 | |
| | 十島村簡易水道施設整備 | 滅菌施設整備 | 村 | |
| | 中之島高尾水源改良工事 | 施設改良 | 村 | |
| | 十島村簡易水道施設整備 | 滅菌施設整備 | 村 | |
| | (2) 下水処理施設 | | | |
| | 合併浄化槽設置整備事業 | 十島村全域 小型合併処理浄化槽設置 10基 | 村 | |
| | (3) 廃棄物処理施設 | | | |

| | | | |
|---------------------|------------------------|---|--|
| 焼却炉整備 | 小型焼却炉整備 3基 | 村 | |
| 廃棄物収集用機材購入 | ネット・コンテナ (各7島分) | 村 | |
| (5) 消防施設 | | | |
| 小型動力消防ポンプ整備事業 | 小型動力消防ポンプ整備 7台 | 村 | |
| 消火栓整備事業 | 消火栓整備 一式 | 村 | |
| 防火水槽整備事業 | 防火水槽整備 2基 (口之島) | 村 | |
| 避難壕整備 | 避難壕整備 3基 (中之島) | 村 | |
| 避難所備蓄品整備事業 | 備蓄品整備 | 村 | |
| 消防車庫整備事業 | 消防車庫整備 (口之島) | 村 | |
| 非常用発電機整備事業 | 非常用発電機 (全島) | 村 | |
| 消防ポンプ積載車整備 | 軽消防車7台・小型消防ポンプ台ホース整備1式 | 村 | |
| 避難施設整備事業 | 避難場所等の整備 (諏訪之瀬島) | 村 | |
| (8) その他 | | | |
| 環境保全対策事業 | 蚊駆除、ブユ・ハブ駆除 | 村 | |
| 環境保全対策事業 | 塵芥収集車・糞尿処理車購入 | 村 | |
| 環境保全対策事業 | ゴミリサイクル対策 分別方法研修会 | 村 | |
| 口之島地すべり対策事業 | 地すべり事業 | 県 | |
| 復旧治山事業 (楠木地区) | 山腹工 0.3ha | 県 | |
| 中之島県営治山事業 (里村地区) | 山腹工 | 県 | |
| 中之島県営治山事業 (寄木地区) | 山腹工 | 県 | |
| 中之島県営治山事業 (上村地区) | 山腹工 | 県 | |
| 森林基幹道改良事業 (口之島線) | L=120m | 県 | |
| 悪石島県営治山事業 (浜集落) | 山腹工 | 県 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

本章に係る「十島村公共施設等総合管理計画」の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(9) 供給処理施設

・安定的な稼働のため、定期的な点検調査を実施し、それに基づいた計画的な補修・整備により、長寿命化を推進します。

(10) 道路・橋梁

・日常点検を実施するとともに、5年に一回程度の頻度で近接目視による点検を基本とします。
・舗装・照明等は点検結果により更新年数を設定し、重要度等検討のうえ計画的に修繕・更新を実施します。

(11) 上水道

・定期的な点検により破損状況や劣化状況、補修履歴等を把握し施設情報の一元化に努めその結果をもとに優先順序を考慮しながら、計画的な修繕・更新を実施します。

第7章 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 子育て環境の確保

人口の推移

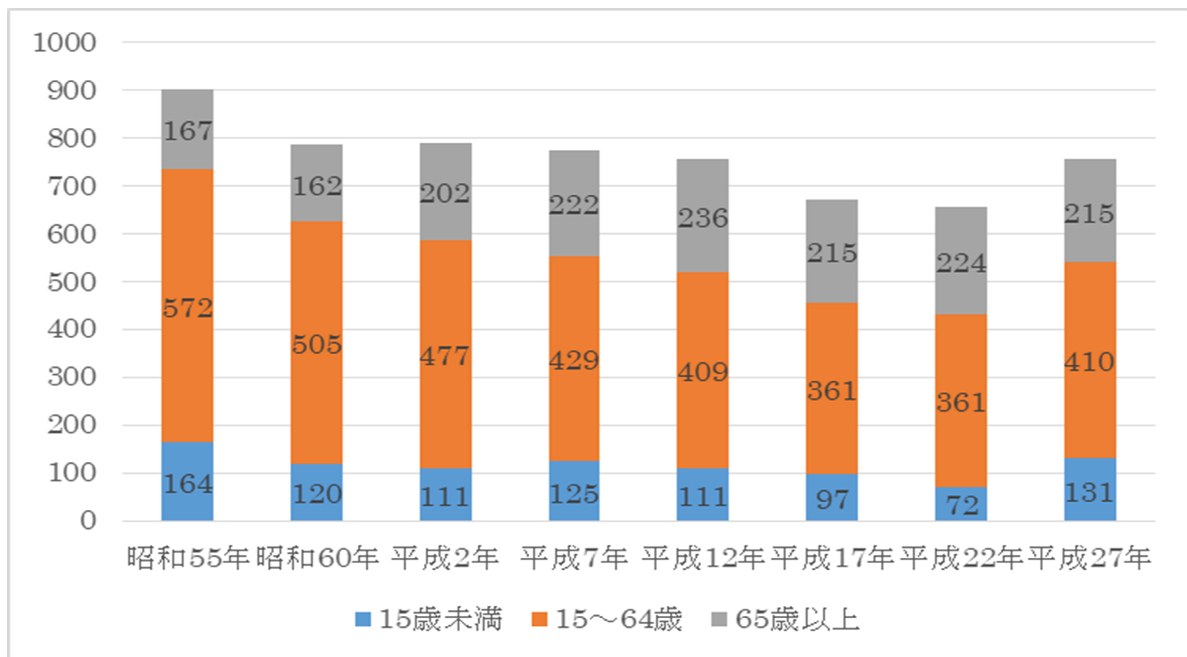
人口の推移（年齢3区分）

（単位：人）

| 区分 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口 | 903 | 787 | 790 | 776 | 756 | 673 | 657 | 756 |
| 15歳未満 | 164 | 120 | 111 | 125 | 111 | 97 | 72 | 131 |
| | 18.2% | 15.2% | 14.0% | 16.1% | 14.7% | 14.4% | 11.0% | 17.3% |
| 15～64歳 | 572 | 505 | 477 | 429 | 409 | 361 | 361 | 410 |
| | 63.3% | 64.2% | 60.4% | 55.3% | 54.1% | 53.6% | 54.9% | 54.2% |
| 65歳以上 | 167 | 162 | 202 | 222 | 236 | 215 | 224 | 215 |
| | 18.5% | 20.6% | 25.6% | 28.6% | 31.2% | 31.9% | 34.1% | 28.4% |

出典：国勢調査

（単位：人）



妊娠届出状況の推移

（単位：件）

| H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | H31年 | R2年 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 4 | 2 | 5 | 8 | 6 | 16 | 12 | 3 | 8 | 10 |

出生数の推移

（単位：人）

| H23年 | H24年 | H25年 | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 | H30年 | H31年 | R2年 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 3 | 3 | 6 | 5 | 4 | 14 | 13 | 4 | 6 | 10 |

(1) 現況と問題点

本村でも、少子高齢化が進行しているが、近年の人口動態をみると総人口は増加傾向にある。平成25年度については、自然減少(転出・死亡)よりも、自然増加(転入・出生)が上回っている。また、人口の推移からわかるように、若い世代の転入が増加していることが考えられ、増減を繰り返しているが、全体的に妊娠・出産件数ともに増加傾向である。

子育て家庭を取りまく環境のさまざまな変化に対して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされるよう、平成17年に「十島村次世代育成支援行動計画」を、平成22年には「次世代育成支援対地域行動計画(後期行動計画)」を策定し、次世代を担う子どもたちの育成支援を推進してきた。この計画は平成26年で終了し、平成27年度以降は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針にそって、「十島村子ども・子育て支援事業計画」を策定し令和2年4月より第2期十島村子ども子育て支援計画を開始している。この計画は、「安心して子どもを産み育て、子どもに笑顔があふれる村」の実現に向けて、子どもや子育て支援に関わる行政施策を体系化し、保健・医療・福祉・教育等、行政のあらゆる分野の事務事業、施策を総合的に推進していくものである。

村は、「第2期十島村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して出産・子育てができるよう事業を実施していく。現在までに、出産や子育てに関わる費用の助成事業や、専門職による相談・支援事業は実施して支援してきたが、村内での幼児教育や保育の支援が実施できていない課題がある。村内での幼児教育や保育の環境を整えば、共働き世帯や、若い転入者が増えることも考えられ、恵まれた自然環境の中で安心して出産・子育てをすることに繋がると考える。

また、平成30年度より子育て包括支援センターを設立し、令和3年度より全小中学校と連携した思春期教育等を実施する。

(2) その対策

現在までに実施している事業は下記のとおりである。妊娠や子育てにかかわる費用の助成は更に充実している現状がある。また、離島という不便な環境の為、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援についてもさらに検討していく必要がある。

村では、「第2期十島村子ども・子育て支援事業計画」に基づき、平成27年4月より、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う「十島村地域子育て支援拠点事業」で幼児期の教育や保育の場を提供している。平成27年度は宝島・中之島の2ヵ島、平成28年度は、口之島、諏訪瀬島、平成29年度は悪石島、小宝島、平成30年度には平島の施設整備と事業展開を実施している。今後は働く家庭の支援や幼児期の教育の場を充実させることができるよう、体制の整備を進める。

現在実施している事業

| | 事業内容 |
|-----------|--|
| 乳幼児期 | <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査（乳児、1歳半、3歳児） ・歯科健診（年2回歯科巡回診療） ・ミルク、紙オムツ支給事業 ・療育助成事業 ・十島村すこやか子ども医療費助成事業 ・フッ化物洗口 ・ひとり親医療費助成事業 ・離乳食支援事業 ・新生児聴覚検査 ・子育て支援教室（保育士派遣） ・栄養教室 ・家庭訪問、保健指導、相談 |
| 思春期 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもクッキング ・療育助成事業 ・十島村すこやか子ども医療費助成事業 ・フッ化物洗口 ・ひとり親医療費助成事業 ・栄養教室 ・家庭訪問、保健指導、相談 |
| 妊婦・出産・産褥期 | <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦検診船賃等助成事業 ・妊婦健康診査 ・産後ケア事業 ・妊婦・産婦訪問 ・家庭訪問 ・未熟児医療費助成事業 ・不妊治療旅費助成事業 ・産婦健診事業 ・十島村子どもの誕生に関する記念樹の交付 |

十島村地域子育て支援拠点施設整備目標

| 事業・施策 | R2年度 | R3年度 目標 | R4年度 目標 | R5年度 目標 | R6年度 目標 | R7年度 目標 |
|----------------------|------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 地域子育て支援拠点 (子育て広場) | 7カ所 | 7カ所 維持 | 7カ所 維持 | 7カ所 維持 | 7カ所 維持 | 7カ所 維持 |

2 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(1) 現況と問題点

令和3年9月末現在における村の65歳以上の人口は200人で、全体に占める割合は29.24%である。今後高齢者人口自体に急激な増加は見込まれないものの、少子化に相まって高齢化が進むことは確実な状況である。

平成12年度からスタートした介護保険制度は15年が経過し、この間本村で介護サービスを利用できる種類は少ないものの、サービス利用者は年々増加傾向にあり、介護保険制度は高齢者を支える制度として定着してきた。

令和3年4月からは「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し事業を展開してきたところである。この計画では、高齢者に対する保健福祉の施策を推進し、「高齢者が住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」ことができるよう、在宅福祉サービスや利用者負担軽減の充実を図り、地域包括支援センター及び地域包括支援サブセンターを核とし各種支援体制に取り組み、十島村地域包括ケアシステムを構築するものとしている。現在、宝島において「訪問・通い・宿泊」といったサービスを柔軟に使う支援する小規模多機能居宅介護を実施している。

また、平成27年度から介護予防・日常生活支援総合事業への展開に向けて、介護予防事業の推進を図り、令和2年度からは全島で取組みをすすめている。

高齢者施策事業の一つとして推進している、十島村高齢者乗船券交付事業については、高齢化に伴う医療機関受診機会を確保する観点からも、今後も事業を推進する。

老人クラブの育成については、3単位クラブが活動をしているが、単位クラブを設置できていない地域については高齢者クラブの設置を目指し事業の展開を図る。

令和2年4月から75歳以上の高齢者を対象に、介護予防と健康づくりが一体となった一体化事業にも取り組んでいる。

(2) その対策

明るく活気に満ちた高齢者を増やし、要介護状態に陥ることなく、健康で生きがいを持って生活できるよう、支援体制を強化するとともに、高齢者自身の社会参加を推進する。

- ・ 介護認定者及び自立者を含めた各種福祉事業の展開を図る。
- ・ 高齢者自立対策として、老人クラブの充実、高齢者グループ等の育成を進める。
- ・ 地域包括支援センター、地域包括支援サブセンターを中心とした高齢者支援体制の充実を図る。
- ・ ボランティアグループの育成を進める。
- ・ 健康相談、健康教室、特定健診及び各種検診事業の充実を図る。

- ・ 「小規模多機能事業所(離島相当サービス)」の設置については、宝島で展開しているが、施設型は村の財政的には厳しく、村単独での財源補填について、国の補助金等の創設を要望していく。
- ・ 宝島以外の島においては、国が進める介護予防・日常生活支援総合事業を平成27年度に先行モデルとして口之島において取り組みを開始し、平成27年7月から住民主体による事業が実施されており、令和2年度までに全島で展開している。
「とからいきいき教室」については、村全体で、地域住民が主体となった介護予防対策について一丸となって取り組んでいる。

高齢化の推移

(単位：人・%)

| | 平成 18 年 3 月 31 日 | | | 平成 22 年 3 月 31 日 | | | 平成 27 年 3 月 31 日 | | | 令和 2 年 3 月 31 日 | | |
|-------|------------------|-----|-------|------------------|-----|-------|------------------|-----|-------|-----------------|-----|-------|
| | 人口 | 高齢者 | 高齢化率 | 人口 | 高齢者 | 高齢化率 | 人口 | 高齢者 | 高齢化率 | 人口 | 高齢者 | 高齢化率 |
| 口之島 | 123 | 68 | 55.28 | 116 | 63 | 54.31 | 120 | 51 | 42.50 | 103 | 46 | 44.66 |
| 中之島 | 160 | 71 | 44.38 | 137 | 64 | 46.72 | 154 | 59 | 38.31 | 148 | 49 | 33.11 |
| 諏訪之瀬島 | 54 | 7 | 12.96 | 40 | 11 | 27.50 | 74 | 13 | 17.57 | 66 | 14 | 21.21 |
| 平島 | 71 | 28 | 39.44 | 75 | 23 | 30.67 | 65 | 20 | 30.77 | 78 | 28 | 35.90 |
| 悪石島 | 84 | 15 | 17.86 | 61 | 12 | 19.67 | 59 | 13 | 22.03 | 74 | 17 | 22.97 |
| 小宝島 | 44 | 9 | 20.45 | 56 | 8 | 14.29 | 61 | 9 | 14.75 | 56 | 15 | 26.79 |
| 宝島 | 121 | 40 | 33.06 | 93 | 42 | 45.16 | 126 | 40 | 31.75 | 111 | 36 | 32.43 |
| 計 | 657 | 238 | 36.23 | 578 | 223 | 38.58 | 659 | 205 | 31.11 | 636 | 205 | 32.23 |

とからいきいき教室実施状況

| 区分 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施回数 | 63 回 | 50 回 | 50 回 | 49 回 | 43 回 |
| 参加人員 | 1,612 人 | 1,165 人 | 1,537 人 | 1,364 人 | 1,367 人 |
| 65 歳以上 | 657 人 | 365 人 | 521 人 | 363 人 | 414 人 |
| | 一般 | 955 人 | 800 人 | 1,016 人 | 953 人 |

3 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

(1) 現況と問題点

障害者自立支援法が制定されたことに伴い、平成 19 年 3 月に「十島村障害者福祉計画」及び「十島村障害者計画」は従来の障害種別を一本化し、障害のある人もない人も同じように生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションを基本に推進されている。

この間「障害者基本法」や「障害者雇用促進法」の改正、「障害者虐待防止法」の施行、平成 18 年の「障害者自立支援法」が平成 25 年に「障害者総合支援法」に代わるなど、障害者を取り巻く環境や施策は大きく変化し、これまでの“個人”の機能障害に基づく考え方に加え、生活面での障害として“社会”を見つめなおすといった、質的な変容が見られ、障害者の地域生活への移行や就労移行支援の促進をより図ることから、平成 27 年 3 月に「第 3 期十島村障害者計画及び障害福祉計画」を策定し、これに続き平成 30 年 3 月に「十島村障がい者基本計画」と「第 4 期十島村障がい福祉計画」及び児童福祉法の改正により新たに策定を義務付けられた「第 1 期十島村障がい児福祉計画」も一体的に策定した。

(2) その対策

「誰もが幸せに生きるしま トカラ」を基本理念としている。

基本方針

- (1) 総合的かつ効果的な施策の推進
- (2) 社会のバリアフリー化の推進
- (3) 障がいの特性を踏まえた利用者本位の支援の充実
- (4) サービス提供基盤の整備

障がい者基本計画

- (1) 広報・啓発及び障がい者理解の促進
- (2) 地域生活の充実
- (3) 保健医療の充実
- (4) 教育・保育・教育環境の整備
- (5) 雇用の促進・就労環境の充実
- (6) 生活環境の整備

○障害者手帳交付状況

(単位：人)

| 手帳 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | 9 | 6 | 9 | 9 | 3 | 2 |

4 保健衛生

(1) 現況と問題点

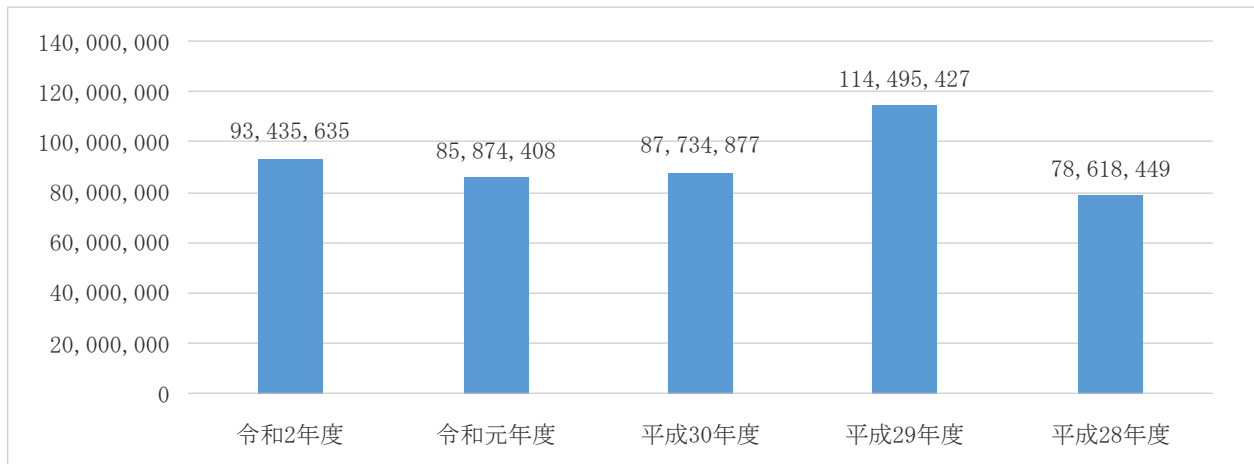
本村においては、急速な高齢化の進行や生活習慣病の増加など全国と共通の健康問題を抱えるとともに、入院施設や介護施設等の社会資源あるいは、救急搬送の体制等特有の問題を抱えている。

平成21年3月に、村民の声を反映し、具体的でわかりやすい健康づくり対策の指針となる「健康としま21」を策定、平成31年3月に「健康としま21(第二次)」を策定し、「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」ことを目標に掲げ、健康づくり・地域づくりに取り組んでいる。本村における保健活動は乳幼児から高齢者に至るまでの全島民を対象とし、生涯を通じた健康づくりを目指し、特定健康診査や各種がん検診等による生活習慣病の早期発見に取り組むとともに、各診療所の看護師と連携をとり、早期治療にあたっている。また、青年期からの健康意識の向上及び疾病予防を目指し、健康診査対象年齢を19歳からと引き下げている。また、全島民が疾病になる前の一次予防の大切さを認識し、自分で自分の健康管理ができるように、保健師・看護師・栄養士を中心として支援体制を整え、食生活改善推進員や運動普及推進員及びとからいきいき教室運営委員などの地区組織を中心とした住民主体の健康づくり体制の維持発展を図っている。

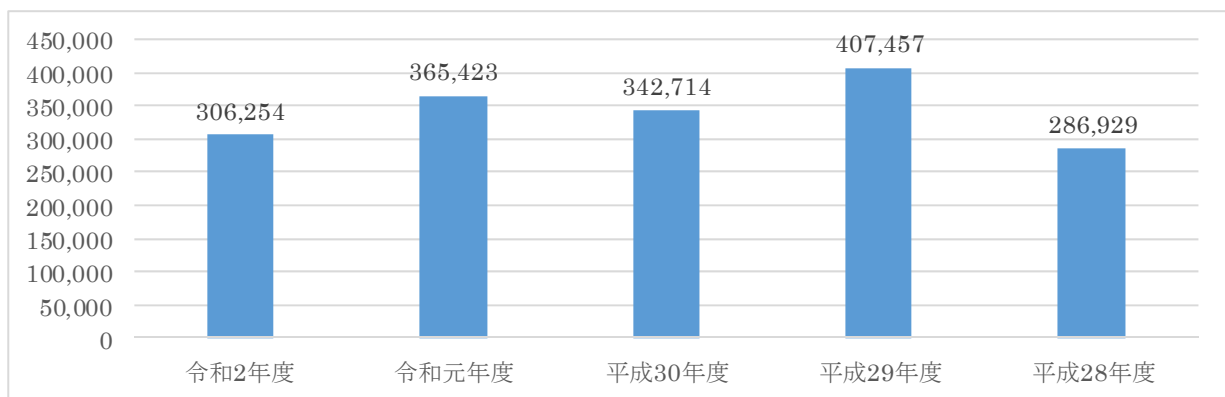
本村の疾病の状況については、「悪性新生物」、「筋骨格」、「消化器系の疾患」が多くを占めている。医療費については、近年増加傾向にある。継続的に実施してきた保健指導及びジェネリ

ック医薬品の使用による医療費減少の効果が伺える。

年間医療費の推移 (単位：円)



ひとり当たり医療費の推移 (単位：円)



医療費の状況 (KDBシステム:健康スコアリング(医療)より)

| 外 来 | 十島村 | 県 | 同規模 | 国 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 千人当たりの受診率 単位:件 | 2,723.735 | 7,520.208 | 6,695.606 | 6,657.387 |
| 1人当たりの医療費 単位:円 | 92,319 | 183,024 | 167,036 | 160,072 |
| 1日当たりの医療費 単位:円 | 25,485 | 15,460 | 17,992 | 16,068 |

| 入 院 | 十島村 | 県 | 同規模 | 国 |
|----------------|---------|---------|---------|---------|
| 千人当たりの受診率 単位:件 | 396.887 | 322.994 | 245.230 | 182.938 |
| 1人当たりの医療費 単位:円 | 213,935 | 177,076 | 138,692 | 108,299 |
| 1日当たりの医療費 単位:円 | 35,358 | 29,369 | 34,161 | 36,764 |

医療費分析

< 外来 > 外来医療費全体を 100%として計算 (単位：%)

| | | | |
|-------|------|------------------|------|
| 悪性新生物 | 48.4 | その他悪性新生物 | 24.8 |
| | | 気管、気管支及び肺の悪性新生物 | 21.3 |
| | | 良性新生物及びその他の新生物 | 0.9 |
| 筋骨格 | 8.3 | その他の骨格系及び結合組織の疾患 | 2.3 |
| | | 関節症 | 1.5 |

| | | | |
|-----|-----|------------------|-----|
| | | 骨の密度及び構造の障害 | 1.4 |
| 消化器 | 6.7 | その他の消化器系の疾患 | 3.0 |
| | | 胃炎及び十二指腸炎 | 1.7 |
| | | その他の肝疾患 | 0.7 |
| 内分泌 | 6.2 | 糖尿病 | 5.2 |
| | | 甲状腺障害 | 0.8 |
| | | その他の内分泌、栄養及び代謝障害 | 0.2 |

< 入院 >入院医療費全体を 100%として計算 (単位：%)

| | | | |
|-------|------|-----------------------|------|
| 悪性新生物 | 31.4 | その他悪性新生物 | 15.1 |
| | | 肝及び肝内胆管の悪性新生物 | 7.6 |
| | | 気管、気管支及び肺の悪性新生物 | 6.5 |
| 精神 | 20.5 | 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害 | 13.5 |
| | | その他の精神及び行動の障害 | 5.2 |
| | | 気分(感情)障害(躁うつ病を含む) | 1.8 |
| 循環器 | 18.5 | 脳内出血 | 17.3 |
| | | 高血圧性疾患 | 0.7 |
| | | その他の心疾患 | 0.5 |
| 筋骨格 | 6.4 | その他の骨格系及び結合組織の疾患 | 5.9 |
| | | 腰痛症及び坐骨神経痛 | 0.4 |
| | | 炎症性多発性関節障害 | 0.1 |

(2) その対策

村民1人ひとりが自分の健康づくりに積極的に取り組めるようにするとともに、行政や健康づくりに関連する団体等が健康に関する情報を積極的に提供していく。

母子保健の充実を目指し、個々に応じた妊婦指導・産婦指導・育児指導を行う。また、学校とも連携を図り、親元を離れる中学卒業時まで、子供が健康に対する意識を向上できるような支援を実施する。

健康づくりを推進するため、特定健康診査や各種がん検診等の受診率向上に努め、併せて、受診後の事後フォローに重点をおいた保健指導を行う。

また、日頃からの食事・運動・休養等に着眼した一次予防の重要性を推進するため、健康教育や栄養教室・健康相談・訪問指導を行い、個々に応じた保健指導を推進する。

医療費適正化のためには、内臓性脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に起因する「血管に関する疾病」特に高血圧性疾患、脳梗塞、虚血性心疾患の予防が重要といえる。また、虚血性心疾患や脳血管疾患は、糖尿病、高脂血症の重症化として発症する大血管障害の1つとして発症しているケースも多いことから、早期発見や治療者に対する重症化に向けた早期介入を進めていくことが必要である。

5 医療費助成

(1) 現況と問題点

本村には、北部4島を巡回する常駐の医師が1名、そして平成27年4月からは県との併任として、南部3島を巡回する村立診療所医師1名がいるが、日常、診療所には各島看護師が1名常駐しているのみである。そのため、専門医で受診する際に、通常の医療費のほかに、交通費や宿泊費等が別途必要になる。経済的負担の軽減及びいつでも安心して医療が受診できるように、本村独自の医療費助成を実施している。

(2) その対策

十島村住民医療費助成事業で、医療費の一部負担金に対して助成を行っている。所得での制限を設けているが、受診者に対して経済的な軽減負担に努めている。

6 バリアフリー

(1) 現況と問題点

本村では高齢者や障害者が利用する公共施設のうち、各島のコミュニティーセンターや温泉施設、診療所の施設は必ずしも高齢者や障害者にとって優しい造りになっているとは言えず、新たに整備を検討する公共施設についてはバリアフリーに配慮した整備に努める。

本村の港湾整備は、外郭施設及び水域施設の整備が急務であったため、係留施設は防波堤兼用岸壁を整備してきた経緯があり、台風及び季節風の影響を多大に受けやすい。また、岸壁周辺の用地確保が困難であることから、陸側の村有地に待合所を建設しているなど、バリアフリー対策は遅れている。

村内の道路整備の状況については、道路構造例の特例により建設された道路がほとんどで車道と歩道を分離した道路はない。現在、進めている道路側溝整備を行う事で、道路と隣接する土地の段差解消の効果があることから、より一層の整備促進が求められている。

(2) その対策

各島のコミュニティーセンターや温泉施設など高齢者や障害者が最もよく利用する施設については、今後専門家と協議しながら、高齢者や障害者に優しい公共施設の改修を年次計画によって実施していく。

また、今後整備する公共施設等については、高齢者等の利用に配慮したバリアフリー設計を取り入れ、住民が使いやすい施設の整備に努める。

平成14年5月に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」が施行され、高齢者等が利用しやすい交通機関の整備が求められている。本村の高齢化率は29.24%(令和3年9月末)となっており一部、口之島においては47.06%となっている。島で生活したいと願う高齢者は多いため、定期船や公共施設においては、高齢者、身障者の方々に利用しやすく、また利便性及び安全性を考慮した設備の改善を図る。

7 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---|-------------------|--------------------------------|----------|----|
| 6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び福 祉の向上及び増 進 | (9) その他 | | | |
| | 十島村すこやか子ども医療費助成事業 | 出生から18歳の3月31日まで医療費一部負担金助成 | 村 | |
| | 住民医療費助成事業 | 医療費一部負担金助成 | 村 | |
| | 介護予防事業 | 介護サービス 生活支援サービス 家族介護サービス | 村 | |
| | 健康増進事業 | 健康保持増進事業 | 村 | |
| | 母子保健事業 | 各種健診事業 健康相談事業 | 村 | |
| | 予防接種事業 | 予防接種実施 BCG接種 | 村 | |
| | 結核予防事業 | BCG接種、レントゲン実施 | 村 | |
| | 宝島いまきら園 | 子育て支援施設の建築と運営 | 村 | |
| | 中之島ほしのご園 | 子育て支援施設の運営 | 村 | |
| | 諏訪之瀬島すわっこ園 | 子育て支援施設の運営 | 村 | |
| | 口之島くちっこ園 | 子育て支援施設の建築と運営 | 村 | |
| | 悪石島のびっこ園 | 子育て支援施設の運営 | 村 | |
| | 小宝島 子宝園 | 子育て支援施設の運営 | 村 | |
| | 平島 たいらっこ園 | 子育て支援施設の運営 | 村 | |
| | ミルク・紙オムツ支給事業 | ミルク生後18月 オムツ生後3歳まで | 紙 村 | |
| | 体験保育事業 | 体験保育に関わる宿泊費、利用料、船運賃の助成 | 村 | |

| | | | | |
|--|--------------|--------------------------|---|--|
| | 老人クラブ育成事業 | 奉仕活動、スポーツ活動、高齢者以外の世帯との交流 | 村 | |
| | 在宅高齢者用通信機器整備 | 見守り機器整備 | 村 | |

8 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

本章に係る「十島村公共施設等総合管理計画」の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(7) 行政施設

- ・施設の診断や、日常的な点検により建物の劣化状況や設備機器類の更新時期を把握し予防修繕等に努めることで長寿命化を図ります。

第8章 医療の確保

1 保健・医療の確保

(1) 現況と問題点

7か所の診療所における医療サービスについては、平成14年度より上4島に鹿児島赤十字病院から長期派遣医師（3か月交代）を配置し、無医地区の解消を図ってきた。下3島については、従来の鹿児島赤十字病院の派遣体制（2回/月程度）に加え、新たに平成27年4月より奄美大島（県立大島病院）からも1名（県併任、村立診療所医師）派遣（隔週ごと、月2回）され、巡回診療を実施している。

各島に常駐医師を配置し、患者に対する質の保証された医療を提供することは、行政の責務であるが、財政負担及び人材確保の面から現況では困難である。下3島について、医療強化が図られたとはいえ、今後も長期の派遣医師体制について鹿児島県に要請を図り、医師不在の不安解消に努める。

インターネット環境が整備されたことに伴い、鹿児島赤十字病院および各診療所間で遠隔医療支援システムを用いた医師の診療等や相談事業が可能となり、医療の質の向上が図られている。

また、村は、有人島7島で構成され各島に1ヶ所あるへき地診療所の体制を令和元年度より看護師1名から2名に増員することを目指している。村で働く看護師の継続教育の実現には年間教育計画の作成、研修先の確保、代替看護師の確保等、様々な課題に対し、村の保健師や診療所看護師だけで解決するには限界があるため、各関係機関と村の現状や課題について情報共有・意見交換を図り「十島村における看護師等の人材育成に係るあり方検討会」を開催し、課題解決に向けた取り組みから看護人材のあり方について検討している。「住み慣れた島でいつまでも暮らすこと」ができるためにACP（アドバンス・ケア・プランニング）についても取り組みをすすめていく。

耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科の診療科については、へき地医療拠点病院である鹿児島赤十字病院が年1回の巡回診療を実施しているが、診療日数、使用可能な医療機器等が制限されているため、検診が主な事業となっている。特に耳鼻科診療については医師不足に伴い、医師確保が困難なことから受診機会の確保を図る。

歯科診療については、平成14年度より鹿児島県歯科医師会が県からの受託事業として、巡回診療車による年2回の保健診療を実施している。

鍼・灸診療については、年3回計画し、1～2名の鍼灸師を派遣している。島によりばらつきはあるが、受診希望者が多く、需要は高い。令和2年度、令和3年度においてはコロナ禍の影響により中止している。

(2) その対策

巡回による診療行為では、医師一患者、医師一地域間の継続した信頼関係を築きにくいことから常駐医師の配置が必要であるが、財政負担及び医師確保の面から困難である。しかし、へき地医療拠点病院（鹿児島赤十字病院）を核とした既設の遠隔医療支援システムの充実、拡充を図ることにより更なる医療サービスの提供を目指す。

また、専門指導員による徹底した疾病予防の啓発に努め、住民の予防意識の向上を図る。

鍼灸については、今後の受診者数を勘案し、状況に応じて、派遣鍼灸師の増員を検討する。

2 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|--------------|--|----------|----|
| 7 医療の確保 | (4) その他 | | | |
| | 医師派遣事業 | 医師派遣 鹿児島赤十字病院 巡回診療 南部3島巡回診療 (奄美大島－南部3島間) | 村 | |
| | 鍼灸師派遣事業 | 鍼灸師派遣 各島年3回実施 | 村 | |
| | 遠隔医療支援システム事業 | 遠隔医療支援システムの更新 及び機能強化 | 村 | |

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

| |
|--|
| 本章に係る「十島村公共施設等総合管理計画」の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 |
| (6) 医療施設 |
| ・施設の大半が築後20～30年程経過しており、老朽化が見受けられる時期を迎えているため、計画的な修繕により施設の長寿命化を図ります。 |

第9章 教育の振興

1 教育の振興

(1) 現況と問題点

本村の教育は、昭和5年の小学校令の施行から始まり、幾多の変遷を経て小・中学校本校5校、分校2校が小中併設で設置されていたが、平成27年度末に2分校を廃止し、平成28年度より本校が設置された。

在籍児童生徒数は、過疎化の進行により、年々減少傾向にあり、各学校の在籍児童生徒も10名～20名程の極小規模校で、学級編制も複式学級を編制せざるを得ない。

学校の経営は、極小規模校の特色を生かし、「小中連携」の教育活動を展開し、行事や生徒会活動を合同で行い、縦の人間関係で行動する機会を増やし、相手を思いやる心の育成や、学習においては、小・中学校の教師が相互に乗り入れて授業を行うことによって、より専門性のある学習が展開できるようにしている。

小規模ならではの児童生徒と教師の距離が近く、学習面、生徒指導面でもより深い人間関係を築くことができる。その反面、大人数の中で生活する心構えの育成、交流、共同作業などの経験が少ない現状がある。

そうした中で、極小規模校の特性を生かした、学習の在り方・基礎学力向上・たくましい精神力の育成のほか、TV会議システムを活用した遠隔授業や交流学习を実施してきている。また、令和2年度には、文部科学省『GIGAスクール構想の実現』における学校情報通信ネットワーク環境の整備及び児童生徒1人1台のタブレット端末整備を実施し、令和3年3月に整備完了し、4月から授業への活用がなされ学習活動の充実が図られてきている。

平成30年度からJETプログラム（語学指導等を行う外国青年招致）事業を活用して、ALT（外国語指導助手）を全島に配置し、外国語教育の充実を図っている。

学校存続のため、平成3年度から山海留学制度を発足させ、地域外からの留学生を募集している。これまでに400人程を受け入れた実績があり、学校存続に寄与している事業である。今後についても積極的な受入れの継続を図る予定である。

(2) その対策

本村は、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本理念に、地域風土の伝統や環境を生かした学校経営の充実と基礎学力の定着向上策を推進し、21世紀を生きる人間性豊かでたくましい児童生徒の育成を図る。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、平成27年度より十島村総合教育会議が設置されたことにより、今まで以上に村長部局と教育委員会の連携が図られる状況となったことから、リアルタイムでの情報共有を目指し、今後の教育事業の充実を図る。

TV会議システムを活用した遠隔授業や各種交流学习を進め新たな展開を図るとともに、タブレット端末を活用したさらなる教育環境の充実を図る。ALT（外国語指導助手）招致のJETプログラム事業については、各学校への配置継続を進め、外国語教育のより一層の充実を図る。

学校存続のために、山海留学制度は今後も積極的に継続することとして、里親の確保・里親・保護者の負担軽減の措置や、安定した留学生確保を図る。

2 公立学校施設の整備等

(1) 現況と問題点

教育施設については、各学校の教室棟や給食施設、教職員住宅の老朽化が進み、毎年の補修工事が必要不可欠な状況となってきた。

また、令和元年度に小中学校普通教室に空調設備を整備し、さらに児童生徒、教職員の教育環境の向上を図ることから令和2年度～3年度にかけてそれ以外の特別教室等に空調設備整備を進めている。

平成29年度から住宅不足の解消と教員の生活環境の改善を図るために教員住宅の整備を再開している。

里親の高齢化に伴いその対策として平成29～30年度に平島、令和元年度から2か年事業で諏訪之瀬島に寄宿舎を建設し、口之島では平成29年度に教員住宅を改修し、山海留学生寮として留学生の新たな受け入れを進めてきている。その結果、令和3年は42名の受け入れをしており、児童生徒数も112人へと増加し、はじめて3桁を記録するようになった。おかげで島に子どもの声が響き渡り、活気がでてきたところである。

(2) その対策

教育施設について、老朽化に伴い維持補修に多額の費用を必要とする施設については、建替えについても、今後検討を進める。

教員住宅についても老朽化に伴い多額の維持補修費用がかかることから、耐用年数を経過した物件の処分を図るとともに新たな建設の年次的な整備を進める。

また、更なる山海留学生寮（寄宿舎）の建設を進め、寮監募集によるU・Iターン者の受入を図る。

本村には、保育所・幼稚園がないが、就学前の教育環境として子育て支援施設が整備されている。就学前の教育は、幼児期における発育や、就学後の成長、その後の人間形成に多大な影響があるため、地域社会及び行政との連携を図り、適切な指導助言や支援を行う事業を展開していく。

3 社会教育

(1) 現況と問題点

本村の社会教育は、住民の生涯にわたって学習できる環境と学習機会の提供、文化の継承、生涯スポーツの促進を図ってきた。しかし、社会経済環境が大きく変化中、また、過疎高齢化の影響で文化の継承や地域社会の維持が難しくなり、学習よりも生活の方が重視され、社会教育のリーダーも育っていない。

そのような中、平成29年11月には、多くの十島村民が一堂に会する村民体育大会が中之島において開催された。日常会えない村民が和気あいあいとスポーツを親しみ、親睦を深め、一体感の醸成、島おこしの気運高揚と健康増進の意識化が図られたところである。

現在の学習機会は、年間10講座の生涯学習事業とファミリー劇場、公民館図書事業、スポーツ推進員の住民スポーツ等が主な事業となっている。

各地域の社会教育団体の活動も、指導育成する人材不足で活動自体も減少している。

地域における指導者の育成が、今後の社会教育の現場では必要であり、社会の変化への柔軟な対応と、住民意識を高め学習意欲への高揚へと変えていく、社会教育事業の展開が必要である。

(2) その対策

住民が、自己を高め、豊かな人生を送ることができるよう、今後もその生涯にわたって、あらゆる機会にあらゆる場所で学べる環境づくりを推進し、また、心身両面にわたる健康の保持増進に必要なスポーツ活動の促進を図る。

基本的人権は、憲法で保障されていて、人は誰でも生まれながらにして自由・平等であり、心身ともに人間らしく生活できる権利をもっている。今後も住民一人一人が、人権問題について深い認識と理解を深めるよう人権教育の啓発を図る。

生涯学習講座、生涯スポーツ、文化芸術活動、奉仕活動、体験活動の事業の展開を住民ニーズに合わせ、また、地域コミュニティ活動への支援など積極的な施策を図る。

4 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|---------------|---|----------|----|
| 8 教育の振興 | (1) 学校教育関連施設 | | | |
| | 学校施設維持補修事業 | 十島村全域 小中学校校舎等補修 | 村 | |
| | 屋内運動場改修事業 | 宝島地区 屋根等改修 RC A=681 m ² | 村 | |
| | 屋内運動場屋根改修事業 | 中之島地区 屋根改修 RC A=685 m ² | 村 | |
| | 屋内運動場改修事業 | 口之島地区 屋内運動場改修 RC A=549 m ² | 村 | |
| | 校舎改築整備事業 | 宝島地区 校舎改築 RC 1F 160 m ² | 村 | |
| | 校舎改築整備事業 | 悪石島地区 校舎改築 RC 1F 120 m ² | 村 | |
| | 校舎改築整備事業 | 諏訪之瀬地区 校舎改築 RC 1F 395 m ² | 村 | |
| | 校舎改築整備事業 | 平島地区 校舎改築 RC 1F 120 m ² | 村 | |
| | 校舎改築整備事業 | 中之島地区 校舎改築 RC 1F 250 m ² | 村 | |
| | 校舎改築整備事業 | 小宝島地区 RC-1F 190 m ² | 村 | |
| | 学校施設環境改善交付金事業 | 各島（教員住宅整備） A=80 m ² | 村 | |

| | | | |
|---------------|---|---|--|
| 学校施設環境改善交付金事業 | 各島（寄宿舍整備） A=190 m ² | 村 | |
| 教職員住宅解体事業 | 口之島 中学校 11 号棟 S-1F A=50 m ² | 村 | |
| 教職員住宅解体事業 | 中之島 中学校 12 号棟 S-1F A=41 m ² | 村 | |
| 教職員住宅解体事業 | 平島 中学校 6 号棟 S-1F A=41 m ² | 村 | |
| 教職員住宅解体事業 | 諏訪之瀬島 中学校 4 号棟 S-1F A=41 m ² | 村 | |
| 教職員住宅解体事業 | 悪石島 中学校 4 号棟 S-1F A=41 m ² | 村 | |
| 教職員住宅解体事業 | 宝島 中学校 9 号棟 S-1F A=41 m ² | 村 | |
| 学校屋外環境整備事業 | 小宝島 グラウンド排水舗装工事 A=1,800 m ² | 村 | |
| 給食施設改築整備事業 | 悪石島地区 給食施設改築 RC-1F 60 m ² | 村 | |
| 給食施設改築整備事業 | 中之島地区 ドライシステム化 | 村 | |
| (5) その他 | | | |
| 離島留学対策事業 | 山海留学生受入 | 村 | |
| 小学校集合学習事業 | 連合学習事業 修学旅行事業 | 村 | |
| 中学校集合学習事業 | 連合学習事業 職場体験事業 修学旅行事業 | 村 | |
| 交流事業 | 十島村全域 交流・体験学習 国内外研修 島間交流学習 | 村 | |
| はばたけ十島っ子事業 | 十島村全域 体験学習 | 村 | |

| | | | | |
|--|--------------|-------------------------------------|---|--|
| | 生涯スポーツ | 十島村全域 島間スポーツ交流 コミュニティークラブ団体育成 | 村 | |
| | 生涯学習 | 十島村全域 各島年間 10 講座開設 | 村 | |
| | セブンアイランド図書事業 | 十島村全域 公民館図書購入 図書スペース設置 | 村 | |
| | 花いっぱい運動 | 十島村全域 花木購入植樹 | 村 | |

5 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

本章に係る「十島村公共施設等総合管理計画」の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(5) 学校施設

- ・長期的視点による維持管理を行い、予防保全の考え方により計画的に修繕等を実施し施設の長寿命化を図ります。

第10章 集落の整備

1 集落の整備

(1) 現況と問題点

(ア) 定住促進

十島村の令和3年9月末現在の人口は約680名である。本村の高齢化率は住民基本台帳では令和3年9月末現在において29.24%で、近年のU・Iターン者の増加等に伴い、数値的には平成22年と比較して改善されている状況である。しかしながら、人口の自然増加が見込めない状況であることや、今後は更に人口減少が加速することから、国立社会保障・人口問題研究所によると約25年後の村の人口は490人程度になる事が予想されている。

このまま人口の減少が進めば、地域のコミュニティ機能の維持すら困難となることが予想されることから、U・Iターン者の定住促進を図り人口減少に歯止めをかけることが急務となっている。

このような中で、定住促進を図る上で必要不可欠なものは、まず住宅の確保であり平成2年度から51棟(67戸)の村営住宅の整備を実施しているが、未入居住宅がほとんどない状況が続いており、定住希望者があった場合に容易に入居出来ない状況が一部の島では発生している。しかし、村営住宅の建築が増える中において今後は老朽化が進んだ住宅の維持費用が莫大に発生することも懸念される。

また、U・Iターン者にとっては就職場所が少ないことなどから、生産年齢人口の中の特に子育て中の者にとっては、収入を得る機会が少なく安定した生活を行うことが困難な状況が続き離島することを考えている者も少なくない。

(イ) 地籍調査

現在使われている土地台帳、字図は明治初期の頃にできたもので、当時の測量技術の低さと年月を経て現況が移り変わったことにより、現況と公簿上とが一致せず土地の売買・賃借等に問題が生じている。

十島村は、平成7年度より地籍調査事業を実施し、現在、小宝島、悪石島、中之島(一部終了)が終了し、口之島を実施中であるが、高齢化が進み、土地の所在、境界等を知る人が少なくなっている。したがって、早急に地籍調査を進める必要があるが十島村は離島であること、事業費の拡大が見込まれないことから調査がなかなか進まない現状がある。

(2) その対策

(ア) 定住促進

住宅の整備は、今後も定住希望者の受け入れ先として継続した建築計画を行っていく必要があると思われるが、住宅の維持費用の増加も予想されることから耐用年数の経過する住宅等については、既存入居者等への売買を検討する。

また、平成22年度からは、集落の景観及び空き家の放置による二次災害を防止すると

ともに空き家を定住対策、並びに人口交流対策として活用する事業の開始が見込まれていることから、定住希望者と、活用可能な空き家住宅と村営住宅との調整を図りながら、今後の村営住宅整備及び改修を行う。

その他、子育て世代へ定住促進を図るための経済的支援策として平成22年7月より本村の単独事業において、中学生以下の者と同居している親族へ、基本額を月額1万円とし、3人目以降は1人ごとに1万円を追加する生活支援金の交付を開始している。

また、過去の定住促進条例のなかで、出生関係の祝い金の大幅な見直しを行い、第1子出生のときを30万円とし、第2子～第3子出生のときを50万円、第4子以降出生のとき100万円とし、若年層の定住についても促進を図ることとした。

併せて、定住者の自立を支援し産業の振興につなげることにより定住人口の増加を図ることを目的として、経済的支援や技術的支援を行う事業を平成22年度から開始している。

経済的支援については、後継者、新規参入者、体験希望者へ奨励金として農林水産業、又は地域活動に従事する日数に応じて奨励金の交付を受けることが可能となり、就労者が技術習得に専念することが可能となることが予想される。

技術的支援については、農林水産業等に従事している者より直接指導を受けることにより、地域に合った技術の習得が可能となり就労者の早期の自立に繋がる。

併せて、農地の景観維持、及び就農者や新規参入者の農地不足を解消するため、遊休農地を村が借上げし希望者へ貸付し農業振興を図る。

(イ)地籍調査

地籍調査を円滑に進めるため、高齢化が今以上に進む前に事業の拡大を図る必要がある。未調査地区の中でも筆界未定地区等予想される地域を除く、宅地及び耕作地の個人私有地を多く含む地区から優先して事業を実施する。

2 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|---------------|-------------------|----------------------------|----------|----|
| 9 集落の整備 | (1) 過疎地域集落再編整備 | | | |
| | 定住促進住宅整備 | 十島村全域 定住促進住宅2世帯長屋18棟 | 村 | |
| | 地籍調査事業 | 地籍調査 1式 事業年度 平成7年度～52年度 | 村 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 空き家利活用事業 | 空き家の賃貸借、改修、解体 | 村 | |
| | 就業者育成事業 | 新規就業に係る奨励金交付・研修費助成 | 村 | |
| | 遊休農地利活用事業 | 遊休農地の賃貸借、改良 | 村 | |

3 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第 11 章 地域文化の振興等

1 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

本村は、地理的に本土から奄美、沖縄へと続く海上の道に点在しており、縄文時代の遺跡があり、また、南洋文化（琉球文化）が北上し、大和文化と交差する地点でもあり、双方の文化の伝播によると思われる、他県に見られない多様な祭事・郷土芸能が受け継がれ文化を形成してきた。

自然生物学的にも温帯と亜熱帯の交差する地域とされ、生物の中には、国や県指定の天然記念物が多く生存し、多くの植物相・生物相の北端・南端にあたる地域でもある。

その一部をあげると、悪石島のボゼが、「来訪神：仮面・仮装の神々」として、全国 10 か所の仮面神とともに平成 30 年 11 月にユネスコ無形文化遺産に登録され、令和元年 6 月には伝達式、記念式典、同年 12 月にはシンポジウムを開催している。また、トカラ馬が中之島の牧場で飼養されており、口之島のタモトユリは平成 27 年の現地調査で自生地で咲いているのが確認された。いずれも県の天然記念物として保護に努めている。

伝統芸能については、平成 27 年に国民文化祭を、平成 30 年には「フェリーとしま 2」の就航を祝い、村民文化祭を開催している。そのことにより伝統芸能等の継承への動機づけを行ったところである。

また、芸術文化については、その地理的状況等から芸術文化鑑賞の機会が少ないため、年 1 回の文化芸能に触れる十島ファミリー劇場を単独で実施している。

今後、文化財の見識を広め、郷土の自然を保護していく必要があり、祭事・郷土芸能の文化や貴重な生物、環境を次世代に受け継ぐことが求められている。また、伝統芸能は各島後世へ継承していくことが重要である。

(2) その対策

文化財保護審議会と協力し、本村の国、県文化財指定に向けての調査、掘り起こし等取組を進める。

本村地域の文化財情報の掌握、その保護管理と活用に努め、郷土の文化財に対する保存・活用の啓発を図る。

本村地域の祭事・伝統芸能の保存と継承支援に努め、郷土文化への保存・保護思想の啓発を図る。また、芸術鑑賞活動の推進と芸術文化活動に対する意識の高揚を図る。

地域文化の継承、文化財の保存活動については、各島の住民が一堂に会し、島々の伝統芸能を披露する機会を設けることにより、継承する意識の掘り起こしや、出身者の参加が見込まれることから、このような場を設ける事業の実施を計画する。

2 地域文化の振興に係る施設の整備・活用

(1) 現況と問題点

文化や環境を保存・継承するために、平成 5 年に十島村歴史民俗資料館を開館し、本村の文化・自然環境の啓発を図ってきた。この中之島地区の歴史民俗資料館、天文台、トカラ馬牧場の 3 施設については、平成 26 年 10 月から、管理者による管理運営を行っている。また、歴史民俗資料館においては、内装のリニューアルを平成 15・16 年度に実施し、歴史民俗資料館、天文台の 2 施

設は空調等改修の維持補修、トカラ馬牧場も牧柵等の補修を実施してきている。

口之島のタモトユリ展望台公園、さとのカワ公園については、タモトユリ保存会の協力のもと管理運営を行っている。

悪石島ボゼについては、ユネスコ無形文化遺産登録を記念して、悪石島にボゼ記念施設および記念碑を令和2年6月に建設している。

(2) その対策

歴史民俗資料館、天文台、トカラ馬牧場3施設については、歴民館長兼務で管理しており、現業等地域住民の協力を得ながらの運営対応している。3施設の維持補修については、歴民館長と連携して点検を含め補修対応を図る。

歴史民俗資料館管理運営については、収蔵品又は展示品について、十分な説明が可能となるよう、地域文化に触れあう機会を設ける。

3施設の活用については、集合学習などの事業での活用等歴民館長と協力して対応していく。

タモトユリ公園の管理については、タモトユリ保存会の協力のもと管理運営を行っていく。

悪石島ボゼ記念施設については、地元保存会等と協力して管理運営していくことで、観光スポットとしてのPR、観光客誘致、交流人口の増、経済的波及を図る。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------|--|--|----------|----|
| 10 地域文化の振 興等 | (1) 地域文化振興施設等 | | | |
| | 歴史民俗資料館活性化 | 中之島地区 歴史民俗資料館整備 全館燻蒸、空調整備 展示物リニューアル | 村 | |
| | 中之島天文台整備 | 中之島地区 望遠鏡定期点検 空調整備 | 村 | |
| | 芸術文化事業 | 十島村全域 ファミリー劇場開催 村民文化祭開催 十島村全域 | 村 | |
| 文化財保護事業 | 中之島地区 トカラ馬保護 口之島地区 タモトユリ管理 悪石島地区 ボゼ施設管理 十島村全域 無形民俗保存団体育成 無形民俗保存・記録 文化財案内看板製作 | 村 | | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

第 12 章 再生可能エネルギーの利用の推進

1 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

現在、各島では九州電力が化石燃料による発電を行い、電力供給を行っている。自然と共生する持続的な島づくりを目指すうえでは太陽光や風力、地熱、潮力等を活用した再生エネルギーを住環境や移動手段、暮らし全般に活用する取組が重要になると考えられる。しかし、離島であるため整備にかかる時間、塩害による早期の劣化など様々な課題が残されている。

その中で平成 29 年に IHI と新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が口之島沖で黒潮を利用した海流発電の実証実験を世界で初めて成功させた。海流発電は太陽光や風力と違い、天候や時間帯に左右されず安定的に電力が供給できるのが特徴であり、この成果の活用について民間企業と大学、村が共同で検討を進めている。

一方、類似団体である三島村では、平成 27 年度に地熱開発による地域振興の可能性について検討されたが実現には至っていない。本村も活火山を有していることから地熱等の再生可能エネルギーの利用について検討する必要がある。

(2) その対策

トカラの宝物である豊かな自然環境を将来の世代へと継承していくために、自然と共生する持続的な島づくりを目指す必要がある。

本村では、各島で化石燃料による発電を行っており水力発電は中之島 1 島のみとなっている。離島ゆえの利便性の悪さや海に囲まれているための塩害、小離島の地形等により再生可能エネルギーの導入が遅れているが、低炭素社会の実現に向けて今後検討する必要がある。

第13章 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 庁舎移転

(1) 現況と問題点

現在、全国で行政区内に本庁がない町村が3ヶ所ある。本村は昭和31年4月1日、それまで中之島にあった役場庁舎を鹿児島市泉町に（借家）移転し、昭和55年12月に現在の庁舎に移転し、現在に至っている。鹿児島市に移転してから約65年の歳月が流れ、移転当時とすると、交通体系、情報通信等様々な分野で格段の進歩を遂げている。役場庁舎の位置について鹿児島市に置いたままでよいのかということが課題としてあげられている。役場庁舎を村内に移転することになると様々なメリット・デメリットが想定される。

(2) その対策

平成29年度から平成30年度に本庁舎のあり方検討委員会を議会や各島の代表者の参加の下実施し、住民アンケートを実施している。結果としては、鹿児島市に本庁舎がある事に「問題はなく、むしろ現状のままがよい」との回答が多かった事から、暫くの間は、本庁舎のあり方については、現在の鹿児島市に置くこととなった。しかし、社会情勢の変化や人口の急激な減少など、村の存続に影響を及ぼす事態が生じた際には検討を要する問題である。

2 自治・コミュニティ

(1) 現況と問題点

本村は、各地域のコミュニティを支える自治組織がある。この組織は昔から続き、島の祭りごとや、伝統行事の継承をはじめ、地域の様々な決定をする最も重要な組織である。小規模離島という外洋で隔絶された地域であることや役場が行政区内に無いため、各自治組織の結束力は強固なものであると考えられる。自らのことは自らの手により処理するといった自治組織のあり方は、今後も地域の活性化につながり、地域おこしの原点である。しかし、地域の過疎化が進むにつれ、中心的な人材も少なくなり、皆、地域活動と日常の生活に追われる毎日で、地域の相互扶助活動に疲弊が生じている。少子高齢化が進む中、組織力の増強を図る必要がある。

また、行政と自治組織とが遠隔の地にあり、コミュニティの場は村政座談会に限られているため、今後、住民参加の新たな施策を図る必要がある。

(2) その対策

様々な施策において、地域の自治組織の意見を取り入れるとともに、地域が主体的に取り組む自治組織活動を人的、財政的に支援するなど、地域づくりと合わせ、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。

3 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

| 持続的発展 施策区分 | 事業名（施設名） | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|---------------|----------|------|------|----|
|---------------|----------|------|------|----|

| | | | | |
|------------------------|-------------------|--|---|--|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | (1) 過疎地域持続的発展特別事業 | | | |
| | 定住促進対策事業 | 転入費用（節目3年目） 中学生以下生活支援金交付 出生祝い金交付 | 村 | |
| | (2) その他 | | | |
| | 地域振興推進事業 | 地域担当職員の現地・先進地研修派遣、地域活動支援（地域づくり活動・先進地研修・講師招聘） | 村 | |
| | 友好島民制度事業 | 十島村全域 十島村サポーター制度 | 村 | |
| | 村政座談会 | 村政座談会 | 村 | |
| | 本庁舎の在り方検討会事業 | 本庁舎の在り方の議論 | 村 | |

4 公共施設等総合管理計画等との整合

「十島村公共施設等総合管理計画」の考え方との整合性を図りながら、地域の持続的発展につながる過疎対策の推進に努める。

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

| 持続的発展 施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------------------|------------------------|------------------------------|----------|---|
| 1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成 | 就業者育成事 業 | 新規就業者に対する奨励金 交付 | 村 | U・Iターン者等の新規就業に係る奨励金 交付をおこなうことで、定住を促進する ことから、将来にわたり地域の持続的発 展に資する。 |
| | PR相談事業 | 定住促進制度の紹介、相談活 動、アイランダー等 | 村 | 定住イベント等に参加し、定住促進制度 等の紹介をおこなうことで、U・Iターン 者の増加や交流人口・関係人口の拡大が 図られることから、将来にわたり地域の 持続的発展に資する。 |
| 2 産業の振 興 | 生産施設整備 補助 | 飼料生産用機械、牛舎等整備 等 | 村 | 生産施設整備補助金の交付をおこなうこ とで、所得向上及び定住を促進すること から、将来にわたり地域の持続的発展に 資する。 |
| | 生産施設整備 補助 | ビニールハウス、農業用機械等 | 村 | |
| | 生産施設整備 補助 | 漁業用機械器具等整備補助 | 村 | |
| 3 地域にお ける情報化 | 光サービス負 担金 | フレッツ光サービス開始に伴う施設 改修に係る負担金 | 村 | フレッツ光サービス開始及び光回線の維持管理 等をおこなうことで、定住を促進する ことから、将来にわたり地域の持続的発 展に資する。 |
| | 光ファイバー ケーブル維持 管理 | 光ファイバーケーブルの維 持管理等 | 村 | |
| 9 集落の整 備 | 空き家利活用 事業 | 空き家の賃貸借、改修、解体 | 村 | 空き家の利活用をおこなうことで、島外 からのU・Iターン者の受け入れをおこな うことから、将来にわたり地域の持続的 発展に資する。 |
| | 就業者育成事 業 | 新規就業に係る奨励金交 付・研修費助成 | 村 | U・Iターン者等の新規就業に係る奨励金 交付等をおこなうことで、定住を促進す ることから、将来にわたり地域の持続的 発展に資する。 |
| | 遊休農地利活 用事業 | 遊休農地の賃貸借、改良 | 村 | 遊休農地の利活用をおこなうことで、就 農者や新規参入者の農地不足を解消し、 所得向上及び定住を促進することから、 将来にわたり地域の持続的発展に資す る。 |
| 12 その他地 域の持続的発 | 定住促進対策 事業 | 転入費用（節目3年目） 中学生以下生活支援金交付 | 村 | 生活資金等の交付をおこなうことで、定 住を促進することから、将来にわたり地 |

| | | | |
|-----------|--|--------------------|--------------|
| 展に関し必要な事項 | | 入学祝い金交付 出生祝い金交付 | 域の持続的発展に資する。 |
|-----------|--|--------------------|--------------|